

令和 8 年 朝日村議会

6 月 定 例 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 2 日 開会

令和 8 年 6 月 12 日 閉会

朝 日 村 議 会

令和8年朝日村議会6月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月2日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○請願・陳情の報告	6
○報告第1号から報告第4号まで及び議案第45号から議案第54号までの上程	6
○議案提案説明	7
○議案内容説明	11
○散 会	11
○署名議員	13

第 2 号 (6月9日)

○議事日程	15
○出席議員	15
○欠席議員	15
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	15
○事務局職員出席者	15
○開 議	16

○議事日程の報告	1 6
○会議録署名議員の指名	1 6
○諸般の報告	1 6
○一般質問	1 7
豊 田 恵美子 君	1 7
清 澤 あゆみ 君	2 9
古 池 美佐江 君	4 3
北 村 直 樹 君	5 4
清 沢 正 毅 君	6 6
清 沢 敬 子 君	7 7
小 林 弘 之 君	9 1
齊 藤 正 法 君	1 0 0
○会議時間の延長	1 1 4
中 村 文 映 君	1 1 4
羽多野 美 映 君	1 2 7
○散 会	1 3 7
○署名議員	1 3 9

第 3 号 （6月12日）

○議事日程	1 4 1
○出席議員	1 4 1
○欠席議員	1 4 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 2
○事務局職員出席者	1 4 2
○開 議	1 4 3
○議事日程の報告	1 4 3
○会議録署名議員の指名	1 4 3
○諸般の報告	1 4 3
○常任委員長の報告	1 4 4
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 4 4

○議案第４５号から議案第５４号までの質疑、討論、採決……………	１４５
○発議第１号並びに議案第５５号及び議案第５６号の上程……………	１５０
○議案提案説明……………	１５０
○議案内容説明……………	１５１
○発議第１号並びに議案第５５号及び議案第５６号の質疑、討論、採決……………	１５１
○議員派遣について……………	１５３
○閉会中の継続調査の申出について……………	１５３
○村長挨拶……………	１５３
○閉　　会……………	１５４
○署名議員……………	１５７

令和 8 年朝日村告示第 6 0 号

令和 8 年朝日村議会 6 月定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 5 月 2 6 日

朝日村長 小 林 弘 幸

1 期 日 令和 8 年 6 月 2 日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（１０名）

１番	齊 藤 正 法 君	２番	中 村 文 映 君
３番	羽多野 美 映 君	５番	豊 田 恵美子 君
６番	清 澤 あゆみ 君	７番	古 池 美佐江 君
８番	北 村 直 樹 君	９番	清 沢 正 毅 君
１０番	清 沢 敬 子 君	１１番	小 林 弘 之 君

不応招議員（なし）

令和 8 年朝日村議会 6 月定例会 第 1 日

議 事 日 程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 2 日（火）午前 9 時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 （１）会期の決定

（２）審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

（付議事件）

第 5 報告第 1 号 令和 7 年度朝日村一般会計繰越明許費繰越計算書について

第 6 報告第 2 号 令和 7 年度朝日村簡易水道事業会計予算繰越計算書について

第 7 報告第 3 号 令和 7 年度朝日村下水道事業会計予算繰越計算書について

第 8 報告第 4 号 令和 7 年度朝日村土地開発公社経営状況について

第 9 議案第 4 5 号 あさひ診療所医師住宅条例の制定について

第 1 0 議案第 4 6 号 朝日村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

第 1 1 議案第 4 7 号 朝日村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について

第 1 2 議案第 4 8 号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 1 3 議案第 4 9 号 朝日村観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例について

第 1 4 議案第 5 0 号 朝日村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

第 1 5 議案第 5 1 号 令和 8 年度朝日村一般会計補正予算（第 2 号）について

第 1 6 議案第 5 2 号 令和 8 年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

第 1 7 議案第 5 3 号 令和 8 年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

第 1 8 議案第 5 4 号 令和 8 年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

第19 報告第1号から報告第4号まで及び議案第45号から議案第54号までの議案提案説明

第20 報告第1号から報告第4号まで及び議案第45号から議案第54号までの議案内容説明

出席議員（10名）

1番	齊藤正法君	2番	中村文映君
3番	羽多野美映君	5番	豊田恵美子君
6番	清澤あゆみ君	7番	古池美佐江君
8番	北村直樹君	9番	清沢正毅君
10番	清沢敬子君	11番	小林弘之君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林弘幸君	副村長	越川豪君
教育長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	清沢光寿君
企画財政課長	中村高志君	住民福祉課長	上條裕子君
建設環境課長	小林秀樹君	産業振興課長	大池守君
教育次長	上條靖尚君	保育園長	上條浩充君

事務局職員出席者

議会事務局長	上條まゆみ君	書記	北林薫君
--------	--------	----	------

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（小林弘之君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和8年朝日村議会6月定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小林弘之君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小林弘之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

8番 北村直樹 議員

9番 清沢正毅 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（小林弘之君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月12日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月12日までの11日間と決定しました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） ご異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（小林弘之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長であります。

入札結果調書及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（小林弘之君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎報告第1号から報告第4号まで及び議案第45号から議案第54号までの上程

○議長（小林弘之君） この際、日程第5、報告第1号から日程第8、報告第4号まで及び日程第9、議案第45号から日程第18、議案第54号までの議案を一括上程します。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（小林弘之君） 日程第19、ただいま提出されました報告第1号から報告第4号まで及び議案第45号から議案第54号までの議案提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おはようございます。

本日ここに令和8年朝日村議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より村民の皆様方には村づくりにご協力を賜り、感謝を申し上げます。

提案説明の前に、各課のトピックスに触れます。

初めに、総務課関係でございます。

梅雨の時期を前に、6月7日日曜日に、土砂災害防災訓練が、針尾下組地区で行われます。あわせて、総務省が進める災害備蓄用福祉避難所等資機材整備事業として、資機材の購入に約2,000万円を国庫補助金2分の1及び特別交付税により行います。

次に、企画財政課関係でございます。

空き家対策として、空き家バンク制度において新たに売買物件の取扱いを開始いたしました。不動産業者10社による朝日村空き家利活用連絡会を発足させ、専門的な見地を生かした空き家利活用を進める体制が整いました。今後は、空き家所有者への働きかけを一層進めるとともに、移住・定住を希望される方への情報提供を充実させ、空き家の活用と地域の活性化につなげてまいります。

人口減少対策である地域有料賃貸住宅テラスあさひ第1期分1棟5戸が完成し、5月末に村へ引き渡されました。住まいの確保を通じて、若い世代や子育て世代が安心して暮らせる環境をつくり、環境づくりを人口減少の抑制と地域の活力維持に努めてまいります。なお、令和8年度は、3棟10戸の建設を予定しておりましたが、国の社会資本整備総合交付金が大幅に減額の見込みとなったため、令和8年度事業を令和9年度事業と分割して進める方針といたしました。

国の進める地方創生伴走支援制度に令和8年度朝日村が選定され、国から3名の職員が派遣され、経験や知見を朝日村が抱える課題に寄り添って支援をしていただけます。

次に、住民福祉課関係でございます。

あさひ診療所の関係ですが、順調に建設工事も進み、7月1日竣工検査、7月25日竣工式と内覧会、8月1日に開院を予定しています。

今年も長期予報によりますと、暑い夏となるようです。非課税世帯向けエアコン設置促進事業を、4月より開始をいたしました。該当世帯宛てに案内ができないため、5月の広報及び回覧板でご確認をいただきたいと思います。

松塩筑木曽老人福祉施設組合では、施設の統廃合を進めています。四賀福寿荘、なんてんの里、岡田の里の3施設について、民間への移管先公募を開始いたしました。

次に、建設環境課関係でございます。

安定した水源水量を確保するため、令和6年度より西洗馬地区において新規水源開発を進めています。本年度は7月より候補地においてボーリング調査で水量、水質の検証を行い、早期の事業推進につなげてまいります。

5月17日に地区ボランティアが行われ、14地区約300人の参加をいただき、村内各所の美化活動にご協力をいただきました。快適で住みよい地域環境が維持されており、ご協力に感謝を申し上げます。今後7月と8月に予定をしており、引き続き協力をお願いいたします。

朝日村土地開発公社の進める中組地区西側のやまどりの杜住宅団地は、全18区画の造成が完了し、販売を開始しました。現在5件ほどの商談が進んでおります。

次に、産業振興課関係でございます。

4月開催のJ A松本ハイランド朝日支所野菜販売検討会議で、今年度の販売方針が示され、前年同様180万ケースの出荷と前年比108%、24.6億円の販売計画が示されました。なお、今年の春作は昨年のような出荷調整などもなく、順調に推移をしております。しかし、中東情勢の影響が、農機具整備に関する製品の供給不足、発泡スチロール容器の値上げ、運送会社での燃料調達など、農業関係にも大きな影響が出始めています。

熊の出没が全国的に春先の早い段階よりあり、人的被害も多く報道されています。朝日村でも1件の目撃情報があり、備えとして監視カメラを設置し、警戒に当たっています。今後、各地区で鳥獣防護柵周りの除草作業が始まり、併せて防護柵の点検保守をお願いしたいと思います。また、山林の見通しをよくすることで、動物の出没を抑える緩衝帯の整備を、地権者の理解を得ながら進めてまいります。

第8回鉢盛山登山マラソンは、8月9日日曜日に開催されます。大会出場権をふるさと納税の返礼品とする新たな試みを実施しています。

第10回大博覧会は、9月12日土曜日に開催され、実行委員会では節目としての各種イベン

トを企画しております。

次に、教育委員会関係でございます。

朝日小学校では、長寿命化の最終段階として体育館棟、普通教室東棟、渡り廊下の改修工事を行っています。授業への影響を抑えるため、夏休みを中心に工事を行う計画で、中東情勢の影響で資材の納期遅れが心配されます。

本年度から少人数教育を1年生に導入し、県費の担任と支援員、村費の教員と3名体制で行います。2クラスに分ける授業があったり、1クラスで行う授業があったり、柔軟できめ細やかな授業ができると期待をしております。

そのほか小学校プールの有効活用として、塩尻市洗馬小学校と共同利用が行われ、他校の児童との関わりを通じて、社会性を育むこと等に役立ってほしいと思います。

公民館事業では、5月24日に朝日村長寿を祝う会が盛大に行われ、約90名の参加をいただき、鉢盛中学合唱部の清らかな歌声と皆さんのカラオケで楽しんでいただきました。

子育て支援関係では、わくわく館の利用児童の増加により、支援員を増やす体制をつくり、保育園の誰でも通園の受入れ、子ども食堂も実施に向け関係者と準備を進めています。

それでは、ただいま上程されました案件につきまして、ご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、報告4件、条例6件、予算4件の計14件でございます。

まず初めに、報告第1号につきましては、令和7年度朝日村一般会計につきまして、令和8年度に繰り越しました繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

次に、報告第2号につきましては、令和7年度朝日村簡易水道事業会計につきまして、令和8年度に繰り越しました予算繰越計算書を報告するものでございます。

次に、報告第3号につきましては、令和7年度朝日村下水道事業会計につきまして、令和8年度に繰り越しました予算繰越計算書を報告するものでございます。

次に、報告第4号につきましては、令和7年度朝日村土地開発公社の経営状況を報告するものでございます。

次に、議案第45号 あさひ診療所医師住宅条例の制定につきましては、あさひ診療所医師住宅の設置及び管理等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第46号 朝日村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきましては、出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、個人番号カードの機能を付加した特定在留カード、特定特別永住者証明書を利用した印鑑登録証明書のコンビニ交付を可能とするため、改正をするものでございます。

次に、議案第47号 朝日村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例につきましては、精神保健福祉手帳交付者に関わる入院費用の助成対象を改正するものでございます。

次に、議案第48号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税の税率を改正するものでございます。

次に、議案第49号 朝日村観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例につきましては、朝日マレットゴルフ場の廃止に伴い、条例中から関連する字句を削除するため改正するものでございます。

次に、議案第50号 朝日村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に関わる損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、葬祭補償の金額を改正するものでございます。

次に、議案第51号から議案第54号までは、補正予算でございます。

初めに、議案第51号 令和8年度朝日村一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ760万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,700万円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫支出金129万円、県支出金347万円、諸収入1億1,653万円を増額し、繰入金1億1,303万円を減額するものでございます。

歳出の主なものは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金過年度返還金250万円、市町村森林整備支援事業委託金240万円、観光施設備品購入費160万円でございます。

次に、議案第52号 令和8年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,750万円とするものでございます。主なものは、保険事業費9万円でございます。

次に、議案第53号 令和8年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,420万円とするものでございます。主なものは、人事異動に伴う人件費122万円、システム改修費147万円でございます。

次に、議案第54号 令和8年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,070万円とするものでございます。主なものは、システム改修費30万円でございます。

なお、今会期中に財産の取得案件等を追加提案をさせていただく予定でございます。

以上、本日提案いたしました議案につきまして、ご説明を申し上げましたが、担当課長及

び担当者から補足説明をいたしますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

◎議案内容説明

○議長（小林弘之君） 日程第20、報告第1号から報告第4号まで及び議案第45号から議案第54号までの議案内容説明を求めます。

お諮りします。

議案内容説明は、全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ全員協議会で行いますので、暫時休憩します。

休憩 午前 9時20分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後12時00分

○議長（小林弘之君） これより本会議を再開いたします。

◎散会の宣告

○議長（小林弘之君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後12時00分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和8年朝日村議会6月定例会 第2日

議 事 日 程（第2号）

令和8年6月9日（火）午前9時開議

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

出席議員（10名）

1 番	齊 藤 正 法 君	2 番	中 村 文 映 君
3 番	羽多野 美 映 君	5 番	豊 田 恵美子 君
6 番	清 澤 あゆみ 君	7 番	古 池 美佐江 君
8 番	北 村 直 樹 君	9 番	清 沢 正 毅 君
10 番	清 沢 敬 子 君	11 番	小 林 弘 之 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	越 川 豪 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会計管理者兼 総務課長	清 沢 光 寿 君
企画財政課長	中 村 高 志 君	住民福祉課長	上 條 裕 子 君
建設環境課長	小 林 秀 樹 君	産業振興課長	大 池 守 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君	保 育 園 長	上 條 浩 充 君

事務局職員出席者

議会事務局長	上 條 まゆみ 君	書 記	北 林 薫 君
--------	-----------	-----	---------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（小林弘之君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小林弘之君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小林弘之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

10番 清 沢 敬 子 議員

1番 齊 藤 正 法 議員

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（小林弘之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長です。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（小林弘之君） 日程第3、これから一般質問を行います。

質問は申合せの順に行います。質問席にて、議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が、答弁を含めて50分と決められています。簡潔にお願いします。また、持ち時間の終了5分前になりましたら、事務局からリンでお知らせしますので、お含みおきください。

◇ 豊 田 恵美子 君

○議長（小林弘之君） それでは、最初に、5番、豊田恵美子議員。

豊田恵美子議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 5番、豊田恵美子です。お願いいたします。

1問質問いたします。

村民の声に応える村政の実現に向けて、朝日村の公共交通についてです。

第6次朝日村総合計画後期基本計画では、村民からの一番多い要望は公共交通の充実です。公共交通の充実は、第6次朝日村総合計画後期基本計画の早期改善項目になっています。令和11年までの後期基本計画期間の早期に改善することが位置づけられています。計画の2年目である現在、公共交通充実への進捗状況と今後の取組について伺います。

朝日村の公共交通は、民間バスの運行廃止により、平成21年、村営バス広丘線と村内の足デマンドタクシーくるりん号の運行を開始以来、充実が図られてきました。団塊の世代と呼ばれる多くの村民が後期高齢者となる現在、運転免許返納者増大への対応として、高齢者の足はもちろんのこと、村民誰でもが気軽に利用できる移動の足として、公共交通の重要度が増しています。

高齢者が住み慣れた村で暮らすには、医療、介護体制が必要です。朝日村は医療体制に恵まれており、8月開設予定のあさひ診療所は村民の暮らしに目を向け、運動、食事、睡眠に注目し、心機能改善リハビリを行うと聞いています。これは予防的視点の導入であり、村民

の健康寿命の伸びが期待されることです。

高齢者が健康を維持し行動の広がりを確保する活動は、暮らしを豊かにし、笑顔と会話の機会を増やします。村内で行われている公民館活動をはじめとして、社会福祉協議会のいろいろな活動への参加の足として、村営バス、デマンドタクシーくるりん号の利用促進が期待されますが、そのための仕掛けづくりと村行政による支援もまた必要であると考えます。

以下、質問します。

1、現在の公共交通システムの目的、実際の目標とその実現、利用の実態と公共交通の効果検証についてお聞きします。

村が想定した公共交通利用対象者に移動サービスは行き届いていると評価しますか。村民の満足度は向上しましたか。現在の利用当事者と村民からの具体的な要望や提案を把握していますか。

2、村民の利用促進に向けた取組について。

朝日村公共交通ガイド2026年版は、たくさんの情報が詰め込まれ、分かりやすい工夫がされている立派なパンフレットではありますが、この朝日村公共交通ガイドの村民への周知は十分ですか。案内、広報はどう取り組まれていますか。

3、松本地域交通協議会において、朝日村が交通不便者として高齢者をターゲットに上げていますが、とりわけ75歳以上の村民が公共交通を利用する場合に、外出支援として何らかの補助と支援、例えば夢のある楽しい企画として、今の季節でしたら、信州スカイパークへバラを見に行って、F D Aの飛行機に手を振ろうのような企画を年に3回ほど行い、利用者の利用促進につなげる取組はどうでしょうか。

4、村外からの足として、朝日美術館企画展や村内各種イベント、大博覧会などへの参加の足、そば屋、コーヒー店、花屋など、村内店舗を村外からも訪れやすい足として、公共交通広丘駅からの足の確保を検討できませんか。

例えば月に1回でも、土曜日から日曜日1便、例えば11時頃広丘駅を立って、帰りの時間は私もよく分かりませんが、14時頃村を出発して広丘駅に行くような便はどうでしょうか。もしこの便が実現すると、これまで村民からいただいている要望、土日祝日にも広丘駅へ行って帰りたいという要望とのリンクにもなり、手始めに1か月1回、こういう運行を検討していただませんか。

もう一つの村民からの要望です。朝日広丘線バスを平日昼間にもう一便欲しいという要望についてです。通勤通学のバスとして、高校への通学者の拡充、便利さは拡充してきている

と思いますが、高齢者、ターゲットとして挙げられた高齢者への外出保障として、やはり月に1回でも平日1便、村10時発、帰り広丘駅16時発頃について、どのような形でも構いませんので、村が所有している車での対応は可能か検討していただけますか。

以上、お願いします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村企画財政課長。

〔企画財政課長 中村高志君登壇〕

○企画財政課長（中村高志君） 企画財政課長の中村でございます。

本日が実質初めての答弁となります。4月に課長職を拝命したばかりで、至らないところがあるかと存じますが、議員の皆様のご指導をいただき、一生懸命取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、豊田議員の朝日村の公共交通についてのご質問についてお答えします。4問の質問についてのお答えになりますので、少し時間を頂戴いただきますが、よろしくお願いいたします。

まず、朝日村の公共交通ですが、村民の生活に不可欠な重要な施策であり、第6次総合計画後期基本計画の策定時に実施いたしました住民アンケートにおいて、公共交通の充実が重要度が高く、優先的に充実を図るべき項目として第1位に挙げられたことは認識をいたしております。

議員ご指摘のとおり、高齢化が進む中、免許返納後も安心して外出できる環境整備は重要でございます。また、公共交通の充実、住み慣れた村での暮らしの継続を実現するための喫緊の課題であります。

それでは、ご質問の各項目についてお答えをいたします。

まず1番目、現在の公共交通システムの目的、実績、利用実態、効果検証についてでございます。

まず、現在の公共交通システムの目的についてでございます。当村の公共交通は、平成20年の民間バス事業者撤退による危機的状況を受け、平成21年7月から実証運行を開始いたしました。その目的は、通勤通学の足の確保、高齢者の通院、買物の移動手段の確保、そして交通弱者全体の移動手段の確保を目的としております。

次に、実績と利用実態についてでございます。現在、当村では以下の交通体系で運行をいたしております。朝日広丘線バスは、村営バスとして朝日村とJR広丘駅を結ぶ主要路線で、

平日土曜日に運行をいたしております。デマンドタクシーくるりん号は、村内全域のドア・ツー・ドアの運行で、近隣市村の公共交通とも接続のほうをしております。朝日波田線は、地域連携バスとして、買物バスは高齢者向けの買物支援バスとして運行しております。

令和7年度の利用実績になりますが、朝日広丘線が2万4,899人、デマンドタクシーくるりん号が6,169人、朝日波田線の村の利用者が1,917人、村営買物バスが845人で、全体で3万3,830人の方からご利用をいただいております。

朝日広丘線、デマンドタクシーくるりん号に関しましては、コロナ禍で一度落ち込みをいたしました但、徐々にまた増加傾向にありまして、令和6年度と比較すると令和7年度は利用が1,380人増加しております。

効果検証についてでございますが、運行を始めた当初は、利用者に対しバスに乗車しアンケート等を実施した経過があり、それらの結果を受け、現在の運行状況となっております。公共交通につきましては、毎年、松本地域公共交通協議会朝日部会を開催し、利用データ等をまとめ、乗車人員の増減等確認を行い、委員の皆様からのご意見をいただいております。

想定する対象者へのサービス、到達状況についてでございます。村としては、当初の目的は達しており、サービスも到達しているものと捉えております。ただし、お一人お一人のご意見を全てお聞きすればよいのですが、多くの村民の皆様がいらっしゃる中で、全てのご意見を反映させることは難しいという現状もございます。

続いて、2番目、村民の利用促進に向けた取組についてでございます。

朝日村公共交通ガイド2026年版の周知状況についてでございます。当村では、平成21年の公共交通開始から毎年度、公共交通ガイドを作成し、生涯学習カレンダーと共に全戸配布を行い、併せて村ホームページへも掲載をいたしております。令和7年度の村ホームページへのアクセス数は約6,700回ありました。また、令和6年度からは村公式LINEにも掲載し、時刻等が調べられるようになっております。

村公共交通開始から15年以上経過した制度で、ガイドについても改正を重ねてきたものですので、周知のほうはされているものと理解をしております。ただし、ご指摘の分かりにくいという点につきましては、過去に、平成29年になりますが、デマンドタクシーくるりん号の利用ガイドというものを作成して全戸配布をし、また、ケーブルテレビを利用してビデオを作成し、高齢者の集まりの場等で説明をさせていただいた経過もございます。それから9年が経過してございますので、分かりやすい資料の作成につきましては、改めて検討のほうをしてまいりたいと考えております。

続いて3番、75歳以上の村民が公共交通を利用する場合の外出支援補助についてですが、補助の内容も経済的支援また人的支援の2種類があると思います。私のほうからは、経済的支援について申し上げます。

高齢者運転免許証の自主返納支援事業として、65歳以上の免許返納者に対し、100円券50枚の交付をいたしております。本年4月から今までの1年間という使用期限を廃止し、当人に限り無期限で利用できるよう制度改正を行い、該当する方に個別に周知のほうをさせていただきました。この制度により、免許返納者は実質的に5,000円分の乗車券をご利用いただくことができ、まずはこの制度をご活用いただき、公共交通をご利用いただくことが重要であると考えております。

この制度につきましては、令和4年度から令和7年度までの間、31名の方にご利用いただいております。昨年、特に10名の方、本年度も今現在で3名の方にお申込みをいただいておりますので、こちらのほうの制度についても、周知のほうは村として進めてまいりたいと思います。また、村では、この制度の周知を含め、実際の利用を促進するため、高齢者の学習等の機会を利用し、担当職員による制度説明と利用促進を行っていますが、さらに進めてまいりたいというふうに考えております。また、豊田議員おっしゃったように、面白いアイデア等もあるかと思っておりますので、そういった意見も参考に、村職員の中で検討を進めていきたいと思っております。

また、朝日村の公共交通につきましては、開始以来、統一料金100円のワンコインで乗車ができます。これは直接的な補助ではございませんが、補助的な意味合いを持つものでもございます。同じ松本地域公共交通協議会の管内では、100円で運行している路線はなく、朝日村独自の施策となっております。

また、人的支援につきましては、私の回答の後、住民福祉課から説明のほうをさせていただきます。

最後、（4）村外からの来村者アクセスと土日祭日の広丘駅便、朝日広丘線の平日昼間増便についてでございます。

令和7年度の土曜日及び平日昼間の、まず運行実績を申し上げますと、土曜日朝運行しています広丘便の平均乗車人数は、村外から乗車する方も含め1便当たり約4名、広丘からの帰りの便の平均乗車人数は約2.7名というのが現状でございます。また、平日昼間の14時台の広丘便の平均乗車人数は約2.6名、広丘から帰りの13時台、15時台の便は約3.8人となっております。

これまで様々な要望にお応えし、運行のほうを検討してきておりますが、土曜日や平日昼間の運行がなかなか厳しい状況というものもありまして、これ以上の増便につきましては、現状では難しいのではないかと思います。

平日昼間、土日祭日も運行することになると、運行事業者であるアルピコタクシーの人員確保の問題がございます。また、運行経費と利用者数のバランス、他市村路線との時間帯調整も必要という課題がございます。かつて運行事業者からも、過去の地域公共交通協議会において、公共交通とはいえ空気だけ乗せて走らせるのはいかがかなというようなご意見もいただいた経過もございます。実際の利用者が見込めない運行につきましては、経営面から、また公共交通の効率性の観点からも課題があるということでございます。

なお、朝日村の公共交通に関しましては、松本市、山形村、朝日村で構成される松本地域公共交通協議会及び松本地域公共交通協議会朝日部会で協議が行われ、決定される必要があります。平成20年、民間バス事業者の路線バス撤退を受け、平成21年から平成23年の3か年にわたる実証運行を経て、平成24年から本格運行が始まった朝日村独自の公共交通施策です。これまでの間、広丘線につきましては、平成27年から土曜日の朝便の運行を開始し、平成28年に上り下り各1便ずつ増便のほうをしております。また、令和2年に山形村の商業施設までの買物バス、令和5年に朝日波田線の運行を開始いたしました。

このように、村内公共交通は、ゼロになってしまう危機的状況から、利用者の要望を取り入れながら協議会で検討を重ね、今日の状況となっておりますことをご理解いただきたいと思います。

朝日村にとりまして、公共交通は村民の生活に不可欠な施策であり、第6次総合計画後期基本計画における最重要課題でございます。議員ご指摘のとおり、引き続き公共交通に関しまして、重要な課題と位置づけ取り組んでまいります。

以上となります。

○議長（小林弘之君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） それでは、豊田議員3番目のご質問につきまして、住民福祉課からは、公共交通を利用される場合の人的な外出支援につきましてお答えいたしたいと思っております。

バスを活用したイベントの企画の提案もございましたけれども、通告書での答弁となるかと存じますので、あらかじめそちらもご承知いただきたいと思います。

初めて利用する乗り物に対して、誰しも不安や緊張を感じることはあるかと存じます。現在、公共交通の利用に不安を抱えておられる方々へのサポートとして、暮らしのお役立ちガイドに記載のとおり、地域包括支援センターまた社会福祉協議会と連携しまして、支援の体制を整えております。具体的には、デマンドタクシーの利用方法が分からない方に対し、職員が説明を行ったり、実際の利用体験を通じて慣れていただく取組を進めております。現状、ご本人やご家族からの個別の付添いの依頼という形での利用はございませんが、これまで社会福祉協議会で企画、実施したお試し乗車体験などの講座には、希望する方皆様にご参加をいただいております。

村といたしましては、このお試しの取組、豊田議員からご提案のあった企画等も含まれるかと思いますが、こちらを通じて元気で運転ができる今のうちから公共交通に触れ、いざというときに備えておくという意識づけも重要であると考えております。

福祉の窓口といたしましては、今後も引き続き地域の関係機関と協力しながら、公共交通をより身近なものとして備えておけるよう、また身近なものとして感じていただけるような寄り添ったサポートを大切にしていまいります。

皆様が安心して外出し生き生きと過ごせるよう、丁寧な対応に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小林弘之君） 豊田議員、再質問はございますか。

豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） まず、住民福祉課長からの答えについてです。

第6次総合基本計画の後期基本計画の中で、公共交通の充実が早期改善項目になっているけれども、ここは具体的にはどこの施策、どこの重点施策に落とし込まれているのかなというのを改めて確認してみました。その中で、私が受けたことは、予防的な要介護に対して、とても積極的で意欲的な取組が住民福祉課サイド、介護予防としてはなされているという印象を受けました。ただ、公共交通の拡充、充実ということ自体が、きちっと今後、早期改善項目と……、ごめんなさい、これは住民福祉課長の答弁とは違うところに行ってしまうのですが、全体としてどこに重点項目、重点施策として落とされているのかということを探しても、なかなか出てきません。

今、課長のほうからご回答いただきましたように、松本公共交通の協議会の中で、山形村

と共に朝日村もそこに参加して、そしてとても立派な松本市による情報分析、移動の実態、各地のそれぞれの特性を踏まえた実態が出され、それに対する対応策も出されていて、優れた計画と実践がなされつつある、計画が優れているというふうには感じております。

ただ、その中で、私がいろいろと様々に提案させていただいたのは、朝日村部会で検討していく課題になるという前向きなご回答もいただきましたので、そこで、朝日村としての地域の実態や特性、この早期改善項目についてどのように取り組んでいくのかということは、もっと積極的に検討していくべきではないかというふうに考えています。

しつこいようですが、何といたっても村民の要望の第1番目の課題に対して、村政としてどう取り組むのか、村長もおっしゃっていましたが、まず制度を用意すると、そしてそこを活用してもらおうと、そういうことで残して拡大していくんだという、そういう路線でやっていくということを、以前おっしゃっていましたが、その実施に期待しております。

具体的な、すぐできることとしてですが、2番目の村民の利用促進に向けた取組についての周知、周知はできている、ほぼできているというお答えを企画財政課長からいただきましたが、この件に関して、私は何人もの自分の地域の方、あるいは御馬越のほうに居住の方等にお伺いして、知っている人はほとんどいないんじゃないか、あまり周知されていないんじゃないかという多くのご意見をいただいています。

一方、課長がおっしゃったようにホームページはとても充実してきていて、どうやって利用して、どうやって行ったらいいのかというのは、LINEにも時刻表もあり、どこで乗り継いで、それは何時に着くのかということがとても分かりやすく、これは携帯等でここにアクセスできる方には立派な情報であり十分な情報であると思いましたが、ターゲットは高齢者ですね。携帯でアクセスするということは、とても難しいと考えられます。

私もデマンドタクシーに乗って、山形村の車庫前で山形村の福祉バスに乗り換えて、山形村役場に行く体験をしてみました。どうやって帰ったらいいんだろうか、私は帰れるんだろうかと、これじゃなくて自分の車で行きたいなという不安に襲われました。それで、いや、もっと調べなくちゃということで、あちこちの路線を見ると、山形村役場に、一般の民間のアルピコのバスですが、ぐるっとまつもとの中の範囲にきっちりと紹介されている、そのバスに乗って車庫まで来ることができて、またデマンドタクシーに乗って帰ることができました。実際に早めに利用体験されている方は、その路線で帰りはそういう形で、ただ行って帰るのではなくて、ビッグに寄って買物をする、あるいはアイシティまで足を伸ばしてから帰るということに挑戦されていらっしゃる方もいますが、そういう積極的な取組をしている人

もいるんだなというレベルで私は捉えています。

ここの高齢者への説明について、適切なパンフレットとかなくて申し訳ないんですが、私が考えたのは、この程度のコンパクトな路線別の、目的地別の、この目的地に行くには、行きはこうで帰りはこういうふうにすれば帰れますよみたいなご案内をつくっていただいて、これを持って出かければ安心して帰れるというふうなご案内をしていただければとてもありがたいというふうに考えていますが、そういうもうちょっと……

○議長（小林弘之君） 豊田議員、簡潔に質問をお願いします。

○5番（豊田恵美子君） このカードについての取組を要望しますが、いかがですか。

○議長（小林弘之君） 中村企画財政課長。

〔企画財政課長 中村高志君登壇〕

○企画財政課長（中村高志君） ただいまの豊田議員のご質問についてお答えをいたします。

地域公共交通協議会の際にも、確かにそういったようなご意見、豊田議員のほうからも終わった後ですかね、いただいています。すみません、手元に持ってきたんですが、過去に出したものが、こういったくるりん号のご利用ガイドというものになります。こちらは電話のかけ方から、接続するのにはどういったルートで行けば、何時に行けばいいかというものをまとめたガイドブックになっておりまして、そのほかにテレビ松本さんを利用してビデオを作成したという経緯がございます。

それからやはり10年近く経過したということもございますので、元気づくり支援金、今県のほうでもいろいろ見直しがあるようなんですが、特に公共交通については次年度以降も継続して支援をしていくような内容もございました。村といたしましても、利用していただくことで公共交通が継続していくというふうに考えておりますので、形については今後、うちも若い職員が結構おりますので、その者たちと一緒に内容について検討のほうをしていきたいというふうに思います。

また、利用につきまして、企画財政課に若い職員がおりますので、もし困ったことがあればお電話いただいて、ご利用について細かくご説明のほうをしたいというふうに思っておりますので、何か困ったことがあれば、ぜひ企画財政課までご連絡をいただければと思います。

以上となります。

○議長（小林弘之君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 丁寧な前向きなご回答ありがとうございます。

実は山形村役場に行ったときに、山形村役場の入り口の前に、山形の福祉バスの停留所と、それからぐるっとまつもとのワンボックスカーというんですか、小さなマイクロバスの停留所があったんですが、民間の松本から来る大型のバスの停留所が見当たらず、山形村役場の総合窓口でお聞きしようと思って行きましたら、総合窓口の方の横に座っている若い職員の方がすぐに席を立てて来て確認していただいて、ここにありますということを笑顔で丁寧に説明してくださいました。

だから、朝日村には総合窓口というものが設けられてはいないんですが、今のお答えのように企画財政課でも、あるいは企画財政課に行かなくても、突然電話がかかってくる、それが担当者のところに行くと、電話してよかったという対応をしていただけるということを期待します。ご回答ありがとうございます。

それから、課長のほうから、100円という低額で走らせているということについてのご指摘がありました。私は、これはすごいことだなというふうに思っています。みんなの税金を使って誰でもが外出できるように、こういう制度を村が積極的に、補助金も頂いてですが、お金を使っていると、こういうシステムですと。これに乗るということは、デマンドタクシーの運転手さんもおっしゃっていましたが、乗った者勝ちなんですと、ぜひ乗っていただきたいというふうにおっしゃってましたので、そういう観点からのみんなの税金を使っているこのすばらしい制度を、みんなで利用しようみたいなこと、高齢者への説明のときにも、ぜひ付け加えていただけるとありがたいというふうに思います。

もう一点、課長のほうから、みんなの税金を使っているのに、空車が走っているということについてはどうなのかということ、これは検討すべき課題であるというふうにも私も思います。どのように有効に活用していくかということも、朝日村部会で積極的に検討、朝日村部会だけでは無理だったならば、松本市地域公共交通協議会の場において共に検討していただき、また朝日村部会に持ってきていただくというふうなことができることを期待したいと思います。

幾つか調べてみたところでは、例えば長野県の飯綱町では柔軟な稼働システム、乗車不在車を走らせないということに設備投資をして、今言われるDXとかIT機器とかで、町でできる範囲の中で事業者との折衝の中で、できることをやって成果を上げていらっしゃることもあります。ただ、9,000名近くの人口の飯綱町と4,000人の朝日村では、どのようなことが可能なのかということは検討課題だとは思いますが、検討に値する課題であるというふうには思っています。

実は私、くるりん号の予約をしたときに、分かりましたというふうに言われて、すぐに折り返しの電話が来て、できませんという電話が来て、コーディネーターの方からそういう連絡があつてびっくりしました。ごめんなさい、私がくるりん号で山形村の福祉バスにアクセスしようと思ったときのことです。くるりん号がもう出発しちゃいましたと、ビッグへの買物に行くのに回っていつてもらえばちょうどいいと思ってお答えしましたが、連絡したら、もう出発してしまつて連絡が取れませんということでした。例えばそういうときに、くるりん号の運転手さんに直接電話していいものかどうかということは、ちょっと私も安全運転の面でどうなのかということが課題があるかなとも思うんですが、連絡がついてちょっと回ってもらうみたいな、そういう機動的な柔軟な稼働ということも含めて、システムが検討できるといいなというふうに思いましたので、ぜひここは積極的に検討していただきたいです。

もう一つですが、くるりん号と、村営バスもですが、災害時に例えば地震が来たとか何事かトラブルが起こった、特に災害時ですけれども、そのときの運行時についての対応のマニュアルはありますか。

○議長（小林弘之君） 中村企画財政課長。

〔企画財政課長 中村高志君登壇〕

○企画財政課長（中村高志君） すみません、幾つか多分いただいているかと思うんですが、まず一つは広丘線につきましては定時定路線ということで、やはりその時間にバス停に着いて広丘駅まで行くというのが本来の趣旨でございますので、その路線についての変更というのは、なかなか無理な話ではないかというふうに感じております。

また、くるりん号につきましては予約制ということでございますが、今2台で運行してございますので、そのタイミングで、そういったこともあることがあるかもしれません。そのときのオペレーターの対応等で、また大分印象も変わってしまうようなこともあるかと思うんですが、もし何かそういったことがあれば、また私たちのほうにもご相談いただければと思います。

災害時の路線バスの対応につきましては、今のところそういったようなマニュアル等は、村のほうでは持っておりません。アルピコタクシーさんのほうで会社として、そういったようなものをお持ちであるかということは、私のほうでは今存じ上げておりませんが、村のほうでは、今はマニュアル等ございますので、災害時の大小ありますので臨機応援に公共交通についても対応のほうをしていきたいというふうに思っております。

以上となります。

○議長（小林弘之君） 豊田議員。要点をまとめて分かりやすくお願いします。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） ありがとうございます。

村営バス広丘線の土曜日の利用実態について、土曜日の行きが4名、帰りが2.7名という実績をいただきました。土曜日ですが、ここが通学者への対応ということで、早朝のそのままの便の運行になっている、あるいは今おっしゃられたように、定時便なので土曜日だから、もうちょっと遅いほうが利用が増えるかもしれないみたいな、対応が難しいということが考えられるかと思うんですが、やはりこういうことができないかということ、朝日村部会から松本の地域公共交通協議会に上げていただいて、もんでいただいて、またその答えを、ここに困難があるとかというふうに、じゃ、どうしようみたいなことができればと思いますので、そこも要望したいと思います。

何といっても、何人もの村民の方にお伺いしたんですが、公共交通の充実と拡充はかなりできてきて、そしてとてもよいシステムができているというふうに私自身も感じました。この間、勉強させていただきました。そして乗車体験もして、先ほどくるりん号のオペレーターの方の対応についてですが、とてもいい対応で、こういう状況でこういうことでした、申し訳ありませんということで、対応自体を問題にしているわけではありません。ただ、そのときに対応できなかった、要望をいただいたけれども稼働はしなかったみたいなことは、カウントされて報告は受けていらっしゃるでしょうか。

○議長（小林弘之君） 中村企画財政課長。

〔企画財政課長 中村高志君登壇〕

○企画財政課長（中村高志君） トラブルがあったときには、そのトラブルに対して報告書というものを頂いているんですが、予約についてお受けできませんでしたという細かいところまでは、村のほうには報告は来ていないというところでございます。

以上です。

○議長（小林弘之君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） そういう利用希望があったけれども稼働できなかったという報告も、ぜひ事業者のほうに求めていただくことを要望します。その実績を基にして、どうやっていったらより利用しやすくなるのかということの根拠の一つにもなると考えますので、よろしく願いいたします。

広報、案内についてですけれども、積極的な前向きな回答をいただきましたので、ぜひそれを高齢者の方に対してやっていただくことを要望します。また、村の独自性、松本地域公共交通協議会で全体の計画を立て、山形村はこういうことで行く、こういう目的でこのくらいの交通不便者、弱者がいる、朝日村には交通弱者、交通不便者という言葉が出てくる前の記録でしたが、交通の空白地帯はないということが記載されていました。空白地帯ではないけれども、御馬越地区からのバスの便の少なさについては、これは大きな検討すべき課題であると考えます。

朝日村としての独自の計画、独自の要望、村民の要望の根拠、本当にこれは応えるべき要望であるのかどうかということを、きっちりと皆さんの声を直接、村民からそういう要望が寄せられた村民から朝日部会でも様々なことが提案されている、すばらしい活発に議論が交わされている部会だだと思いますので、そこでもっともんでいくことを提案します。特に、今回買物バス自体がなくなったことは、経費節減といろいろな面で納得できるものではありませんが、そのことによってデマンドタクシーに乗ることができなかったという方が出てくるんじゃないかというご指摘も、朝日村部会の委員の方からいただいています。この件に関してもきちっと追っていただいて、じゃ、どうしていこうというこの前向きな検討を進めていくことを要望して、私の質問は終わりにいたします。

○議長（小林弘之君） これで、豊田恵美子議員の一般質問は終わりました。

◇ 清 澤 あゆみ 君

○議長（小林弘之君） 次に、6番、清澤あゆみ議員。

清澤あゆみ議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 6番、清澤あゆみでございます。

私の質問は2問です。

まず初めに、観光ビジョンを活かした今後の観光振興の方向性について。

令和3年度に策定された観光ビジョンは、観光による交流人口の拡大だけでなく、村民が地域の魅力を再認識し、村内外の交流につなげていく方向性が示されたものであると認識しています。また、観光協会においては、各種イベントや情報発信など、交流人口の拡大に向

けた取組を積極的に行っており、大きな役割を担っていただいていると感じています。

一方で、令和7年度の観光ビジョンの見直し後の内容が十分に共有されていなかった状況もあり、行政としてどのように観光ビジョンを運用し、観光協会や関係団体、村民と連携しながら観光振興を進めていくのか、その方向性について伺います。

1、見直し後の観光ビジョンを観光協会や関係団体、村民とどのように周知、共有し、活用していく方針ですか。

2、観光協会が担っている各種イベントや情報発信などの取組に対し、行政として今後どのように連携し観光振興を進めていきますか。

3、村民が無理のない形でイベントや交流事業に関わっていけるよう、今後どのような取組を進めていくお考えですか。

4、観光協会が継続的に観光振興に取り組んでいけるよう、今後の体制づくりについてどのようにお考えですか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） それでは、議員ご質問の観光ビジョンを活かした今後の観光振興の方向性についてお答えをさせていただきます。

初めに、（１）観光ビジョンの周知につきましては、村ホームページに掲載し、村民への周知を図ってまいりました。また、観光協会や関係団体へは、令和3年度のビジョン制定後から情報共有を進め、村の活性化や交流人口の増加などの施策に努めていただいております。

活用方針としましては、観光ビジョンを基本に観光協会組織の強化を図り、各種体験施設の活性化、広域観光など、中期的な施策を展開してまいります。また、SNSなど朝日村の魅力を発信し、交流人口の増加に努めてまいります。

続きまして（２）です。観光協会との連携につきましては、指定管理者、観光協会、村が一体となり、各種体験施設やイベント施設の活性化に取り組んでまいります。農業体験や農産物を利用した加工品の開発など、観光協会の事業を支援し、ブランド力向上を図ってまいります。また、松本空港を生かした広域観光ルート開発や長野県松本広域連合との連携を推進し、インバウンド事業にも対応してまいりたいと考えております。

観光協会の体制強化に向けた運営支援を継続し、地域と一層の関わりを持ちながら、観光

振興を進めてまいります。

次に、（３）村民が無理のない形で観光イベントや交流事業に関わっていただくために、観光協会と連携し、農業体験など村民の特技や経験を生かした体験プログラムの開発を進めてまいります。参加形式につきましては、一般的な参加から継続的な関わりまで、村民の事情に応じた柔軟な対応を図ってまいります。また、民間事業者とも協働し、村民と来訪者の交流機会を増やしてまいります。

村民の皆さんからは、各種行事、事業への積極的な参加をお願いするとともに、行政も継続的な支援をしていきたいと考えておりますので、お願いしたいと思います。

最後に（４）であります。観光協会が継続的に観光振興に取り組んでいくために、体制づくりにつきましては、第１に観光協会の運営支援を継続し、安定した事業展開を図ります。当面、村からの負担金により事務局体制の充実と各種イベント開催に必要な経費を確保してまいります。

第２に、観光協会の自立性を高めるため、体験プログラムやイベント事業からの自主財源確保に向けた取組を支援してまいります。

第３に、商工会やＪＡなど関係団体との連携強化により、組織基盤を拡大し、民間ベースのノウハウを生かした事業展開を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 清澤議員。

〔６番 清澤あゆみ君登壇〕

○６番（清澤あゆみ君） ありがとうございました。

まず観光ビジョンについてですけれども、令和３年度に策定されて、令和６年度までそれを使って運用してきたという第１期を踏まえて、その後ホームページのほうに観光ビジョンについて全然更新がされていなかったという事実がございました。村民の方からも、観光ビジョンが全然動いていないというような意見も頂戴したんですけれども、問合せしてみたら、令和７年度に見直しをされていて、数字が書き換えられていたりですとか、それから新しく始まったプロジェクトが追加されていたりですとか、観光施設で廃止になるマレットゴルフ場のことが書かれていたりですとか見直しされていたので、その点はよかったなというふうに思いました。

ただ、ホームページのほうにアップされていなかったという点については、共有されていなかったということになりますので、ここのところは非常に残念なところだったかなという

ふうに思います。

ビジョンの中には、これが令和7年度から令和11年度、第2期ということが対象期間としてまた運用していくということで始まっているわけですが、観光を取り巻く環境というのは日々変わっていったらいいわけですし、その変化を鑑みながら必要に応じて見直しを行っていくというふうに、見直しをしながら取り組んでいくというふうに書かれているわけですが、この見直しというのは毎年して、観光ビジョンのほうにもその都度その点書き加えられていくのかどうか、この点について、課長、もう一度お願いいたします。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 観光ビジョンは、毎年ではなくて、やはり3年から6年、7年から12年ですかね、その年度で考えていきますので、例えば何か施設がなくなったとか、そういうところの書換えはさせていただきたいと思いますが、その関係では特にビジョンを書き換えるような大きなことがない限りは、そのままでビジョン、目標というか、そういうものを示しておりますので、大きなものがなければ変えるというところはないと考えております。

○議長（小林弘之君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 数字ですとか、そういったのが変わってくる部分があるかなと思いますが、都度見直しはしていきながらも、ビジョンに関しては今回は第2期ということなので、また第3期の段階で変えていくということですね。分かりました。

それから、観光協会の取組に対して、私は今回質問するに当たって、観光協会のほうに、どんなイベントが行われていて、そしてどんな方々が参加人数ですとか、そういったことをちょっとお聞きしたのがあるので、お知らせしたいと思います。

まず、大きなイベントでいいますと、登山マラソンになるのかなというふうに思うんですが、私がこれを聞いたのは、5月25日現在の数字でいただいていますけれども、今回初めてふるさと納税の返礼品で登山マラソンのチケットが得られるというのがありまして、7組の方が申し込んでくださっているというのを聞きまして、新しい取組に非常にこども期待したいなというふうに思っております。

それから、前回、昨年の時期に比べると、既に申込みのほうが数が上回っているということをお聞きしました。昨年が392名の参加だったというところを踏まえまして、今年は400名

を超える参加が期待できるのではないかなというふうに思います。村民との関わりというように先ほどお聞きして、課長のほうからお答えいただいたんですが、登山マラソンは非常に多くのボランティアの方が、村内、村外から参加していただいております。それから、企業の方の協賛というのも村内外からあります。そして、参加賞として振る舞われるお野菜なんかも、農家の方からの提供があったりするので、非常に大きな方が参加してくれているイベントで、大きな方の力があってできているものだというふうに思っております。これは、そういった方々の力があるがゆえですけれども、交流人口のほうにもつながっているのかなというふうに思います。

先ほどの体験というのも、一つ農業体験というような話もありましたけれども、田植えの体験ですとか、それから野菜の苗を植える体験ですとかそういったので、朝日村に来ていただくことによって、そこにいていただく時間をつくるというのも、体験というのを通してできることなのかなというふうに思います。秋にはまた収穫体験というので、朝日村に滞在してもらえる時間というのが確保できるイベントになるかと思っておりますので、この辺も観光協会が頑張ってやってくださっているなというふうに思うところです。

それから、観光施設の利用というところでは、お茶室、朝日村は立派なお茶室がございますけれども、こちらを使った野点の茶会というのも観光協会で企画してくださっていますが、これも新聞に掲載すると、村外の方から応募があつて、すぐ枠が埋まってしまうというようなことも聞きました。何でもそうなんですけれども、継続してやっているからこそ、そういった結果が今得られているのかなというふうに思うところです。

ずっとやっているというところではいいですと、うなぎ祭りもそうなんです、うなぎを買いに来るだけということになりますけれども、朝日村は通過していく村ではなくて、何か用事があつてここに来ていただかないと足を運んでいただけないというところを考えると、私もお手伝いをすることがあるんですが、この庁舎を見て非常に立派な庁舎ですねとか、朝日村に初めて来てみましたけれども、すごく自然が豊かなところですねなんていうお声を頂戴するので、そういったことにもこのうなぎ祭りは一役買っているのかなというふうに思うところです。

先ほど来、安定した事業展開をしていくというところで、やはり継続してやってきている観光協会のこの取組というのが、私はこの観光ビジョンの中に書かれていることにつながっていている部分が非常にあるのかなというふうに思うんですが、観光協会の組織づくりというところの質問にちょっと触れていこうと思います。

人員体制のところ、これからも支援していくという課長のお話でしたけれども、非常に少ない人数の中でこれだけのイベントをこなしてきているのが、登山マラソン一つ取っても、準備から本当に大変な作業だなというふうに思うんですけれども、1人いらっしゃる地域おこし協力隊の方が、この1月で任期が終わる予定です。そうすると、ご自分の違うステージに行かれてしまいますので、1人欠員というふうになってしまうんですが、支援というところでいいますと、この人員体制をきちんとしないと、事業を継続していくというところで非常に不安な部分が出てくるところであります。このところ何か予定されていること等ありましたらお聞かせください。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 議員おっしゃるとおり、現在3名体制で、1名の方が地域おこし協力隊員であります。その方は任期が今度1月末になりますので、新たな募集をかけるよう、今手配しているところでありますので、その人員は確保、3名というところは確保していきたいと考えております。

○議長（小林弘之君） 清澤あゆみ議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 確保していく予定であるということでしたけれども、観光協会是一年を通して様々なイベントをやっています。その中で、やはり年間を通して携わってもらわないと中身が見えてこないというところがあるのかなというふうに思いますが、どのイベントをやるにしても、そこに協力してくださる方々がいて、もちろん観光協会の方たちが主力になって動いてくださってはいますけれども、計画立て準備して段取りしてという段階は、3人体制で本当によく頑張っているんじゃないかなと思います。

その中で、少しでも長く携わってもらうことが中身を知ることであり、そしてイベントとかに協力してくださる方とのつながりというところでも、構築していくのにも時間がかかってくる部分があるかと思うので、非常にその辺が、人とのつながりというところが大事になってくるころだと思うんですが、具体的に募集をどういう形でかけていくのか、それから例えば地域おこし協力隊の方が、今回任期が終わってしまうわけですが、協力隊の方とかの、また人員確保の面で協力を仰いでいく予定なのか、その辺について、分かっている範囲で構わないんですが、もう一度お願いいたします。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 今現在、総務省のほうの地域おこし協力隊の募集の説明会とかに出ている状況ですので、まだ募集というところにまで至っておりません。そこで1名は確保していききたいという考えですけれども、ちょっとそこまで確実に1月末からその人が来れるかというところもまだ不透明ですが、一応1名は地域おこし協力隊で今年度と同じような体制は確保していききたいと思いますし、1月に終わる協力隊の方は村内に居住するという予定らしいですので、その方がどういう形で協力していただけるかは分かりませんが、観光協会だけではないですけれども、そういう村の行事とかにはぜひ参加していただきたいような旨、お伝えはしていきたいと考えております。

○議長（小林弘之君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） そうしますと、地域おこし協力隊の方というふうになりますと、あらかじめ募集をする段階で、朝日村というこの地で、こういう仕事をしてもらいたいからということを具体的にお示しして、そういう仕事を希望する方を採用していくというところが非常に大事になってくると思うんです。マッチングって非常にその辺大事なところだと思うんですけれども、そういった形でももちろん募集していくことにはなると思うんですが、そこをもう一度確認したいのと、それから地域おこし協力隊の方というのは、やはり3年という任期で、自分の任期が終わったら次のステージにというふうに考えられてしまうのかなと思うんですけれども、地域おこし協力隊の方以外の方、もう少し、3年という縛りではなく、観光協会での仕事を望むような方を募集する予定があるのかどうか、そのところをお聞きしたいです。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） もちろん地域おこし協力隊には、今の観光事業的なことをお願いするということで募集はかけたいと思いますし、すみません、総務省のもので、3年じゃない別枠というか、もう2年というか、5年できるような枠もできているそうなんですけれども、それは制度上、こういうことをやってもう2年というような制度もあるようなものですから、それは観光事業をそのまま進めていくとか、例えばほかのところで空き家だったり、そういうものを継続的にやっていくときに、もう2年というような制度もできているようですので、そこは現在の今いる協力隊の方に当てはまるかがちょっと分かりませんが

も、総務省の制度上、もうちょっと長くできるような制度もできているそうなので、そういうところも検討しながらですけれども、もしその人が募集して朝日に来てくれて、観光事業をやりたいということで継続性があれば、そういうちょっと長めにやっていただくとか、そういうことができる可能性もありますので、そこは総務省の制度を活用しながらですが、やっていきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 長く勤めていただける、そういう制度があるならば、そういった形も一つかとは思いますが、協力隊の方だけではなく、協力隊員という形ではなく、人材の募集というのもしていただけるようでしたら、本当になるべく早い段階で一緒にやっていただくことが、やはり観光協会の中身であるとかイベントの内容ですとかを知っていたくのに、非常に大事な事かなというふうに思います。

1月末をもって一応2人体制になってしまうという現実がございますので、ならば、その辺、分かっていたことなので、もう少し早めに対応していただくべきだったのではないかなというふうに思うところです。

局長さんも非常に、あの方の人望であったりですとか、人のつながりがある方なので、そういった人材といいますか、ネットワークを駆使して、たくさんのイベントにいろんな人を巻き込んでやっていただいていると思うんですけれども、そういったつながりを継続していくためにも、なるべく早く人材の確保というのは取り組んでいっていただきたいなというふうに思います。

課長の先ほど来の答弁の中で、観光協会の活動ですとかSNSの発信ですとか、そういったことをやられているところに触れられていましたが、SNSを使って、私たちでもこんな朝日村があったんだというようなところを、上手に切り抜いて発信してくださっているなど、私は思っています。そういった一つ一つも、その人のやり方というか、出るんですけれども、非常に朝日村というところに興味を持っていただける一つのツールになっているのではないかなというふうに思います。

今回の観光ビジョンについて質問させていただく中で、観光施設の活用ですとか環境整備など様々な施策が位置づけられていますが、本日はその中でも観光協会にスポットを当てて質問させていただきました。

観光は行政だけでも観光協会だけでも進めていくことはできません。これまで観光協会の

皆さんの努力により、交流人口の拡大やイベントの定着など、少しずつ成果が積み上げられてきたと感じています。また、村民の皆さんや企業、農家の皆さんなど、多くの方々がそれぞれの立場で関わってくださっていることも村の大きな力になっていると思います。

こうしたつながりや取組を今後も大切に育てていくためには、それを支える体制づくりが非常に大事で欠かせません。観光ビジョンが計画としてだけでなく、実際の取組として継続され、村の魅力発信や交流の拡大につながっていることを期待して、1問目の質問を終わります。

○議長（小林弘之君） 清澤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清澤あゆみ議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 続いて2問目の質問です。

女性消防班の活動と地域防災への村民参加について。

今年度、役場女性職員による女性消防班が設置され、防災・減災に関する広報活動など、新たな取組が始まったことは意義のあることと感じています。また、その取組を受け、村民の中から自分も消防団員として活動したいと声を上げてくださった女性がいると聞いています。このことは大変心強く、地域防災への関心や参加意識の広がりにもつながるものと感じています。

今後、女性消防班の活動や村民の防災活動への参加について、どのような方向性で取り組んでいくお考えか伺います。

1、女性消防班について、今後どのような活動内容や体制を想定していますか。

2、消防団活動に参加したいという村民の声をどのように受け止め、今後の地域防災への参加につなげていきますか。

以上、お願いいたします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 清沢光寿君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（清沢光寿君） それでは、清澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

女性消防班の活動と地域防災への村民参加についてというところでございます。

まず1点目の女性消防班について、今後どのような活動内容や体制を想定しているかということでございます。

議員ご承知のとおり、今年度より役場の女性職員9名が、朝日村消防団本部班に属する機能別団員として入団をしてございます。本来、機能別団員は基本団員としての経験を有する者が入団できることとなっておりましたが、女性の場合は経験がなくても入団ができることとし、また、女性団員の任務は火災予防等のための指導及び広報活動等ということをし、朝日村機能別消防団員の定員、服務等に関する規定に明記し、スタートしてございます。

そこで、今後の具体的な活動といたしましては、出初め式等における火災予防や地域防災についての啓発の活動を予定したいというふうに捉えて考えてございます。

ただし、議員ご質問にございます女性消防班という言葉でございますが、これは現在、村消防団の規則においては特に設置はしてございません。あくまでも本部班に属する機能別団員ということの位置づけでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、2つ目の消防団活動に参加したいという村民の声をどのように受け止め、今後の地域防災への参加につなげていくかというところでございますが、議員ご質問の女性村民が消防団活動に取り組みたいというご希望があることのお声のことと存じます。

地域防災の担い手が多様化いたしますことは、昨今の消防団員減少に対し、大変喜ばしいと行政も思っております。基本は消火活動ではなく、広報活動、防災教育、情報収集、避難所運営補助、ラッパ班のサポートなど、啓発活動や広報支援を中心に消防団に携わっていただくことが、現時点ではよいのかなというふうに捉えてございます。特に地域防災という視点を考えますと、自主防災組織である地域住民と直接関わり、防災意識の普及向上に努めていただければいいのかなというふうに思っております。

今申し上げましたとおり、消防団員の中に女性団員の受入れにつきましては、特に明確なルールがなく、受入れ体制がまだ整備されておられません。ご本人の思いをしっかりと受け止め、消防団と調整を図った後、受入れを開始したいと捉えてございますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） ありがとうございました。

今のお話の中で、女性消防班ということで、女性が組織されたものではあるけれども、本

部班に属する機能別団員ということをお聞きいたしました。いろんな方がいて、団員は今数がちょっと定数に達していないというような現実もございますので、いろんな方がいて、機能別団員ということで使われていくというのは、団員の数の確保という面でも、その点に関してはいいのかなというふうに思います。

広報活動といいますか、啓発活動をメインにやっていただくということでしたが、先日、総合防災訓練でも女性の方が規律訓練に参加されていました。女性の皆さんが加わることで、今までとはまた違った雰囲気を感じられて、訓練に親しみやすさを私は感じられました。やはり啓発活動とかをやっていく上で、女性の視点とかを生かしながらやっていただくことが、こういう点では可能なのかなというふうに思うんですけれども、実際に具体的に、例えば保育園ですとか小学校に出向いて、そういった活動をするとか、そういったことは考えていないのでしょうか。

具体的なところ、消防団員としての年間の計画というのは出ていると思うんですが、組織として構成された、先ほど、女性班という言い方はちょっとあれなのかもしれないんですけれども、その方たちの特化した活動に関して具体的な予定というか、そういったのがあるのかどうなのか、そこをもう一度お願いいたします。

○議長（小林弘之君） 清沢総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 清沢光寿君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（清沢光寿君） それでは、清澤議員２回目のご質問にお答えさせていただきます。

女性が消防団員に機能別として入った中に、特に細かなことというのはなかなか決めておらず、スタートしてしまっている部分もございます。そんな中で、基本的には女性の機能別団員の皆様には、式典とかそういったものには基本的に出させていただいて、また規律等の訓練も受けていただくということになっておりますし、また、式典と出初め式であったり、そういったものについては出させていただいて、まず女性の意識向上を高めるために、少し頑張ってもらいましょうということになっておりますので、特に年間計画も大きなものについてはしっかり決まっていないというのが実情であります。

そんな中で、私も担当になって、どういうふうにしたら、この女性の皆さんを生かしているのかという点と、また、どうやったらさらに女性の意識向上が図れるかという部分も検証しながら少しずつ進めないと、一気にあれもこれもとやっても、負担ばかり大きくなってしまって活動できませんので、様子を見ながら、団のまた受入れ体制も少しずつ見ながら対

応したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ですので、今年度は特に出初め式等において出ていただいて、それを見に来ていただける子供や、また周りの近所の住民の方たちに、そういった防災の意識を少し高めてもらうという点では、そういった部分も少しずつやっていきたいと捉えてございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 清澤あゆみ議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 女性班として構成されている皆さんは役場の職員であるわけで、日々の業務もあるのは十分承知しております。せっかく組織として今回機能別団員ということで加わっていただいたわけですから、啓発活動という中では、防災教育という観点でも、ぜひ女性の柔らかさというか、そういったことを武器にしながら、保育園ですとか小学校ですとか、そういったところへも出向いて防災教育のほうで啓発活動にも取り組んでいただくことを、今後、視野にも付け加えていっていただけたらなというふうに思います。

その中で、やはり今まで何の知識もないといいますか、やったことがないというところで行きますと、朝日村には防災士会が設立されていて、防災士の皆さん、小学校のほうに行って防災教育に携わっていたりとかします。ですので、そういった方たちの体験ですとか、こういったやり方がいいんじゃないかというのを共有しながら、防災士会の人たちと一緒に、お互いに教え合いながらといいますか、今後そんな活動も取り組んでいっていただけたら、女性班の活動の輪がというか、広がりがさらに増えていくのかなというところでもありますし、防災教育というものの観点からも、子供たちにそういったことをやっていくというのは非常に大事なことだと思いますので、そこまでつなげられていくことができれば、この女性班の皆さんを組織された意義がさらに深まるのかなと思いますので、検討していただけたらというふうに思いますが、すぐにというとやはり負担が大きくなるということでしたが、今後というところで、そんな活動の仕方というのを、課長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小林弘之君） 清沢総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 清沢光寿君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（清沢光寿君） 引き続きまして、清澤議員のご質問にお答えいたします。

先ほど私申し上げた中で、1点落としておりましたが、この女性消防団員の取組に当たっ

ては、消防ビジョンの中に地域との関わりが少し薄れているという職員の部分があったということで、そんな中で、地域の中に取り込める一つのきっかけづくりということで、こういった女性の皆様に入っていたという経過がございます。

そんな中で、消防士会という活動をされている団体もございますので、そういうところと共有を図りながらやっていくということは、確かに必要でございます。ただし、防災士会の役割もあるし行政としての役割、また消防団としての役割それぞれございますので、そういったところの共有の部分は、共有はしっかりしていきますが、それぞれの役割について明確にしながら進めていく必要もあるかなと捉えてございます。

そういった議員のご質問にお答えできるように、私たちもしっかり考えていきたいと思ってございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

それから、2番目のほうの質問のことになりますが、村民の方で消防団に入りたいという方、声を上げてくださった方がいたというのは、この女性消防班といいますか、この組織ができたことによって、そういった声が上げられたということは非常にありがたいことですし、女性班の位置づけができたということが、非常に意味のあったことではなかったかなというふうに思います。

この方は実際、先ほど課長の答弁の中で、やはり機能別団員の中に所属するということがいいんでしょうか。例えば今後、またこの方に続いてそういった声を上げてくださる方が出てくる可能性もあるかなと思うんですが、そういったときのことで、これからルールづけとかをしていくということですが、もう一度、そのところをお聞かせください。

それから、先ほどの職員の女性班と共に行動していくこともあるのではないかというようなお話でしたが、今後そういった声を上げてくださる方、そういった形で一緒に行動していくこともあるということで、もう一度確認をお願いいたします。

○議長（小林弘之君） 清沢総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 清沢光寿君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（清沢光寿君） それでは、引き続きまして、清澤議員のご質問にお答えいたします。

この女性消防団員が消防団員として加入するに当たっては、当然、通常の団員としてということと、機能別という2つの種類の団員がありますので、それぞれ今現在は入れる状況でございます。機能別は当然女性も入れるということで、今回入れるような形にしておりますし、本当の正規団員というものは、基本的には女性も男性も関係なく、条例はありますので、基本的には団員も入れるというところでございます。

ですので、こういった形をご本人が望まれて、それぞれの各分団等で受入れ体制ができるのかということも含めて検討しないと、今お答えして、こっちの団員になっていただきたいとかということを経営することはできませんので、そういったことも含めて、消防団員のほうから、こういった機能別だとか団員は団長の命令でそういった辞令も下りますので、そういったところも含めながら検討させていただくということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林弘之君） 清澤あゆみ議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 私もその団員に入りたいと声を上げてくださった方とちょっとお話をさせていただいたんですが、そう思った理由の中に、実はその方のおうちの前に消火栓があります。でもその使い方を知らない。そして、家の前のおうちは高齢者の方が独り暮らしでお住まいだということで、何かあったときに自分にもできることがあるんじゃないかというふうに思ったのも、一つの団員になりたいと思った理由だということをお話ししてくださいました。

団員になりたいと思ってくださる方は、それぞれいろんな理由があって、そういう声を上げてくださる方がいると思いますので、これから各分団に入るのか、機能別のほうで入っていくのかということは、その方との話し合いもあるということでしたが、そういった声を上げてくださって、少し日数がたっているかなというふうに思いますので、お話を詰めていただく中で、早めに対応していただくことが、そういった方のモチベーションにもつながっていくのかなというふうに思いますので、その辺のところをよろしくお願いいたします。

それから、先ほど、消火栓が近くにあるのに使い方が分からなかったりするのではというようなお話がありましたけれども、訓練というよりも前の体験という形では十分できるのかなというふうに思います。昨年の防災訓練で、私は針尾の地区の防災訓練に参加したんですが、ホースをつないで山に向かって放水をするという訓練に参加させていただきました。何回かこういうことを経験するということが、やはり非常に大事なことかなと思いますので、

もちろん女性班の方もそうなんですが、体験してみるというところでは、それを生かせる生かせないは訓練次第で難しいところになってくるのかもしれないんですけども、そういった体験の機会というのを、せっかく立ち上がった組織であるので、回数を増やして、団員の方たちが訓練するときに、もしいいよということであれば、参加させてもらって体験するというのも大事なことになると思いますし、これから啓発活動を行っていく上でも、実際に体験している体験していないというところでは、伝えていき方ですとか熱量というのが変わってくるのかなというふうに思いますので、そういったこともぜひ取り入れていただけたらいいのかなというふうに思います。

ぜひこういった声がさらに続いて出てくることを期待するところなんですけれども、まず女性班というか、その組織ができたということに、非常に意味があったのかなというふうに思いました。

地域防災は、行政や消防団だけでなく、村民一人一人の関わりによって支えられるものだと思います。今回実際に参加したいという声が上がったことを前向きな動きとして受け止め、今後の地域防災につなげていただくことを期待して、私の質問を終わります。

○議長（小林弘之君） これで、清澤あゆみ議員の一般質問は終わりました。

ここで一旦休憩を取りたいと思いますので、お願いします。

再開を10時45分。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（小林弘之君） それでは、再開します。

◇ 古 池 美佐江 君

○議長（小林弘之君） 次に、7番、古池美佐江議員。

古池美佐江議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 7番、古池美佐江でございます。

私は2問質問いたします。

1問目、自治体が所有する財産の有効活用について。

私は3月議会で、クラウドファンディングを活用して公民館のピアノを更新することを提案いたしました。研究・検討との回答にとどまっています。しかし、更新がなされなければ、公民館のピアノは劣化が著しく、村内の音楽愛好団体は不適切な環境で練習を続けざるを得ず、生涯学習を支えるべき社会教育の理念に反する状況です。

私は新しいピアノの設置を諦めているわけではありませんが、現在の状況を鑑み、少しでもよい環境を整えるために、既存財産の有効活用という観点で、取りあえず小・中学校の音楽室を社会教育に開放する次善の策を提案したいと思っています。

朝日小学校にはフルコンサートグランドピアノがあり、体育館改修に伴い音楽室へ移動される予定ですが、高価なピアノを温度や湿度変化の大きい体育館に戻すことは劣化を早めるため、エアコン完備の音楽室で保管、使用するほうが望ましいとの意見が学校現場からも出ていると聞いています。

このピアノは、本来、村民が広く音楽に親しむために村の備品として導入され、緑のコーシウムで保管されていた村民全体の財産です。したがって、社会教育の場で村民が利用することがその趣旨に沿った活用であると考えます。そこで、小学校の音楽室を練習室として開放することはできないでしょうか。

しかしながら、小学校側の管理・防犯上の理由で開放が難しい状態であれば、鉢盛中学校の音楽室を開放することは可能ではないでしょうか。中学校では、部活動の地域移行により、休日に外部指導者が校舎に入る仕組みが既に整備されています。この管理スキームを活用すれば、新たな行政コストをかけずに社会教育団体へ開放できると考えます。

少子高齢化で財政が厳しくなる今こそ、既存施設を使い回すファシリティマネジメントの発想が不可欠です。社会教育法第44条の学校施設の開放の精神に基づき、村民の生涯学習環境を整えるため、教育委員会の前向きな見解を求めます。よろしくお願いします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） それでは、古池美佐江議員の1番目のご質問、自治体が所有する財産の有効活用についてお答えをいたします。

ご提案をいただきありがとうございます。

中央公民館のピアノ更新と小・中学校の音楽室の社会教育への開放についてでございますが、ご承知のとおり中央公民館のピアノは老朽化が進んでおり、新規更新には相当の費用が必要となるため、現状では困難な状況でございます。

そこで、学校施設の活用についてのご提案をいただきました。学校の音楽室の開放につきましては、以下のような課題がございます。

まず、鉢盛中学校についてですが、現在、体育館、グラウンド、柔剣道場、教室などを社会教育用に貸し出しております。しかし、教室については、一般教室を想定しており、音楽室などの特別教室につきましては、楽器等の器具の損傷、あるいは持ち出し等により授業等に支障が生じることが懸念されますので、開放の対象とはしておりません。放課後は、生徒の活動が優先されることになります。また、セキュリティ改修を実施いたしましたが、音楽室に限定された範囲ではなく、複数の教室を使用できる範囲に及ぶため、現段階では完全ではないという課題が生じており、社会教育への開放は現在困難な状況でございます。

次に、朝日小学校についてでございますが、基本的には鉢盛中学校同様、音楽室の貸出しは想定しておりません。音楽室に限定したセキュリティ対策もございません。ただし、開庁時間内で児童の学習に支障がない場合に限定するならば、可能性がないわけではないと考えております。

教育委員会の基本的な考え方といたしましては、できるだけ多くの皆さんが気持ちよく村内施設を活用し、社会教育活動を充実させていただきたいと願っておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） では、鉢盛中学校も今は普通教室のみということで、合唱部はやっぱり部活の時間帯にいつも使っているということで、やっぱり教員がいるところでやっているということなんでしょうか。また、そうすると、またちょっと土曜日や日曜日はどういうふうになっているのかなということをちょっとお聞きしたいなと思っています。

それと、小学校のほうなんですけれども、なかなか、子供たちが使わない、早く言えばやっている時間というと5時15分とか4時45分までですかね、学校がきちんと先生方がお勤めしていращやる時間帯というと、やはりそれは真っ昼間というか、もっと早い時間の3時頃からとかできればいいんですけれども、その団体がふだん練習している時間帯となります

と、昼間というよりは夜が設定されておりますので、大変無理なのかなということを痛感しました。

あと、もしやれるとしたら階段を、外階段を造ってそこだけ行けるようにするとか、セキュリティーをきちんとするとか、そういう形をしていかなければ小学校は無理なのか。そうすると、また財政的にはとても無理なんだろうなという感じます。なので、中学校はどうなのかということで、中学校にしてみたんですけれども、そちらも駄目だということになりますと、もう八方塞がりです、どこで練習するのかという感じがいたします。

取りあえずは、今、やっておりますので、公民館でやっております。ちょっとぜいたくというか、もうちょっといい音のするきちんとしたピアノでやりたいなという気持ちはありますが、取りあえずはそこでも練習ができないわけではないのでやってはおりますけれども、そういうふうにはできない場合でしたら、やはり1台くらい、最低1台でいいと思うんですけれども、私が3月に言ったようなそんな高級なピアノでなくても、普通の小さなグランドくらいが本当はいいんですけれども、アップライトでもいいんですが、新しいものを更新していくということは、やはり今後全くの不可能なんでしょうか、そのところをもう一回ご確認したいんですけれども、お願いします。

○議長（小林弘之君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） それでは、古池美佐江議員の2番目のご質問にお答えをしたいと思います。

鉢盛中学校の現状は先ほどお話ししたとおりでございますけれども、今後、休日の部活動が展開されていくことになると思いますけれども、セキュリティー対策についてはより進んだものになっていくのではないかなというふうに考えておりますので、今後、鉢盛中学校とまた検討させていただきながら、よりセキュリティー対策の整った状態になるならばある程度の可能性は生まれてくるかなということを思っております。

また、小学校のお話でございますが、先ほどお話ししましたように開庁時間であるならばという条件がついてしまうわけでありましたが、もし夜間のということになりますと、先ほど議員もおっしゃられたように、それなりのセキュリティー対応、あるいは工事等が必要になってまいります。

そうなりますと、小学校の特別教室棟の西入り口を出入口として音楽室に上っていくという形になると思いますので、入り口の鍵の設定、あるいはセキュリティーカメラ、あるいは

1、2階と廊下を区切るというような工事が必要になるかと思いますが、かなり高額な費用がかかってくると、そういった状況から考えますと、ちょっと現実的ではないかなというふうに思います。

そこで、今、議員のおっしゃられたように、何とか1台ぐらいのピアノを用意できないかというお話でございました。私ども何とか今現状で北研修室のピアノではやはり非常に厳しい状況であるということを認識しておりますので、何とか努力をしてまいりたいなということをおっしゃっておりますので、いましばらくお時間猶予をいただければと思います。また、追ってご連絡を差し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） やっぱセキュリティの問題があるということであれですけども、今後また鉢盛中学のほうでもやっていけるかもしれない可能性もあるということで、またそれを探っていただくということをお願いしたいと思います。

それと、今、やはり1台はといたら努力をするよう今考えているということで、とても前向きなご回答をいただき、ありがたく思います。

それで、今、北研修室と言われましたけれども、私は北研修室よりも講堂のピアノのほうが大変なことになっていると思います。あちらはすぐ狂います。北研修室のほうはまだどうにか保っていますのでいいんですけれども、北研修室はかたかごさんのほうのところは、先生がもう階段は上がれないので講堂で練習をしているということで、毎週火曜日の夜、一生懸命練習しているのを私も行ったときにお聞きしましたけれども、あそこは大勢の方も講堂は利用していますし、それから前コンサートもあそこで、チェロとかヴァイオリンのコンサートもやったことがありますので、できましたらあちらのほうのピアノを先で検討していただきたいと思います。

あのピアノはとても見てくれというか、見たところはとてもきれいで新しいんですけれども、本当にちょっと動かすともう音が狂うんですよと公民館の方も言うておりましたので、絶対に1メートルやそこら辺ですごく音が狂うということはあり得ません。ということは、最初のキーのほうがそこにとどまっていないというくらい劣化しておりますので、やはりそちらのほう1台検討していただくなら、そちらのほうで検討していただくとありがたいと。

違うもう一つの団体も借りることは、曜日が違いますので、公民館のほうで、講堂のほう

で練習するということはいいほうのピアノに移動することは幾らでも可能ですので、そんなことでしていただけるとありがたいです。とても前向きで、これから研究しながらやってくださるということなので、ぜひ今ある事態を少しでもよくなるということを検討していただき、村民の芸術のまた振興に努めていただけることを望みまして、第1問目を終わりたいと思います。

○議長（小林弘之君） 古池議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

古池美佐江議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 2問目をお願いします。

原新田工業団地のこれからをどう考えるか。

昨年、原新田の農地が長野県食肉センター建設候補地として挙がりながらも、建設そのものが白紙撤回となり、実現には至りませんでした。原新田地区の工業団地化の歴史を振り返りますと、平成8年に株式会社ホクエツ様、平成23年に株式会社東京堂様が創業されましたが、水利事業受益地であったために工業地化が中断されました。

令和5年、2023年に農地転用制限が解除になり企業誘致が可能になりました。しかしながら、新たな企業の進出はなく、食肉センターの誘致も白紙になり、間もなく1年が経過しますが、今後についてどのように考えているのか、以下の2点について伺います。

1、今後のスケジュールの見通しについて。

長野県国土利用計画の指針が未発表であるため、今年度中における朝日村国土利用計画の見直しが見送られる方針とのことですが、このまま待つだけなのか、新たな企画を持っているのか、今後の見直しのスケジュール及び村としてのタイムラインを伺います。また、令和5年の農地転用制限解除に伴い、再度地権者に土地利用のアンケートを行っていますが、その結果はどのようなものでしたか。

2、これまでの誘致活動と今後の取組について。村は原新田工業団地への企業誘致を具体的にどのように行ってきましたか。今後、どのような企業を誘致し、どのような工業団地を目指そうとしているのか、村としてのビジョンを伺います。よろしくお願いします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村企画財政課長。

〔企画財政課長 中村高志君登壇〕

○企画財政課長（中村高志君） それでは、私から古池議員 2 つ目のご質問、原新田工業団地のこれからをどう考えるかについてお答えをいたします。

原新田下原地区への企業誘致につきましては、平成 8 年の株式会社ホクエツ様、平成 23 年の株式会社東京堂様と貴重な企業進出の実績がある一方で、国営中信平二期農業水利事業の受益地であるため、事業実施が困難となっておりました。令和 5 年 3 月をもって事業完了から 8 年が経過したことにより、農地転用の規制要件が外れることとなったため、企業誘致が可能な状況となっております。

昨年 7 月に、株式会社長野県食肉公社の食肉処理施設の移転について、健全経営が成り立たない厳しい状況、見通しであるという理由から移転新設が白紙となり、現在に至っていることは村としても大変残念であります。

それでは、ご質問の 2 点について順序立ってお答えをいたします。

今後の国土利用計画の見直しスケジュールの見通しについてですが、国土利用計画は国土利用計画法第 8 条第 1 項に、市町村は当該市町村の区域における国土の利用に関し、必要な事項について定めることができるとあり、第 2 項で、市町村計画は都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものであると規定されております。

朝日村も計画を変更する際は、長野県国土利用計画に沿って行っておりませんが、長野県の国土利用計画も朝日村と同じく、令和 7 年度を終了とする計画となっており、村の計画変更に当たり、県の進捗状況について県の建設部へ問合せを行ったところ、県内部で方針を決めている段階であるという回答であったため、県の進捗を待って策定を進めることといたしました。令和 8 年 3 月議会での補正予算減額の際にもご説明のとおり、申し上げたとおりとなっております。

改めて新年度となり、県の進捗状況を確認いたしましたところ、県土のグランドデザイン計画との整合性を取るという方針のため、このグランドデザイン計画の策定が優先となっており、グランドデザイン計画策定の進捗状況も今のところ芳しくなく、国土利用計画に取りかかれずにいるため、見通しが立たない状況との回答を得ています。また、朝日村と同じように他の市町村からも県の計画について問合せがあるんですが、今のところ同じような状況だという説明をしているとのことでした。

村といたしましても、県の方針等が示されれば行政内部で検討できる点について進めたいというふうに思っております。また、進捗状況によっては補正予算対応等で策定のための予算をお願いすることになるかもしれませんので、またその際はご相談のほうをさせて

いただきたいというふうに思っております。

続いて、地権者アンケートについてご説明いたします。

令和4年に原新田下原地区の地権者に対し、土地利用のアンケートを実施しております。その結果でございますが、地権者46名のうち約8割の37名から回答が得られ、今後の土地利用については78.4%の地権者から工業団地の土地として利用してほしいという回答を得られており、工業用地としての活用に対する一定の理解が得られていると認識しております。

続いて、(2) これまでの誘致活動と今後の取組についてですが、村は次の関係機関、団体と接触を図り、企業誘致、情報収集に取り組んでまいりました。長野県の産業労働部産業立地・IT振興課、長野県東京事務所企業誘致担当、あと県内の不動産開発業者、いわゆるディベロッパー、近隣の自治体の企業誘致担当者、あとその他民間業者、これらの関係者との対話の中で、以下の共通認識・課題が形成されております。

まずは、新たな雇用を生む雇用創出型産業の進出は、現在はなかなか厳しい状況にありますということ、それは全件通してそういう状況にあるようです。また、あそこの土地につきましては、施設で使用する水の確保と、その排水処理の問題についてクリアすべき課題がございます。また、昨今の中東情勢によりまして、企業進出が足踏みをしている状況ということもお聞きをしております。

上記の課題認識を踏まえ、村は以下の方針で取り組みます。

雇用創出型産業の誘致が厳しい状況も踏まえ、本村の地域特性を踏まえ、設備投資型産業である情報通信関連企業、例えばデータセンターの事業者などの誘致可能性も検討のほうをしております。こちら、雇用は限定的ですが、償却資産による税收確保が見込めます。ただし、こちらでも電力供給インフラ、送電線、変電所の課題等があり、実現には相応の検討が必要な状況です。

といいますのが、やはり一番近い変電所が3キロぐらい離れている、塩尻の郷原の変電所になるそうです。私も素人考えで、真上を鉄塔が走っているので、そこから電気を取ればなんなんと思ったんですけども、どうもいろいろな民間業者の方とか、あと県のほうから中部電力のほうに問合せをさせていただいているんですが、やはり変電所からそれ用の送電線を直接引っ張ってこなきゃいけないということで、途中で鉄塔を建てる必要があったりとか、そういったことで用地買収とかいろいろ絡みが出てくるそうでございます。そちらも電力をどれぐらい使うかによって状況が変わりますので、そういったところも見極めていく必要がございます。

県や民間とのディベロッパーとの情報交換を継続し、適切な企業情報の提供を行ってまいりたいと思っております。

原新田工業団地につきましては、村の自主財源確保と地域経済の安定化を実現する重要な資産であると認識をしております。雇用創出だけに限定せず、多様な企業形態の受入れが可能な柔軟で持続可能な企業誘致を目指します。

古池議員ご指摘のとおり、食肉処理施設白紙から約1年が経過し、目に見える成果をお示しできていない状況というのは、村としても課題として認識をしております。しかし、現在の経済情勢の中で実現可能で村民益につながる企業誘致を慎重に進めていくことが、一方で重要であると考えております。

引き続き、長野県、また民間ディベロッパー等と連携を強化し、具体的な伸展をお示しできるよう全力で取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） なかなか難しいかなと本当に思っています。

特に隣村の山形では、工業団地の造成も今しておりますし、できればあそこに行くという企業もたくさんあるので、私たちのところで企業を呼ぶということはかなり難しいことかなと思っています。しかしながら、いろんな考え方があって、まず、以前のときにも村長が言っておりましたけれども、あそこのところは高压線下であるために、工場も高いものが建てられないという大変デメリットを持った土地でございます。なので、この高压線があることを逆手に取って何かできることはないのかということのをちょっとだけ調べたんですね。そうしますと、高压線があることで、企業ではないですが設備を呼ぶことはできるのではないかとということが少し分かったので、少しご紹介したいと思います。

それは、系統用蓄電池というものです。系統用蓄電池というのは、変電所近くに設置して、電力不足になったときにバックアップする電力を蓄電池から供給するシステムです。特に高压線下だと、逆に取りやすいというか、そういうものだそうです。

今は、高压線下だと逆に300坪くらいの土地でも電力会社に貸し出すという方法でその蓄電池をやるといって、大企業がそういうことに乗り出しています。長野県では、伊那市で2024年の10月、三峰川伊那蓄電所丸紅新電力が参入して系統用蓄電所が既に運転を開始しています。それから、長野県の上田市では、メガワット級の新規系統用蓄電池プロジェクトが進行

中であります。それから、全国の中では、やはりそういうものをつくって、特に今は太陽光とか風力とか、そういうものがあまり気候とかそういうものに左右されますので、そういうものによった電力がきちんと安定的にできないので、余ったものをそこに蓄電し、足りないときにそこから供給するというものとして、大きな業者、伊藤忠とか丸紅とか、大きなところが進出しているようであります。

なので、私たちのところ、東京電力の変電所がありますので、すぐそれができるかどうかちょっと分からないんですね、しっかり調べてみないと。でも、そういうものとしてあそこを提供していくということもすごいんじゃないかなと思います。

原新田は、村には鎖川を挟んだ目と鼻の先に東京電力信濃変電所というインフラが存在します。ですので、それを系統用蓄電池を置く。大変静かなもので、そんなに特に害はないというか、大きなものはなくても、コンテナくらいの高さのものをたくさんそこにやるようなんですけれども、そういう土地として候補に挙げることはできるのではないかなと思うんです。そういった考え方、今までは工業地としてやっておりましたけれども、工業地としてではなくて、系統用蓄電池の接続地としての誘致構想という、これからのそういう発想を転換した違う方向でそこを持っていくというようなことができるんですが、そういう考えとかはないでしょうか。

○議長（小林弘之君） 中村企画財政課長。

〔企画財政課長 中村高志君登壇〕

○企画財政課長（中村高志君） 蓄電池についてご説明のほういただいております。

実際に、カタログの営業とかで蓄電池というものの営業も私のほうにも来ております。

先ほどデータセンターのお話を申し上げたんですが、恐らく蓄電池も同じではないかというふうに思っております。私も素人考えで、15年ぐらい前に企業誘致に東京事務所に行ったときに、いい変電所があつていい場所ですねなんて話を言われたものですから、ずっとそれを考えてきて、今改めて東京事務所とかにお話ししています。

その中で、東京事務所の方から動いていただいた中部電力からの回答がこちらに来ております。朝日村の用地について、電力整備をするのにどれぐらいかかるかということで返答いただいたものですが、まず最寄りに変電所、東京電力の新信濃変電所があるわけですが、あるものの、そこから直接電気を引っ張ることができないので、近傍の鉄塔、直線距離約3キロから引っ張ってくるようになり、中間に鉄塔を立てることが必要で、土地収用を含め、概算工期が5年以上かかるのではないかと。また、接続するに当たり、空き容量が足りないこと

も想定され、増強工事が必要となった場合はそれ以上の工期を要することも想定される、ある程度の規模の、こちらのデータセンターですが、データセンターを想定した場合なので、これは個別の企業により、企業の規模等により事情は異なるという回答でありました。

隣に変電所があるので、近いからといって適地ではないというような回答を得ておりまして、やはりここは中部電力の管内でありますので、恐らく使用するには東京電力の電気ではなくて、中部電力の電気を活用しなければいけないというところもあって、そういったような回答をいただいていると思います。また、東京電力については、県のほうでも確認をしてくれるようなことも言っておりました。

その他として、特高ということで、特別高圧の契約を必要としないような小規模なデータセンターを幾つかつくとかそういった場合にはついては、そういった企業もあるので、まだデータセンターが全く立地できないということではないというような回答も得ております。

朝日村のほうから、データセンターについて企業立地・IT推進課とか、開催される会議とかでも顔を出して、なるべく話を聞くようにしておりまして、そういったことをする中で、県のほうからこれぐらいの土地で用意できないかとか、そういった提案も受けております。中には本当に20ヘクとかとてつもない大きさのデータセンター用地がないかとかいう問合せも来たりしていますので、そんな中で、もし朝日村の中でそういった用地で活用できるものがあれば、村としては一つのそれは企業として検討のほうはしていきたいというふうに思っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） そういうものを、やはりもうお話とか調べているということで、大変心強いと思います。なかなか、私たちもこういうのがあるんだということが、いろいろなところで調べたらそういうことが出てきたので、そういうことも入れてやっぱり探していくということは、それが実現するかどうかは分からないんですが、しっかりとそういうことを探っていくということはすばらしいことだと思うので、ぜひそういうことを調べて、できるならばそういうことを進めていただけるとありがたいと思います。

多分、課長も調べて知っていると思うんですけども、もし蓄電池がやった場合、あそこのところは借地として貸すことができて、ただ、あそこを78%ですかね、さっきの方が工業用地としてやってもいいという形で、半分以上の方がそういう考えをお持ちなので、本当に

農業以外に使えないまま、このままいくくらいだったらそれを借地として、売ってしまえば、もう一時的なお金だけで土地の方は済んでしまって、あと何も残らないんですけれども、企業に借りていただくと借地料も入りますし、それをまた20年間定期借地みたいな感じでやっているということも出ていました。そうすると、固定資産税とか、あと借地によって村民の方がお金を頂くことによって少しの税制もよくなって、それをまた村に還元できるとか、そういったことにもなりますので、長い目で見たときに時間はかかってもあのまま、このままあと5年、さっき5年以上かかるかもしれないという話でしたが、その間にやっぱり少子高齢化で後継ぎがないという方たちも収入を得て、もしそのままあれしてもまたご子息たちがその収入を得て、またそこで村に還元できるという、そういうシステムもできますので、ぜひそういうことを、これから県も調べてくださるということですので、調べていただいて、少しでも可能性のあることを模索していただいて、やっていただきたいということを要望しまして、これからのことを村のためにみんなで考えていきたいなと思っています。

本当によく調べてくださってありがたいと思います。これからあそこがよい土地として続けて存続できることを願って2問目の質問を終わります。

○議長（小林弘之君） これで、古池美佐江議員の一般質問は終わりました。

◇ 北 村 直 樹 君

○議長（小林弘之君） 次に、8番、北村直樹議員。

北村直樹議員。

〔8番 北村直樹君登壇〕

○8番（北村直樹君） 8番、北村直樹でございます。

私は本日1問の質問をさせていただきたいと思います。お願いいたします。

それでは早速、村有林及び鳥獣防護柵の今後の維持管理についてお尋ねをいたします。

我が村は面積の約87%近くを森林が占めており、今後それをどのように活用していくのか、これは今に始まった話ではなく、何年も前から議論されている課題であります。今日は改めて村の方針をお聞きしたく、この質問を取上げさせていただきました。

朝日村の諸先輩、先人の話によれば、太平洋戦争時、日本は油がなく、松を煮出してそこから油を抽出していた。結果、至るところに松を伐採した跡があり、伐採地が非常に目立つ

景観となっていた。その後、戦後の復興に際し、カラマツ等を植樹、当時カラマツはヒノキ等の樹木と違い、その成長速度や強度面にも優れており、戦後の復興のインフラ整備で重要とされておりました電柱や建物などを建設する際の足場として期待されておりました。しかし、時代の流れとともに、電柱はさらに強度の高いコンクリート製に、足場を組む素材は軽量なアルミや鋼管、鉄パイプがメインとなりました。結果、適期を迎えた樹木の活用方法がなくなり、当時、植樹された木々のほとんどがそのままになっている状態でございます。これは当村だけではなく、他の市村も同様に課題に苦慮されているかと思います。

当村では、そんな適期を迎えたカラマツを庁舎や保育園建設に活用してまいりましたが、その後の活用については、現在のところ主立った活用計画はありません。もちろん、活用できない事情は、重々承知はしております。また、村産材を活用しようと、塩尻市の企業とあらゆる面での活用を模索し、そういった経過も私は承知をしております。しかし、コスト面や塩尻市の企業状況により、実現には至りませんでした。

このように、戦後からの歴史や木材の需要バランス、昨今を取り巻く社会経済の中で、木材を活用した取組は非常に難しいと私自身は考えております。しかし、当村ではさきにも述べたように87%が森林であるため、何かしらの活用方法を考えていかななくてはなりません。

また、今年の春は特に全国的に熊の出没・被害の報告が連日のように報道をされております。鳥獣を居住区に来させないためにも、森林の活用や維持管理、鳥獣防護柵をセットで考え、その対策を練っていく必要があると考えております。

そこで、次の質問をいたします。

1つ目、保有林の占める面積について。村を占めている森林87%のうち、国有林、県有林、村有林、私有林の4つの保有林があるかと思います。そのうち、どれがどれくらいの保有率を占めておりますでしょうか。全体を100%にしたとき、国有林が何%、県有林が何%のような形でお答えをお願いいたします。また、それぞれの広さは何ヘクタールぐらいありますか、こちらはざっくりで結構ですので、お答えをお願いいたします。

2問目の質問、村有林の維持管理・活用方法について。1でお答えいただきました村有林の今後の維持管理や活用方法について、現在、村で考えている具体的な案があれば教えてください。また、村有林が占める樹木はどういった樹木が多いのか、森林ゾーニングを行っているということであるので、ある程度は把握できていると思います。種類が多い樹木上位3つをお答えください。並びに、国や県が保有している森林について、今後の活用についてご存じの場合はお聞かせをお願いいたします。

3つ目、鳥獣防護柵の設置状況について。村では鳥獣防護柵を設置して害獣の侵入を防いでおります。その防護柵の現在の延べ設置距離や今後設置を考えている箇所をお聞かせください。

4つ目、鳥獣防護柵の維持管理について。現在、鳥獣防護柵の維持管理は地区住民の協力と支えによって成り立っている部分が非常に大きいかと思います。しかし、今後の少子高齢化を踏まえ、鳥獣防護柵の維持管理についてどのようなビジョンをお持ちでしょうか、お聞かせください。

以上です。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） それでは、北村議員ご質問の村有林及び鳥獣防護柵の今後の維持管理についてお答えをさせていただきます。

初めに（１）であります。朝日村の森林面積は約6,147ヘクタール、このうち村有林は1,388ヘクタールで全体の約22.5％であります。私有林は4,510ヘクタールで全体の73.5％に当たります。少ないですが財産区林がありまして、249ヘクタールで全体の4％となっております。国有林、県有林はございません。

次に（２）、村有林の維持管理と活用方法ですが、具体的な案はございません。村有林は民有林の奥に位置しているため、搬出コストや労力を考えると費用対効果が望めないため、活用が限定的であります。今後の維持管理が今後の課題と考えております。また、村有林の樹種で多い３つですが、カラマツ、アカマツ、ヒノキでございます。

次に（３）、防護柵の村延長は約21キロメートルで、今後設置する箇所はございません。

最後に（４）、この防護柵は当初、村民から野生鳥獣による農作物被害への対応を求められ、村が朝日村鳥獣被害防止対策協議会を組織し設置してまいりました。設置後は住民協働の観点から柵の維持管理を各区住民が担い、柵の大規模改修や通電確認を協議会が担っていくことが決まっております。各区が、斜面がきついなど管理が難しい箇所は現場などを確認して協議会が実施しております。

また近年、熊による被害防止という面でも、防護柵は大きな効果を発揮していると考えております。各区で行っていただいている維持管理作業は、鳥獣被害防止策という地域課題解決に欠かせないものであり、今後もこの形態は存続させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔8番 北村直樹君登壇〕

○8番（北村直樹君） そうしますと、まず1つ目の質問でございますけれども、村の大体その森林面積というのは6,840ヘクタールくらいであると、その中で村有林が占める割合が1,388ヘクタールというところをご説明いただいたわけでございますけれども、結構広いですね。身近なものでちょっと計算してみたんですけれども、東京ドームが大体一広さ4.68ぐらいなので、大体東京ドーム400個分ぐらいの森林が村有林としてあるということが非常に驚いたところでございます。

そういった中で、国と県のほうについては、さほど保有をしていないということでありました。今後、活用という部分、私有林のほうについては村のほうでどうこうというよりか、これはもう各地主さん、個人の財産ということもありますので、ここの部分についてはいろいろと今後活用をどういうふうにやっていくのか、または樹種転換等々を含めてどうしていくのか、そういったアドバイス等は必要とありますが、村のほうで管理している22.5%の森林をどのように活用していくのかと、先ほど課長のほうで活用の方法がないという説明がありました。じゃ、活用ないというのは分かりましたけれども、維持管理は、これはどのようなふうにやっていくのか、今現時点で考えがあれば教えてください。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 北村議員の2番目の質問にお答えさせていただきます。

具体的な維持管理の方法は今現在ございません。考えているとすれば、ちょっとまだ実際にそういうことができるかどうかは難しいですけれども、塩尻とか木曽町のほうでやられているJクレジット的なことを活用して維持管理していくのが理想的じゃないかなと。やはり、村が出資して村有林を維持管理していくということになると、特に補助的なこともないですし、そういうことがやはり財政的な面からも難しいと思います。

北村議員言われるように、広い村有林ですので、活用がちょっと、本当に奥山ですので、ちょっと難しいかと思っておりますけれども、どう維持管理していくかというのがやはり課題でして、そこはちょっと村のほうとしてもどういう財源を使っていくかということもありますので、維持管理の面は今課題だなと。具体的な政策というところも、今現在、私たちも持つ

ていない状況ですので、お願いしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 北村議員。

〔8番 北村直樹君登壇〕

○8番（北村直樹君） 具体的な管理のほうがちよっと思いつかないというところ、私はその回答だと非常に残念だなというふうに思います。というのも、やっぱりある程度やっていくべきことはやっていかななくてはいけない。維持管理というふうに考えたときに、例えば大規模災害が起きた場合、その森林を守っていくという部分に関して、やっぱり一番必要なのは、過去これはもう朝日村でも特に過去もやった、五、六年前だったかな、したことありますけれども、木と木の間に間引く、要は間伐ですよ、間伐といいますか除伐ですよ。そういったことをして、木をある程度間引いていくことによって、要は太陽が当たる、そうするとその木がしっかりと根を張って、そして土砂災害ですとか、そういった崩落、土砂災害の警戒という部分を非常に、それを未然に防ぐという効果もあります。

さらに、強いて言えば、課長確かにおっしゃるとおり、朝日の山というのは非常に傾斜がきついです。さらにこれ不思議なんですけれども、どこの山に行っても入口から10メートルぐらい大体笹ゾーンがありますよね。大体笹がすごく生い茂っていて、そこで管理をする人たちの行く手を阻むということがあると思います。

一気に管理を進めるということではなくて、ちよっとずつでも私は進めてもいいと思うんです。例えば先ほどおっしゃったように、森林に入っていく林道のところの部分の整備だったりです、あとは笹狩りだったりです、今後、管理をしていくための下準備、そういったことも私は進めていってもいいんじゃないのかなというふうに思います。

そういったところ、または林道の整備、これは非常に大きなお金はかかると思いますけれども、そういったことをやっぱり国だったり県に、私は要望していくことが必要だというふうに思っておりますが、改めて課長、どうでしょうか。

○議長（小林弘之君） 当局の答弁を求めます。

大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 北村議員の次の質問についてお答えさせていただきます。

すみません、私も林務を担当していた頃からの話でありますけれども、村有林の管理、何十年も前ですけれども、間伐は七、八割は終わっているという状況は前任者からも確認しておりますので、それ以上に見に行っていないこともあります。去年、予算でもやった、国に

観光造林的なことが返されてしまっている中俣とかの奥のところも非常に難しい面があって、国ももう村に返されるということで、それはそれぞれのお金を出して清算は済んでおるので、そこが今はもう村有林になっていますので、今そこは多分手があまりついていないようなところだともあると思いますけれども、間伐が何十年か前からはやって続けています。その関係でまず、どういうところが必要なのかというところは、広域森林組合だったり、森林センターだったり、ちょっとそこへ、林業センターあたりで確認しますけれども、やはり先ほど言ったように奥山過ぎて、手がなかなか入らないところであったり、見に行くにもちょっと厳しいところもあります。そういうところは、どういうふう到现在の状況を確認するかというところは、今後は課題として検討していきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 北村議員。

〔８番 北村直樹君登壇〕

○８番（北村直樹君） 課長のほう、産業振興課という立場で、村施策において非常に重要な分野を担っているということは私も重々承知はしております。これはあくまで、産業振興課としての考えをあえてお聞きいたします。

産業振興課は、例えば農業部門だったりですとか、あと観光分野、それから林業と、村の非常に重要な分野を担っている課だと思いますけれども、その中でのその林業分野といいますかね、そういったのはどういう立ち位置にあるんでしょうか。例えば、農業だったり、観光と同じぐらいの立ち位置、または優先順位等々あるのであれば、ちょっと各課としての認識としての確認になりますけれども、そこはどのような立ち位置なのかお答えください。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 立ち位置なんですけれども、それぞれ産業振興課が関係している部分全部大切だと考えます。どれが一つ飛び抜けているわけでもなくて、現在農業分野、林務分野、観光分野、それぞれ担当しっかり頑張ってくれていますので、林務のほうは今現在、松くい虫という大きい課題がありますので、そこに向かって事業を進めてまいりまして、現在はちょっと松くい虫重点でありますけれども、それぞれが自分の立場でお仕事しているというふうに考えますので、何が立ち位置というその言い方でいうと、全部フラットというか、全部同じ村のための事業を進めているという考えでお願いしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 北村議員。

〔８番 北村直樹君登壇〕

○8番（北村直樹君） 課長、そのとおりだと思うんです。

私は何でこの質問をしたかというふうにいいますと、議会のほうでもありましたけれども、当然、村のほうでも国・県に対しての要望というものの、5月、6月までに提出するというものがあるんですけれども、そちらを私確認しました。村のほうでは一体どういうことを国・県に要望しているのかというところを見ました。

そうしたら、林業に関する内容でいうと、ただ一行、松くい虫防除対策への支援拡充だけしかなかったんですよ。当然、課長のほうは、今はやれるべきことというのは松くい虫防除対策に力を入れていく、これは非常に理解もしております。また、それを使うためにも森林環境譲与税をしっかりと活用していくというのは分かります。ですが、やっぱりこれはほかにもプラスアルファで、私は国・県にも要望していかなきゃいけないと思っています。例えば先ほどおっしゃったように、奥深いというところであれば、そこの作業人工を出すために県の候補から補助を出してほしい。または、これはもうすぐできるかはどうかは分かりませんが、やっぱりそこに行くまでの林道整備というのを、私は朝日の87%を森林が占めるというこういった環境の中で、もっと林業のほうについても私は目を向けていかなきゃいけないと思っていますよね。

その林道だろうが、予算というのは必ずしも一度提案したからすぐ出てくるというものではないとは思いますが、やっぱりそれを継続して国・県に私は要望していかななくてはならないというふうに思っております。

今年は多分これで締め切ってしまったと思うんですけれども、また来年度以降しっかり、チャンスはあると思うんですが、いま一度この森林活用、それから維持というところについて、我々がやる時はしっかりやっていく。だけれども、しっかり国・県に対して要望もしていかなきゃいけないというふうに思っておりますが、その点、課長のほういかがでしょうか。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今、非常に林業に対する基本的な考え方、この議論に入っておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

先ほども課長のほうから話をしたように、村有林ってたったの20%程度ですよ、それに比べて、一番問題なのはやっぱり私有林なんです、70%を占める。ですから、朝日村の林業の立ち位置、優先順位としては、まずは私有林をどのようにしていくかということなんです。

しかも、その私有林は、先ほども話あるように近場にありますが、標高が低くて、今は松くい虫がその最大の課題であるということで、今ほぼ全力を挙げてそちらのほうの対応を取っているということです。

それと並行して、森林管理経営制度というものを導入して、いよいよ計画的に私有林を整備していこうというところが、まずは手をつけるところです。ですから、そちらのほうに国や県のお金もですね、そちらのほうに重点的に頂いているということです。

村有林ですけれども、20%は占めているというものの、非常に奥山で、すみませんが、私も行ったことないんです。去年、職員が行ったけれども、本当に大変なところらしいです。いわゆる道はない、林道はないんですよ。今、いろんな林道は3本、4本と走っていますけれども、その林道は全部手を入れていますから、それからまだ先の話になりますので、非常に村有林というものに手が入れないというのが現状でございます。

ですから、それを国・県にどういう事業をやるということの申請をしたとて、まずつかない。まずは、我々としては私有林をいかに松くい虫から守って、それで生きている木をいかに活用して森林管理経営制度を使って山をリフレッシュしていくということが一番の課題だと思っています。

○議長（小林弘之君） 北村議員。

〔8番 北村直樹君登壇〕

○8番（北村直樹君） 村長のほうから、ただいま優先順位とすると私有林のほうをしっかりとやっていくということをお聞きしました。そういったことであれば、それに沿った計画とものをしていただければいいと思っております。

それでしたら、もうあと時間も少ないので、今度は防護柵のほうについてお尋ねしたいと思いますが、これもやっぱり、今後、高齢化が進んでいくという中で、なかなか地区の皆さんの協力が、果たしてどこまで継続して、この先何年やっていけるのかというところを非常に心配しているわけですが、やっぱり先ほど申し上げましたように、防護柵を管理するといっても、これなかなか場所場所によっては非常に傾斜面がすごく厳しいところもあったりですとか、または、緩衝帯を設ける、村では3メートルとかという部分を設けているんですかね。

うち原新田という地区は春と秋にやっているわけですがけれども、やっぱり防護柵の周りを草を刈るというのは、非常にこれは何とか今できている状況ですがけれども、例えばそこから3メートル距離を取った緩衝地帯ということになると、やっぱり枝の木をどうやってこれを

切っていくのか、結局そこが整備されていないと、例えば猿の往来する場所になったりとかというところで、非常に我々の地域の皆さんがやっていく中でも完璧にはできない。だけどやっていくしかないというこういった現状の中で、いま一度ちょっと確認いたします。まだ今は地区の皆さんが参加されているような実態がありますが、今後、例えば10年、20年を見越した場合、それを村としてはどのように考えていくのかというところを一度お聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 10年、20年のスパンですが、まず、継続していきたいというのは先ほど申し上げたとおりの話なんですけれども、この柵の耐用年数も多分出てくると思います。そういうときには、今は更新という事業がありませんので、もしかすると、もう張り替えていくという費用がもし賄えないという可能性もありますので、もう柵を取っちゃう可能性もありますよね。

そこは支柱がどれだけでもって、現在の網がどの程度までもつか、そこはちょっと考えなきゃいけない、20年とか30年というスパンにはなるとは思うんですけれども、それを維持していくためにはやはりお金も、張り替えていくだけだったら何メートル、何年ずつ張り替えていくというその予算も当然、財政面でも考えていかなきゃいけないですし、そういうときには、やはり、今熊がすごい、東北のほうではちょっと考えられない動きをするものですから、非常に柵、今有効だと思うんですよね、朝日村は。

その関係でも、それを維持していくためにも、今現在、地区・区で賄っていただいている部分はそれで行っていただきたいと思います。西洗馬は確かにほかの地区と違って緩衝帯を何メートルかで木を切ってもらっています。西洗馬はその先駆的な形で進んでいますので、多分傾斜がきついようなところはやりにくいとは思いますが、ほかの地区よりは西洗馬は進んでいると思うんですよね、緩衝帯を設けましたので。

そういうところで、それがもう10年ぐらいたってきて木の枝が出てくるという場合もありますので、そういう場合は枝打ちとかそういうことが難しい場合は協議会のほうに言ってきてもらえれば予算を取って何とか、枝打ちみたいなことはやりたいと思います。

今現在、熊の緩衝帯のところについては、今、西洗馬ではないですけれども、去年は上組のあたりの緩衝帯を整備させていただいております。今回は旭ヶ丘とかそういうところの緩衝帯を整備しますので、そういうところは少しは住民の皆さんが草を刈りやすいようなところ

ろにはなと思うんですけれども、そういうところを多くつくっていくことが熊よけにもなりますし、住民の皆さんのやりやすさにもつながると思うんですけれども、今現在、草を刈ってくれるパターンと除草剤をまいていいという所有者の判断をいただいているところは除草剤をまいてくださっている地区もございますので、そういうやり方で器具を貸し出したり、農薬を渡したりという、区の区長さんがそれぞれやり方を考えていただいていますので、10年、20年のスパンになっちゃうと、村が全てやるということを今現在はちょっと言えない、費用も。

今21キロのうち約7キロは協議会でやっています。3割強ですかね、6割強を住民の皆さんが担っていただいているという割合になっていますので、ちょっとそこはその割合を予算との兼ね合いですけれども、どう配分していくかということにはなるとは思いますが、全ても、全てを村という考えはちょっと難しい、費用的にも難しいという考えでお願いしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今、課長のほうで費用のことを言い出したので、ちょっと補足すると、今7キロメートルを、人手にお願いしていると、地区でできない部分ね、傾斜地とか、これが昨年度は約600万円かかりました。単純計算です。今21キロありますから、その3倍、1,800万円で1回の除草とそれと防護柵の電気の点検です。

ですから、今、村民の皆さんにボランティアで各地区の皆さんにお願いをしているということは非常に効果のある、費用的にね、だと思えます。それも二度ほどやっていただいていると思います、多分。

ですから、今後10年、20年という先ほど議員の質問でございますし、以前にもこういった関係質問があったと思うんですが、村で全部やるということになれば、時代が変わればやっぱり2,000万円とかそういう財源をまずは用意していかなくちゃいけないということになっていくかと思えます。ですから、できるだけみんな元気うちは、みんなでやりましょうということかと思えます。

○議長（小林弘之君） 北村議員。

〔8番 北村直樹君登壇〕

○8番（北村直樹君） この後、最後の質問をさせていただこうと思うんですが、ぜひこれは小林村長に前向きにご検討いただければなというふうに思っておりますが、先ほど具体的な

整備に係る費用というのをおっしゃっていただきました。本当に7キロで600万、それから21キロだと単純計算1,800万だと。そういった経費を捻出するためには、どうしても財源のこともありましょうし、また、これをどうやって捻出していくのか、あと誰がやっていくのか、そういったこともあると思うんですけれども、私もやっぱり今の現状を考えると、地区の皆さんにお願いをしていきながら環境整備を進めていくというところがベストだということは、承知はしております。

ですが、一つ懸念いたしますと、当然10年、20年たっていきまると人が減ってくる、これはしょうがないんですが、今、草刈りに参加するときに何が一番困るかという、やっぱり草刈り機のビーパーですとか、あと除草剤を運ぶ軽トラックを持っている人がやっぱり年々年々減ってきております。これは、地域ボランティアだけではなくて、例えば1月の三九郎とかの行事がありますよね。今若いお父さん、お母さんのほうがPTAの活動というところでやっておりますが、やっぱり三九郎やりたいんですけれども、松かどだったりですとか、だるまですとか、そういったものを運ぶ軽トラックがやっぱりないので、持っている人に協力を仰いでほしいという、こういった現状があります。

人手不足という分に関しては、何とか元気な人が集まってやっていく部分についてはいいんですが、やっぱり肝腎な機材を運ぶ一番利便性の高いという形になると、やっぱり軽トラック、こういったものを今後何かしらの形で助成していくことはできないのかというのを思うわけでございます。

また、軽トラックの属性上、年に一度軽トラックというのは税金を払いますよね、軽自動車税という。それは普通自動車税と違いまして、村にダイレクトにこれは着弾になるはずですよ。となると、たとえ軽トラックに10万円の寄附を出したとしても、長い目で見れば私はそれは回収できると思いますし、または助成したからといって、何年かかけてちゃんとそのお金が要は村に入ってくる、まさにそれ循環型社会の一つのモデルじゃないのかなというふうに思っております。

すぐにできることというのは本当に限られてくると思うんですが、そういったこれからの地域のボランティアを支える、または地域のイベント活動を支えるためにも、農業分野というのは機械を購入した場合、今は補助とかというふうに出ると思うんですが、軽トラックをぜひ購入した家庭には少し補助等を考えていただきたい、このように思うんですが、村長、いかがでしょうか。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今、ちょっと分からなかったんですけども、軽トラックを……

〔「軽トラックの購入補助というんですか、例えば購入された方には5万とか10万とかを補助しますということを考えてほしい」の声あり〕

○村長（小林弘幸君） 林業に使うときに。

〔「先ほども言ったように、林業だけではなくて、地域ボランティアというところでも、非常に軽トラックの需要も多いので」の声あり〕

○村長（小林弘幸君） 分かりました。それはちょっと無理かと思います。

ですから、もしそういったような関係で事業に使うんだったら、役場にも軽トラックがあるので、貸出しもできます。または、いろんなルールをこれからつくらなくちゃいけません、村のそういった事業に対して個人の軽トラックを使うような場合には、今、雪かきの補助ありますよね。そういったような形で何かできるのかなというようなことは、今、アイデアとしては浮かびますけれども、また都度都度検討したいと思います。

○議長（小林弘之君） 北村議員。

〔8番 北村直樹君登壇〕

○8番（北村直樹君） ちょっと駆け足での説明というところで、非常に伝わりにくかったかと思いますが、私はやっぱりこれからいろんなものの補助というものに対して補助金を出していくことに対して、やっぱり一方通行ではなくて、それを助成する代わりに別のところから収入として入ってくるという、そういった施策も私は必要だというふうに思っております。まさに先ほど申し上げましたように、循環型社会、または循環的に使う予算の使い方というところはあると思います。

今日はこのくらいにしておきますが、ぜひ今後もそういった森林の活用、それから維持、それから鳥獣防護柵の維持管理にぜひ努めていってほしい、または今後もそれが発展することを願ひまして、私の一般質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小林弘之君） これで北村直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで昼食を取りたいと思います。

再開を1時15分でお願いします。

休憩 午後12時01分

再開 午後 1時15分

○議長（小林弘之君） それでは、再開します。

◇ 清 沢 正 毅 君

○議長（小林弘之君） 次に、9番、清沢正毅議員。

清沢正毅議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） 9番、清沢正毅でございます。

私は、1問質問をさせていただきます。

針尾区・入二区地域活性化研究事業の展開についてでございます。

令和8年度当初予算に、針尾・入二地域活性化研究事業予算が計上されました。事業概要は、人口減少、高齢化、担い手不足等の課題に対し、今後も針尾・入二地域が持続可能な集落として存続できるよう、地元住民と研究会を立ち上げ、活性化対策等について検討を行う事業であると主管課から説明をいただいております。

しかしながら、私が捉えるのに、活性化という言葉は非常に抽象的で、どういった状態が活性化している状態なのかが非常に分かりにくい。一般的な理解では、地域の資源を生かし、経済、暮らし、コミュニティが持続的によくなっている状態、または、人が集まり、働けて、住み続けられる地域になっている状態と言われておりますが、現状の課題分析をしっかりとやり、最終目標としてどういった状態を目指すのか、主催者として、ある程度シナリオを明確にしておかなければ議論がスムーズに進んでいかないのではないかと危惧をしております。

今回の取組は、村としてしっかりとしたシナリオを構築した上で事業展開に取り組む姿勢であるというふうに思いますので、その取組内容について幾つか質問をさせていただきます。

（1）まずは、この事業の取組背景についてですが、以前、針尾防災センター建設について、その実現性を質問させていただいた際に、建物ありきではなく、針尾地区の活性化を含めて検討していく中で、その機能を果たせる拠点として、名称も針尾防災センターでよいのか、あるいは、もっと適正な名称にすべきかなどを総体的に検討して、あるべき姿、いわゆ

る地域活性化の拠点機能を持たせた建物建設を目指していきたいというのが、村当局のお考えであると私は認識しております。その第一歩が、今回取り組まれる活性化研究会事業だと私は理解しておりますが、間違いはないのか。

2つ目ですが、前項の認識が正しいのであれば、活性化機能のための拠点施設建設を目的として、活性化研究会といった抽象的なテーマではなく、どのような機能を有した建物建設が望ましいかを話し合う研究会と具体的にしたほうが、検討会メンバーも分かりやすいのではないかと思います。

3つ目、あくまでも活性化をテーマとした研究会が事業目的であるとしたら、当該針尾・入二地区が、他の西洗馬・古見・小野沢地区と比較して何がどのように違うのか、この針尾・入二、2地区においては、活性化に対してどのような点が現状課題となるか。そして、目指すべき姿について、村としてしっかりと分析ができているのか。

また、研究会で講師謝礼の予算も見積もっておりますが、前述の課題が把握できているからこそ講演会を予定していると考えますが、現状予定している講演テーマは決まっているのかどうか。

4番目ですが、針尾区・入二区ともに、区の総代会等の組織が構成されておりますが、区の組織が中心となって検討を進めるのか。この事業の予算化に当たっては、事前に区長さんと調整はされているのか。針尾区の区長さんと話をしましたが、事前に相談はあったようです。ですが、入二区の区長さんは全く知らないというふうに言われておりますが、それはどういうことか。それとも、村が中心に進めていくのか。また、針尾区と入二区を一緒にした理由は何か。

村が中心に研究会を進めていくとしたら、企画財政課の職員が事務局を務めるのか。私としては、こうした機会に、地域おこし協力隊がいいのか、あるいは集落支援がいいのか、こういった方々を養成し事務局業務を担わせていくべきではないかと考えますが、村としてはどうお考えか。

5番ですが、入二区の活性化に少し参考になる内容ですが、産業振興課にお伺いをいたします。現在、スキー場、キャンプ場等周辺施設の指定管理をお願いしているタジマコーポレーション朝日において、指定管理が始まる時に、入二区周辺を対象にした朝日バレーリゾート構想、これは前に、ここに構想がありますけれども、ちょっと表現が、そのときの企画案は朝日バレープロジェクトというふうになっております。この提案を議会にもいただきました。そのときに、将来、入二区の活性化に大いに貢献できるのではないかと期待をしてお

りましたが、その後、構想実現に向けた動きはあるのか。産業振興課として進捗状況は把握しておられるのか。また、村として、バレーリゾート構想実現へのサポートなどは考えておられるのか。

以上、幾つか質問させていただきましたが、2地区に特化した活性化だけを主体とした研究会は、漠然としていて非常に難しいと思います。人口減少、高齢化、担い手不足の課題は、針尾・入二区だけの課題ではなく、朝日村全体にも言える課題であると思います。この地区だけで研究会を招集して、さあ、活性化に向けた意見を出してくださいでは、研究会メンバーも困ってしまいます。むしろ、建物ありきで、少しでも地区の活性化に結びつけられる機能として何を望むのか、こういったテーマで取り組むのがよいのではないかと考えます。

また、研究会に針尾・入二を一緒にした背景を明確にし、両地区の自治組織との連携、こういったものを密にして取り組む必要性を感じますので、村のお考えをお伺いいたします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、清沢正毅議員のご質問にお答えいたします。

大変多くの項目についての質問でありましたから、全体についてお答えし、個々の質問は、必要なら都度お答えいたします。

全体の質問を通してですが、少し整理をしてから入らないと誤解が生じると思いますので、経過の説明も若干含め現在の立ち位置を確認し合いたいと思いますので、お願いいたします。

まずは、ご質問にもございましたけれども、建設ありきかどうかということでは、建設ありきではないということをご理解いただきたいと思います。行政で進める事項は、何事も住民または村民の皆様の福祉の向上のため、ふだんの暮らしの幸せをどのように実現していくかということで、重要なことは、住民が望み、声が大きくないと何も進まないということだと思います。

私の公約でもありました、針尾地区の防災機能を強化することについて、針尾地区の融和集会でご意見を伺いました。現公民館の機能強化をと考えて話を進めていくうちに、駐車場に災害用コンロやトイレの敷設、そういったことが伴いますので、そういったことを現場を見ながら話をする中で、非常に駐車場スペースがなくなってしまうということが、その場で、もう少し広いと思ったんですが、分かったわけです。これは無理があるなど。今の公民館のところで防災機能を強化するには無理があるなどということを、その融和集会のときに改めて

感じたということです。

そのほぼ時を同じくして、針尾の西沢と東沢の合流地点に砂防堰堤を造るという県の事業が決まってまいりました。それにより、一之沢地区が、今まで土砂災害的には非常に危険な地域でありましたが、砂防堰堤ができることにより、あの空いている区画一帯が、その危険地帯から外れるということが分かってきまして、そういった場合に、一之沢地区周辺の土地の有効活用ができそうということが、ほぼ並行して見えてまいりました。針尾地区にまとまった空きスペースがないという今状態でございますので、将来のために有効活用ができると踏み、地域の活性化につながる策が何か実現できそうだなというふうには思っております。

大型事業の推進は、行政主導であれ、住民主導であれ、住む人たちの、やっぱり魂の入ったものとなる必要があります。そんなことから、まずは住民の声を聞くという意味で、会議費程度ですが予算化をしてあります。この第1回目の会議というのが、今度の日曜日、針尾地区の区長さんをはじめ、区の総代会が日曜日に開かれますので、そこを第1回場として、今現状どうということが、可能性があるかというようなことを皆さんの意見を聞くという、今状況でございます。

そういった聞く場を設けて、地域活性化研究事業、これは仮称でございますので、地域住民の声を吸い上げて、針尾地区と入二地区の活性化策というものが、何か考えられるのかということから取組を始めたいということでございます。

行政主導で建物を建設するのではなくて、まずは必要、まずは不必要、そういったものをよく十分練った上で、これは地区の皆さんが活用していくような場になると思いますので、地域住民の皆さんの気持ちの入ったもの、そういったものでないと永続的な活用はできないなというふうに思っておりますので、まずは、その1回目の会議からということであります。

いずれにしても、今申し上げたとおり、今度の日曜日から、いよいよそういった地元の住民の皆さんとの意見交換が始まりますので、現段階では何も決まったことということにはなっておりません。

それと、入二区の区長さんにつきましては、今回は針尾地区で始めて、その流れでもって、じゃ、入二区の皆さんにもどうするということは、その都度都度、今後の過程の中でお諮りをしてまいるとのことかと思えます。

今、現状を一旦整理させていただきましたので、これから、もし清沢議員のほうで各種質問があると思いますので、都度お答えしていきたいと思えます。

○議長（小林弘之君） 大池産業振興課長。

〔産業振興課長 大池 守君登壇〕

○産業振興課長（大池 守君） 清沢議員のご質問の（５）朝日バレーリゾート構想についてお答えさせていただきます。

朝日バレーリゾート構想につきましては、タジマコーポレーション朝日様が提唱された、村全体の活性化と観光施設周辺の交通システムを見直し、電気自動車化とクリーンなまちづくり、四季を通して大自然を満喫できる観光産業を軸とした地域づくり及び雇用創出を目指した構想と承知しております。

今現在のところ構想実現に向けた具体的な動きはございません。村としましては、指定管理者の自主的な事業展開を尊重しながら、必要に応じて助言や情報提供を行うなど、構想実現へのサポートをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔９番 清沢正毅君登壇〕

○９番（清沢正毅君） ありがとうございます。全体的な見解の部分で、今、村長からお話をいただきました。

まず最初は、建設ありきではない、この話は分かりますが、当初、防災センターという切り口から、いろんな地区との話合いの中で、なかなか難しいだろうという話が出てきている中で、もう少し一之沢地区が、今回砂防堰堤ができることによって、そこが土砂災害警戒区域から外れるから、この地域をどう有効活用するかというのが原点だというふうに、今お話を伺いました。あの地区をどういうふうに活用し、何ができるか、まず住む人の考え方を十分に確認しながら、住民が望むものとしてどうあるべきかということを伺ったんですが、その中で、建設ありきではないとは言いながらも、どうも言葉の端々では、建設を目指す中の動きというふうに私はうかがえるんです。ですから、建設ありきではないんですけれども、どういう建物機能がいいのか、こういったものを地域活性化に基づいた必要機能みたいな建物というものは最終的には目指しているんだという理解でよろしいのかどうか、その見解をもう一度、村長からお伺いしたいと思います。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それは、非常にお答えににくいです。普通考えますと、地域の活性化というと、みんなが寄り集まる場所だとか、みんなが楽しむ場所だとか、そういったことにつ

ながりますよね。それはやっぱり、もしかしたら建物も一つあるかもしれませんし、公園もあるかもしれませんし、ちょっとその辺は何とも言えないところです。

ですから、みんなが集って、そして何か集まる場所があって、そしてなおかつ、まだ余分なところに人が集まれるような環境ができれば、それは最高だと思いますけれども、それを村主導で絵を描くわけにはいきませんので、じゃ、針尾の地区の皆さん、ここ、これだけのスペースが空いて、これから地域の活性化のためにどうも使えるらしいけれども、どういったことがいいでしょうねという、その辺から入る必要があるかと思っています。

おかげさまで、西洗馬地区で行ったときには防災センターというものができました。ただ、あれは緊急性があって、みんなが、いわゆる防災センター機能的なところがなかったものですから、あれは緊急性があってああいう形に、10年かけて、あれは計画が進みましたけれども、ですから、今度の針尾の場合は、取りあえず今は、今の公民館が、避難できる場所にはなっていますので、緊急性は西洗馬と比べては低いんですが、将来に向けたことについては今から手を打っていかないと駄目だという、そういう理解でいます。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） 今の説明は、分からないわけじゃないんですけれども、まだ分からない。というのは、一之沢の地域というか、土地が有効活用できるようになる、これは砂防堰堤の関係で土砂災害警戒区域から外れるから、針尾の中に有効に使えそうな土地ができてきました、そこから始まっているんですよ。それをどういうふうに使うかということ、この研究会でやりたいということなんですけれども、土地と、何となく施設、公園みたいなものを含めて、物ありきみたいなところがいつていると思うんですよ。

ただ、この研究会のテーマというのは、活性化、持続可能な集落のための活性化という研究テーマなの。私が捉えているのは、非常に地域の活性化というテーマというのは難しいテーマだと私は思っているんですよ。さっき言うように、確かに、経済的な部分で、人が集まって、みんなで地域の資源を活用したり、経済、暮らし、コミュニティが持続的によくなっていて、あるいは、人が集まって住み続けて、働けて、そしてみんなと活性化できている状態が、活性化という言葉というのは、物すごく、そういうところが、どこにどう求めるか、それを最初からテーマでやっていくというのは非常に難しいというふうに私は常々思っていて、今回もそれを提言しているんですが、逆に、そういう有効な場所ができて、それを活用していくために、施設だとか機能だとか、どういうものに使っていったらいいかという、逆

にそういうところに少しずつテーマを絞りながら、この活性化研究会、活性化という言葉だけでいいのかどうか、そういうものができてきたから、将来の針尾地区の持続可能な集落として、どんな形のどういうものを目指していくのか、それはある面では、施設とか建物とか機能みたいなものも含めたものとして研究テーマにしていってほしいというふうには考えているんですが、それは間違いでしょうか。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 間違いではございません。ただ、これを、先ほどから申したとおり、村が主導というのか、地域の皆さんが、どういうことがあったほうがいいという原点にしたいんです、事のスタートをね。ですから、まずこういう、今、東沢と西沢のところに堰堤ができて、今この地域はこういうように変わろうとしていますということで、みんなで理解し合った上で、じゃ、あそこにちょっと広い土地があるねと、それを今後みんなでどうやったらうまく生かせるか。ある人は、いや、そんな銭のかかることはやめましょうという人もいるかもしれません。ですから、いろんな意見の中で、もし有効活用できるようなテーマがあるならば進めていきたいと思いますということです。

それと、活性化という言葉が、いろいろな定義があって難しく捉えがちなんですが、私は、そこに人がいつも住み続けられる場所だと思っていますので、なるべく人口が減らないように、または新しい人に来てもらうように、そういうところで、人口がある程度維持できていけば、まずはいいんじゃないかなという思いです。

ですから、施設なんか造るのをやめて、そこに住宅団地、多分あそこをやると10軒以上はできると思うんですね。そういったものを針尾地区でもやったらどうかという意見があれば、そういうのも一つのアイデアかもしれません。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） 分かりました。いずれにしても、原点はその有効活用、土地の部分をどう活用して、そこを原点にして、いわゆる針尾全体の活性化をどうする、そこを活用しながら、何かやる方法がないかという研究会だと。そういうことであれば、基本的には場所ありきですよ、ある面では。

そういうふうにしていかないと、私が言っているのは、先ほどからずっと言っている、ただ活性化とテーマだけだと非常に議論が難しい。だから、ああいう場所ができてきたから、

ああいう場所を、どういうふうなものにうまく使って地域の活性化に生かしたいかと、そんなテーマにしておいたほうが議論は進んでいくというふうに思いますので、ぜひ、その辺はご検討いただきたいなど。

もう一つは、村主導でやってもらうというふうに、今、村長おっしゃっておられますけれども、その地域に、先ほどから言っているように、区総代という組織があって、針尾区は約二十数名ぐらいの総代の委員が、常に区のためにどうあるべきかということを考える組織としてずっと長年継続されてきた。そういう組織を使うのか、別に研究会のメンバーを選出してやろうとしているのか、私の質問の3番目等にありますが、企画財政課の職員が事務局としてやっていくのか、村主導なのか、地域にあるそういう組織を活用してやるのか、その辺はどちらを選択しているのか。連携は当然必要だと思っていますけれども、基本的には企画財政の事務局体制でやるのか。そこをお聞きしたいのと、そうした場合に、やっぱり集落支援だとか地域おこし協力隊がいいのかどうか、集落支援員は多分いいと思うんですよね。せっかくそういう制度もあるから、そういう機能も活用しながら、この研究会を進めていければどうかというふうに考えますが、その辺はいかがなんでしょう。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） あくまでも地域住民の主導でスタートを切っていきます。そして、じゃ、体制づくりをどうするかというのは、針尾区長さん、またはもうそこに入二区長さんも入ってもいいかもしれませんが、そういう中で、委員会形式をつくるのか、そういったことが、また、そういう話合いの場の中で方向づけがされていくものと見ています。

それについて、先ほど言うように、やっぱり事務局体制というのは非常に重要ですから、そういったところに地域おこし協力隊、または集落支援員制度というものがうまく絡み合っていけるならば、非常にうまいこといくんじゃないかと思いますので、そういったところも含めて、そういう集まりの中で、ここの体制をどうするかという方向で多分いくんだろうなというふうに思っています。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） 分かりました。あくまでも地域主導でということなんですが、今回の総代会でそういうことを提案して、基本的には、先ほどのような土地の有効活用をしながら活性化に結びつけられる農業をどうしたらいいかということを総代会の中でも説明しながら、

じゃ、どういうふうに進めていったらいいかというのは何うということだというふうに伺いましたので、よろしいかと思いますが、そこに、入二区も、最初のスタートは入れるのかどうか、流れを見て決めていきますというふうにおっしゃっていますけれども、最初から、この研究会テーマ、入二と入れてあれば、最初から入れなければいけない。そうじゃなければ、一旦は針尾区活性化研究会ということになると思うんですけれども、そこは、ある程度はつきりしておかないと、入二の区長さんと針尾の区長さんとも話をしているんですけれども、聞いている、いや、俺は何も知らない、そんな動きは一切知らない、そういう程度じゃまずいな。だから、入れるのであれば最初から一緒にして、入れる目的もはっきりして取り組んでいかなければいけないと思うんですが、その辺はしっかりお願いできますか。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） まずは、針尾から、もう今度の日曜日の話ですので、スタートします。そして、入二区の場合には、公民館関係のことで、今、先行して入二区と話合いが持たれていますので、またそこで、もしかしたら違った何かがあるかもしれませんので、少しは分けながら、または、もしかして、今の一之沢のところに、合同したような施設ができるんだったら、それは一緒に使うだとか、今後の成り行きによっては、一緒になったり、または別々のテーマがあったりというようなことが想定はされますので、あまり最初から決めていろいろじゃなくて、まずは針尾からスタートして、今後どうしていくかというところは、よくあんばいを見ながらやっていく必要があると、今は思っています。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） 分かりました。そうはいつでも、事前に入二のほうとも、こういう動きがあつて、スタートについてはこういうステップでやっていきますというところは、きっちと区長さんとは話をしておいてもらいたい。

それから、せっかくですが、私が5つ目に質問したのがそうなんですけれども、入二の活性化というのも当然、針尾と一緒にやるのかやらないのか、あるいは別にやるとした場合に、5つ目で質問させてもらったようなバレープロジェクト、ああいう構想だって、非常に地区のためには活性化事業として必要だと思っていますので、そういうことも含めて、入二の活性化というところも、ぜひ並行でいしながら、スタートは針尾かもしれないですが、並行して、入二も同様な形で動けるように、ぜひしてもらいたいなというふうに思います。

それから、先ほどの事務局体制、非常に重要だと思いますから、ぜひその辺は、こういう機会に、集落支援員制度、あると思うんです、あるいは地域おこし協力隊がいいのかどうか、これは3年という任期があって、将来どういうふうにするかというのが出てきますけれども、集落支援員というのは、そういう機能として非常に有効活用できると思うんですよね。そういったところは、企画財政の職員の負荷を軽減するためにも、そういう機能を使っていったらどうかというふうに思いますので、その辺については、ぜひお願いしたいと思います。

それから、建物ではない、土地の有効活用を活性化のために出していくという趣旨は理解できましたので、ぜひそれを、どのくらいの期間をかけて、いつ頃までにどうするかというのは、ある程度やっぱりスケジュールを明確に出していく必要というのがあると思うんですよね。ただ単に、こういうテーマだ、こういうふうにやってスタートしますじゃなくて、大体どのくらいの期間をかける、1年なのか、2年なのか、何回もするのか、そういったものも、ぜひスケジュール化は村として示していかなくちゃいけないというふうにも思いますので、そのこのところというのは、ある程度、何か含みの考えがあるのか、それから、建物的なものが出ていったときに、今度、活性化のための施設みたいなものになっていったときには、前にもありましたけれども、緊急防災減災事業債、こういった有利な制度があるんですが、そういうものは防災関係と対象外になった場合というのは使えなくなるということですか。その辺もちょっとお聞きしたい。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 住民主導で、いろんなアイデアを出してもらおうとは思っていますので、あまり、固定概念的なものをここでは話をしたくないんですが、万が一、建物を建てるということになった場合には、いかに有利な、お金がどこに転がっているかということが、まず最初です。その有利な起債がなければ無理です。当然のこと、今もういろんな諸物価高騰で、建設自体もうなぎ登りだということなっていますので、ですから、まずは有利な起債を借りるために、どういうものがあるべきかというふうになってくるんだろうと思います。

それと、スケジュール感は、これはもう大体はつきりしています。いわゆる西沢の堰堤が完成するのに合わせて、そんなものができていったら非常にベストです。ですから、あと4年、5年、多分わかりますので、その間に、じっくり計画と、いわゆるお金、工面をどうするかという、そこをじっくりして、計画を立てていくということでもあります。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔 9 番 清沢正毅君登壇〕

○ 9 番（清沢正毅君） 分かりました。

私の質問は、もしかしたら建物ありきが原点かなというところから始まっていたので、今回の村長のご回答では、建物ありきではなくて、ただ、有効な土地ができるから、それが針尾全体の活性化に向けて何かうまくできないか、そういったところの研究をテーマとしてやっていきたい。地区の組織にまず投げかけをして、そこからいろいろ話を聞きながら、どういう展開方法が合うのか、そういったところを模索していきたいという話で、針尾地域の活性化ということは非常に難しいですが、持続可能な集落として、今後も長きにわたって存続していくため、どうあるべきかの姿をこの研究会でやりたい。それも、四、五年の期間で、ある程度構想がはっきりして、施設なのか、建物なのか、仕組みなのか、こういったものを構築していきたいという期間、スケジュールで進めたいと、こういう話になりましたので、そういう理解で、私もこれから、当然対象地域に住んでいる者として、そういう方向で進めて取り組んでいきたいというふうに思いますので、ぜひ村として、構想を投げかけるときに、よくメンバーの皆さんに理解できるように、抽象的な課題テーマだけでなく、さっき言うように、あの土地を使って、うまく、どうその地区の活性化に有効利用できないか、そういうようなテーマの中からやりますということを、よく理解してもらうように、ぜひ説明をして進めていってほしい。

講師謝礼というのも予算化していますが、具体的に何かテーマみたいなのがもう決まっていて、講師も選定されていて、予算が計上されていますから、2 回ぐらいと、もう具体的にありますけれども、それはどういうふうなお考えで、どういうふうに予定されているのか。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今は計画は何もありません。予算を立てる上に、多分、将来そういうこともあるだろうなという、そういう名目で予算を組んでいますので、これは全てそうですよね。ですから、ただ、まずは、このお金は何に使うのというのを明確にするための、あくまでも仮の名前でありますので、今後もしかしたらそういう講師を呼ぶような場面もあるかもしれません。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔 9 番 清沢正毅君登壇〕

○ 9 番（清沢正毅君） 分かりました。

流れによって、テーマも想定されてくるということですが、ある程度、いろいろシナリオを、主催者の村としてもきちっと立てておいてもらって、できるだけ事前にそういうものを、メンバー、あるいはそういう組織の人たちに理解できるように説明をいただきながら、この研究会が、本当に意義ある、目的を達成できる、その期間も約四、五年の間だと思いますが、有効な内容になるように、ぜひ、村主導でやっていただきたい。そのための事務局体制もしっかりと構築して、やっぱり、会議を進めるというのは事務局が一番大きな機能を果たすわけですから、そういった体制もしっかりと構築して、この研究事業が有効に展開できるように期待をして、私の質問は終了させていただきます。

○議長（小林弘之君） これで清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

◇ 清 沢 敬 子 君

○議長（小林弘之君） 次に、10番、清沢敬子議員。

清沢敬子議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 10番、清沢敬子でございます。

本日は1問の質問をさせていただきます。

1、朝日村消防団ビジョンに基づく今後の取組について。

初めに、日中、夜間を問わず、それぞれ自分の仕事を持ちながらも強い使命感を持って朝日村の安心・安全を最前線で守り続けてくださっている消防団長をはじめ全団員の皆様に心より深く感謝と敬意を申し上げます。

災害が起きたとき最初に駆けつけてくれるのは、私たちの隣人である消防団員です。しかし今、その足元が揺らいでいます。近年、東日本大震災をはじめ、令和6年には能登半島地震、奥能登の豪雨など、全国的に地震や台風、豪雨などの災害が激甚化、頻発化しており、住民の生命と財産を守る消防団の役割はこれまで以上に重要になっています。

朝日村消防団は、昭和22年、1947年に発足し、今年で78年を超える歴史を持つ防災組織です。消防団員は、それぞれ自分の仕事を持ちながらも、地域のリーダーとして、いつでも皆さんのそばに寄り添い、火災や災害の防止に取り組んでいます。また、皆さんの防災意識を高める活動などを通して地域の安心と安全を守る大切な役割を担ってきました。一方、少子

高齢化や若者の村外流出、団員の減少や平均年齢の上昇など、多くの課題に直面しています。

これらを踏まえ、現場の声を丁寧に酌み上げ、令和7年3月、ちょうど1年前に朝日村消防団ビジョンが策定されました。未来への確かな羅針盤となる消防ビジョンの取組について、現在の進捗状況や具体的な方向性について伺います。

1、消防団組織の再編成について。

村外へ勤務する団員の増加により、平日、日中の火災対応の遅れの懸念や、基本団員の減少により機能別消防団員の定員30名の規定が撤廃されましたが、これに伴う機能別団員の拡充、確保に向けた進捗状況はいかがですか。

令和7年度より第3分団が廃止され、第4分団と統合されました。そのほか、団員減少により運営が厳しい分団の統合の検討状況はどのようになっていますか。

2、消防団への加入促進について。

女性消防団員の確保と期待する役割は何ですか。この質問につきましては、先ほど同僚議員の質問で説明がありましたので、答弁のほうは不要です。

次、区長、地区長への協力依頼や、子供たちに向けての消防団や防災に対する意識を育む取組の実施状況はいかがですか。

日中の消防力を確保するため、企業内に消防分団を設置する企業連携消防団の導入や、消防団協力事業所表示制度の活用 of 具体的な進捗はいかがですか。

3、消防団員の負担軽減と処遇改善について。

行事等の見直し（任命式の早朝実施や総合訓練の見直し、操法大会や年末警戒の縮小、集約等）を進めてきたことと、年額報酬、出動手当の支給方法が、個人への直接支給へと改められたことについて、団員の負担軽減、処遇改善における効果、受け止めはいかがですか。

出勤に係る交通費として支給する費用弁償についての検討は進んでいますか。

4、災害時における消防力の向上について。

迅速・確実な災害活動や事務負担の軽減に向け消防団アプリが導入されました。現在の活用状況や現場、団員からの評価と、見えてきた課題はありますか。

道路交通法の改正により、平成29年3月12日以降に普通免許を取った団員は、第1分団の消防ポンプ車（総重量3.5トン以上の車両）は運転ができません。運転するためには、準中型自動車免許が必要となります。また、各分団のポンプ車はマニュアル車だと思うんですけども、オートマチック限定の解除も必要になると考えます。国から、この免許取得に対する財政的な補助が出る仕組みがあることは承知していますが、これらを活用した助成制度の

検討はどこまで進んでいますか。また、対象となる団員数は把握していますか。

以上、お願いします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 清沢光寿君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（清沢光寿君） それでは、清沢議員のご質問にお答えさせていただきます。

朝日村消防団ビジョンに基づく今後の取組についてでございます。

1点目の消防団組織の再編成に基づく機能別団員の拡充、確保に向けた進捗状況と分団統合の検討状況についてでございますが、機能別団員につきましては、令和7年度より、定員30名以内の規定を撤廃し、日中を中心とした消防力の補完体制の強化を図り、令和6年4月時点で29名の体制でございましたが、令和8年4月時点で52名の体制となり、23名の増となっております。

分団統合の検討につきましては、団員数の減少が著しい第1分団において、消防団本部、これは幹部になりますが、幹部との懇談や地元住民代表者との懇談会が行われ、現状の確認や課題等の意見交換が開始されたと聞いており、引き続き消防団幹部会議等により協議がなされていくものと理解しております。

続いて、2つ目のご質問でございますが、一部割愛させていただきまして、消防団の加入促進につきましては、消防団幹部が区長への消防団員の確保について地域総ぐるみでの取組を依頼し、共に勧誘したり、募集チラシの掲示やホームページ、また、回覧板等への掲載で実施しているところでございます。

子供たちに向けての消防団や防災意識を育む取組につきましては、商工会青年部主催の朝日ネイチャーフェスに参加し、放水パフォーマンスによる消防団活動の啓発活動を実施しており、今後も、どのようなことが効果的に取り組めるかを消防団として協議してまいりてございます。

企業との連携における企業連携消防団及び消防団協力事業所表示制度につきましては、実現可能性を検討している段階でございますので、お願いいたします。

村内企業を調査し、協力の可能性を検討し、その結果に基づき協力依頼を実施してまいりたいと考えておりますので、お願いいたします。

3つ目の、消防団員の負担軽減、処遇改善における効果、受け止めについてでございます

が、議員ご承知のとおり、任命式、総合訓練、年末夜警の行事等の見直しにより出勤率の向上と団員の負担軽減につながり、効果があったと聞いております。

出勤に際しての交通費を支給する費用弁償につきましては、今後の国の基準や他の自治体の動向を確認しながら、今検討しているというところでございますので、お願いいたします。

4つ目の、災害時における消防力の向上における消防団アプリの関係で、こちらは昨年8月に導入をし、災害出勤における消防団員への円滑な招集及び情報の管理体制の構築が図られたということを聞いてございます。このアプリ導入に当たりましては、連絡手段の多重化でありましたり、情報伝達の確実性が増したということを聞いております。ですので、そういったことから、団員の、心理的であったり、事務的な負担の軽減につながっているということだと思います。

しかし、一方、全団員がインストールをしていないという状況があるということも、私自身もこの4月にお聞きしてございますので、この活用の定着と、あと、アプリの中身の環境を、私自身も、一体何がどこまでできるのかという部分については、なかなかまだ、しっかりと調べ切れていない部分がありますので、そういった部分を再度確認させていただき、全分団が効率的に活用できる仕組みにつなげていきたいというものと、あとは、機能別団員で、拡大がまだされていなかったということがございますので、そちらのほうも4月の幹部会議の中で消防主任のほうからご説明させていただき、拡大に向けてのお願いをしたところでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、準中型自動車免許取得とオートマチック車限定の免許の取得者の関係でございますが、こちらにつきましては、対象となる団員数の把握につきましては、現在、以前何かやった経過があったと思うんですが、今の消防団員の中ではやってございませんので、再度確認をしたいというところが今の現状でございます。

特に、ポンプ車を所有している第1分団の方々に一度ヒアリングを行いました。ヒアリングを行ったところ、必要最低限、免許の取得をさせていただいて、後進に全てのことをいろいろ教えていきたいという意味では、1名の方に、基本的には今年度中に取っていただくような仕組みができればなということを伺っていますので、そういった情報をもう一回整理させてもらいながら、この免許制度につきましては、予算等を含め支援体制を整備していきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔１０番 清沢敬子君登壇〕

○１０番（清沢敬子君）　たくさんの質問に丁寧にお答えいただきました。

それでは、まず、ポンプ車を出動させるのに、第１分団の大きなポンプ車については、詰所に団員が５人以上集まらないと出動できないとか、そのほかの小型動力ポンプ車は４人以上集まらないと出動ができないということとか、団員が、とにかく集まらないと出動ができないということなんですけれども、以前、ちょっと、団員が集まらなくて出動できなかったという事態が起きたこともあったというようなことを聞いていますが、要するに、確実な出動態勢を確保するということはとても大事なことだと思います。

それに対して、機能別消防団員が、令和８年になって５２名になって２３名増加したということとはとてもよかったことだと思っています。今後も、機能別消防団員、ぜひ獲得して行ってほしいと思いますけれども、２３名の中に女性団員も含まれていると考えてよろしいですか。

○議長（小林弘之君）　清沢総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 清沢光寿君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（清沢光寿君）　２回目のご質問にお答えいたします。

ただいま清沢議員からご質問いただいた機能別団員数の数の中には、今回の４月１日現在でありますので、女性団員も含めての数字になっておりますので、お願いいたします。

○議長（小林弘之君）　清沢議員。

〔１０番 清沢敬子君登壇〕

○１０番（清沢敬子君）　ぜひ、この調子で、広く機能別消防団員が集まることを期待しております。

次に、先ほど、女性消防団員の確保に関しまして、同僚議員の質問の説明があったということで、それはいいんですけれども、ちょっと、私、条例とか規則を調べていた中で気づいたことがあるんですが、規則のところで、今お持ちでしょうか、まず、女性団員は本部班に属する機能別団員とするということを、先ほどご答弁されていましたが、この規則の中に、第５条には団本部について書かれていますが、団本部に団長、副団長、本部班長、女性班長、音楽ラッパ班長及び団員を置くというふうになっています。これはいいんですけれども、組織に関しての第２条です、消防団に消防団本部及び分団を置くの２項なんですけれども、団本部及び分団の組織は別表１となっていますが、その別表の中に、この女性班というものは本部班の中にあるということで、女性班というものが、この別表１に載っていないということなんですか。

それと、第3項でも、団本部に本部班及び音楽ラッパ班を置くということで、女性班というものが抜け落ちているのかどうなのか、このところは抜けているんですけども、どのように解釈したらよろしいですか。

○議長（小林弘之君） 清沢総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 清沢光寿君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（清沢光寿君） それでは、清沢議員のご質問にお答えいたします。

清沢議員のお読みいただきました朝日村消防団規則におきましては、議員おっしゃるとおり、女性班というものはございません。基本的に、もう一度私のほうも確認させていただきますが、朝日村消防団の中には、団の本部というものと分団というものがございます。そして、この団本部には、本部班と音楽ラッパ班という班しかございませんので、今回、女性の皆様に配備いただいた方々は、この本部班の中で所属し、本部班長の下、いろいろな指示を仰ぎながらやっていくということになってございます。

しかし、この規則をつくった中に、この本部班の中に女性班長という方を置いてやっていきたいというご希望もあって、女性班長という言葉が入ったのは、この4月からだ몬드すから、そういったご希望もあって、やっていこうと思ったけれども、今現在そういった方々に行き着かなかったというところで、女性班長という言葉はあるんですが、班というものは存在しませんし、もし、消防本部の班の中にあって、女性班の方がいらっしゃれば、そういった方を指名したかもしれないですが、そういった状況に陥っていないというところで、ご理解賜ればと思いますので、お願いいたします。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 理解いたしました。私はこれ、すっかり抜け落ちているものなのかと思ってしまったんですけども、納得いたしました。

これから、女性班というものが充実していった中で、もしかしたら、ここの部分に載ってくるということもあるというふうに考えてよろしいですか。

○議長（小林弘之君） 清沢総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 清沢光寿君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（清沢光寿君） 引き続きましてご質問にお答えいたしますが、この女性班につきましては、今後どういった体制にするかということも踏まえまして、まだ未検討でありまして、ルール化も含めて検討しておりますので、ちょっと明言は避けたいと思い

ますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 次に、区長さんとか地区長さんへの団員確保についての協力依頼をしているということなんですけれども、そのほかにホームページ、回覧板などでも広報活動をされているということで、消防団員の皆さんが、団員確保のために直接勧誘活動をされていることも分かっています。ただ、実際、若い団員さんが話しに行っても、ご家族から断られることもあると聞いています。

消防団ビジョンには、区長、地区長には、消防訓練や地域の会合等の機会を通じて新入団員の勧誘を行うなど、団員確保に向けた取組を支援することを依頼するとなっています。昨年から協力をお願いしているということなんです、実際に取り組まれて、どのような結果に結びついているのか、報告は上がってきているのか、お願いします。

○議長（小林弘之君） 清沢総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 清沢光寿君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（清沢光寿君） 引き続き清沢議員のご質問にお答えいたしますが、清沢議員がおっしゃっていただいたご質問の内容のとおり、消防団としても依頼をさせていただきながらやっております、今年度も、少なかったですが、新入団、入ってはいますので、そういったところにはつながっているというところであります。それがもう目に見えて、何十人も入ったとかということにはつながっておりませんので、こういったのは継続的に一步一步進めていくしかないと捉えてございますので、お願いいたします。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） なかなか、すぐ何人も入ってくれるということはないと思うんですけれども、防災訓練とか会合の集まりの中で、お声かけしてもなかなか、わさわさしていて、勧誘というところに、声はかけられても難しいということもあるんじゃないかと思うんですね。やはり、その地区のことは区長さんや地区長さんが、その地区の状態とか家庭環境とか、いろんな事情をご存じだと思いますので、必要に応じて団員の方と一緒に訪問するとか、そのように具体的に考え、行動していただくことも大事だと思いますが、どう思われますか。

○議長（小林弘之君） 清沢総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 清沢光寿君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（清沢光寿君） 引き続きお願いいたします。

ご説明の中に、私自身も、各区とか地区長さんをお願いして、一緒に勧誘をお願いしたという経過があるということもお聞きしています。実際問題に、ご自宅と一緒に個別に行かれたケースもあると思いますので、引き続きそういったことを捉えながらやっていただくということも、こちらのほうからも、消防団からもお願いしていきたいと思っていますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔１０番 清沢敬子君登壇〕

○１０番（清沢敬子君） 本当に、そのようにご尽力いただいていて、よかったと思いますし、その活動をぜひぜひ続けていただいて、団員確保に向けてやっていただきたいと思います。

次に、子供向けの消防団の防災に対する意識を育む取組のようなことで、先ほど、朝日ネイチャーフェスとか、これ防災士さんが取り組んでいるんですかね、やっているということも伺ったんですけれども、小学校では、３年生では消防、小学校４年生では防災について学びます。近隣や県内でも、子供たちがはっぴを着て地域を回る少年少女消防クラブを結成して、イベントを通じたアプローチが行われているということなんですけれども、単に消防車を見せるなどのイベントにとどまらず、例えば朝日村少年少女消防クラブのような形で、子供たちが楽しみながら防災を学んで、将来の消防団員や地域の防災の担い手となるような継続的な仕組みを小学校と連携して立ち上げるようなお考えはありますか。

○議長（小林弘之君） 清沢総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 清沢光寿君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（清沢光寿君） 清沢議員、ご提案どうもありがとうございます。他地域で、こういったはっぴを作ったり、連携してやっている報道等も確認させていただき、以前からずっとあると思います。今、朝日小学校と連携してやるということの検討はまだしておりませんが、何かそういったことの連携が図れることがあれば、継続して検討していきたいと思っています。特に３年生が消防、４年生が防災について学んでいるということは、私自身もちょっと理解していなかったもので、そういったところで何かができるかどうかは、また検討したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔１０番 清沢敬子君登壇〕

○１０番（清沢敬子君） ほかの地域でも、確かに取り組まれているところがあって、松本広

域消防管内では、松本市、塩尻市、安曇野市で、小学校単位とか子供会単位でクラブが結成されています。もっと充実して取り組んでいるのは、飯田広域消防局管内なんですけれども、座光寺、伊賀良、松川町、喬木村、阿智村、根羽村、天龍村など9クラブが取り組んでいるそうです。小さい村ほど取り組んでいるイメージがあるんですけれども、このように、子供たちを巻き込んで、例えば出初め式や、お夏まつりのときに、子供たちがはっぴを着て参加したりとか、地域を巡回したりとか、その効果というのは、子供たちを巻き込むことによって、その親世代の20代、40代までの、まさに消防団の中核となる世代への強いアピールと理解促進もにつながるんじゃないかと思うんですね。

総務省の消防庁が、確かに、この少年少女消防クラブ、通称B F Cなんですけれども、これを推進していて、松本消防局管内でも、飯田のほうでも、これの推進にのっとってやっているようなんですが、なので、朝日村消防分団にこれ以上の負担がかかるというものもどうかと思いますし、松本広域消防局でこのような取組があるということが分かりましたので、そういうところと小学校と併せてやっていくというのはすごく価値があることですし、今後、人口減少とともに団員確保が難しくなっていく中で、今後につながる仕組みとして、とてもいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小林弘之君） 清沢総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 清沢光寿君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（清沢光寿君） ご意見等、ありがとうございます。

先ほど申しましたが、実態等をしっかり把握しないと、その効果もしっかり読み取らないと、なかなか、この小さな自治体の中で、大きな市のレベルでやっていることが直接できるかという部分もございますので、どういったことが村にとって効果的でいいのかということ踏まえながら検討させていただきたいと思いますので、まずは実態の把握をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 飯田のほうでも、根羽村とか天龍村とか阿智村とか喬木村とか、小さいところも取り組んでいるようですので、そこも含めてぜひ研究していただければと思います。

次に、出動時の交通費として支給する費用弁償について伺いたいんですが、出動時の交通費として支給する費用弁償というのはどういうものを指すのか、例えば出先から詰所までと

か、会社から詰所までとか、有事の際に遠くに行ってかかる交通費と考えていいのか、この辺はどういう交通費なのか教えてください。

○議長（小林弘之君） 清沢総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 清沢光寿君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（清沢光寿君） それでは、出勤に係る交通費の関係で、消防ビジョンの中に、出勤に係る交通費として支給する費用弁償について検討するという事で、今後の取組の中に書いてございます。

基本的に、訓練に出たり、いろんな火災があったときには手当というものが出ているんですよね。そういった手当とはまた違いまして、やはり、多分交通費ということでもありますので、申し訳ございません、私、この計画に携わっていない部分があるものですから、不明な点は言うてはいけないんですが、本来私たち職員も、もし自動車等を使った場合は、キロ三十幾らとかというものが決まっているわけですね。それに対して、距離数を掛けてそれを支給するという場合がありますが、そういったものを想定して、そういったものの要望が団員の中からあったということを聞いておりますので、そういったものを活用しながら、こういった費用弁償という形で出すとかということを検討していると思いますので、そういったものも、国との流れも踏まえながら検討したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） そうしましたら、その辺のところをよく研究していただいて、村外に勤務している方も多いと思います。そっちから飛んでくるということもなかなか大変ではないかと思うので、ぜひ研究していただいて取り組んでいただきたいと思います。

次に、処遇改善として、ちょっとこれは提案になります。消防団員が、やっぱり気持ちよく活動できる環境が整っていること、要するにご家族の協力ということがとても重要だと考えます。ご家族との時間を犠牲にして頑張ってくれている。行事も多い中で、少なくともはなっていますが、それでも行事が多い中で頑張ってくれているんですけれども、村長はじめ、議長はじめ、感謝の気持ちを消防団員たちに向かって述べていらっしゃるということは重々承知しておりますけれども、このご家族への感謝の気持ちを表す具体的な取組は何かお考えになっていますか。

○議長（小林弘之君） 清沢総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 清沢光寿君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（清沢光寿君） 今、議員がおっしゃっていただいている家族のために感謝するという事の中で、取組ということは特にはないんですが、この計画も含めて、昨年度も、任命式だったり総合訓練、半日で済ませたり、任命式については、土曜日の、平日の普通のときにやったり、そういった形で、いろんなことで団員の皆さんが、非常に負担に感じているところを軽減しているところではあります。そういったところを全て考えていただくと、少しでも家族の近くにいていただけるのかなと思っています。

ですので今は、最低限の技術の習得だとかそういった部分を、取り組める時間帯だけを設定しているというふうに私も考えておりますが、まだまだ、そういった部分では改善の余地があれば、そちらのほうは、消防団幹部の皆さんとご相談していきたいと思います。参考までに、そういったことを議題に当てていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） そのとおりで、いろんなものを縮小していただいているということとはとてもいいことだと思いますし、技術は落としてはいけないので、そこを中心ということとはとてもいいと思っています。

ただ、例えば消防団員に18から入って34歳までという、十何年も長い期間、持続的に家族の理解を得るということはとても大事な事だと思うんですね。これはもう本当に提案なんですけど、例えば1年に1回、村内で使える優待券とか、または商品券とか、ご家族に向けて、ご家族に対して、これはご協力いただいていることへのお礼、感謝という形で、そういうものは検討できないかなというふうに思うんですね。

今の若い方たちは、本当にご家族を大事にしていますし、家族とお出かけしたりとか、そういうこともすごく大事にしています。だからこそ、こういう小さな心遣いが、やっぱり言葉だけではなくて、何でもそうですけれども、物というか、そういう形で表してもらって、やっぱり感謝というものが伝わると思うんですね。これが、消防団に入っていてよかったと思って、消防団員の確保にもつながっていくようなことがあればとてもいいですし、いかがでしょう、その辺、どのようにお考えでしょう。

○議長（小林弘之君） 清沢総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 清沢光寿君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（清沢光寿君） また新たなご提案をいただいたとお聞きしております。

すので、それに対する回答はすぐにはできませんが、そういったことは、行政だけじゃなくて、その地域ごと、いろいろな地域の中で、そういった家族の皆さんと消防団が連携を図りながら楽しみを持つだとか、そういったものも含めながら考えていければ、行政だけが、ただお金とかそういったものを出してやっていくというだけのことじゃなくて、地域で盛り上げながらやっていくということも必要だと思いますので、その点も踏まえながら、また、消防団としても考えていくことがあるかどうかということも踏まえて検討したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 地域も、もちろん大切だと思っております。ただ、こういうことがあるとやっぱり、感謝が感謝を生むというか、やっていてよかったということにもつながると思いますので、ぜひ前向きなご検討をしていただくとありがたいと思います。

次に、消防団アプリの導入なんですけれども、令和7年8月からやっていらっしゃるということで、機能別団員のほうに、インストールしていなかった、全団員が、基本団員のほうもしていない人もいたということなんですけれども、これは何かあったときに確実に迅速な行動が求められるときに使うものだと思いますので、早急に対応していかなければいけないと思うんですけれども、実際いつまでに、これをきちんと皆さんがインストールするのかという、ちょっと、その目標をお伺いします。

○議長（小林弘之君） 清沢総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 清沢光寿君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（清沢光寿君） こちらのアプリにつきましては、4月の分団長会で、消防主任より各分団の分団長さんに依頼したところではございます。現在、まだ確認が取れておりませんので、次回、またはその次のときまでに確認をするようにということで、私も消防主任と話をしておりますので、確認を今後していきますので、お願いいたします。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 私も、スマホにちょっと疎いと思うんですけれども、このアプリ自体なんですけど、アプリからの通知に、そもそも、スマホがあつて、それに気づくということができるのか、全団員がそのようにできるのか、やっぱり、手元にスマホをいつも置いておく必要がどこに行ってもあるのではないかな。その辺も、ちょっと不安要素というか、そうい

うものがあるんですけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（小林弘之君） 清沢総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 清沢光寿君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（清沢光寿君） アプリの運用につきましては、当然、火災等があれば、私自身も鳴った経過がありますので、そういった部分を消防団員の皆さんにご理解いただく中で、常に音が出るとか、そういった部分にしておいていただいて、確認がすぐ取れるようにということをお願いしていきたいと思っていますので、基本的にはそういったもので、すぐ分かるようにはなっていますので、お願いいたします。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） ぜひよろしく願いいたします。

その次なんですけれども、大きなポンプ車を運転するために準中型自動車免許が必要ということで、今年度中に1名、第1分団の、必要だということで、最小限これだけはやっていくということを伺いました。

マニュアル車でオートマチック限定解除のほうがどうかということと、あと、やっぱりこれは必要なものだと思いますので、いつまでに何人、こういう対象者がいるのかということも調べていかれると思うんですけれども、免許はいつまでに取るように働きかけていくのか、期限は目標を持っていच्छやるのか、お願いします。

○議長（小林弘之君） 清沢総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 清沢光寿君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（清沢光寿君） 消防車両の免許につきましては、1点ちょっと懸念されることがございまして、消防車両が今後、形等また大きさ等が変わってくる場合がございまして、免許の関係が、非常にどうなるか分からないという点も見えてきております。

今後、マニュアルからオートマへという移行についても、その更新の車の関係であったり、そういったものを見ながら調整しないといけないような形が見えてきているということで消防主任からも連絡をいただいているものですから、そういったものを踏まえながら、また検討していくということでありまして。そうはいっても、何人くらいが、基本的には運転できなくているんだという部分については押さえておかなきゃいけない部分はございますので、この新体制になってから、そんなような不具合が生じているかどうかということについての確認はさせていただきたいと思っていますので、お願いいたします。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔１０番 清沢敬子君登壇〕

○１０番（清沢敬子君） ぜひ丁寧な対応を、今度、オートマチック車に替わっていくということもあると思うんですけれども、ぜひその辺の調整をお願いいたします。

そのほか、消防団長ほか団員と行政との協議の場があると思うんですけれども、正副分団長会議ですか、これは毎月あるのでしょうか。そこで、消防ビジョンの進捗状況や意見交換、課題解決や決定状況の報告などを、その場の中で話し合われているのでしょうか。

○議長（小林弘之君） 清沢総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 清沢光寿君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（清沢光寿君） 引き続きお答えいたします。

正副分団長会につきましては、今年度の計画の中に、毎月ということではございませんが、年に６回から７回が計画されておりますので、お願いいたします。

また、朝日村消防ビジョンに関しましては、これは令和７年度４月からスタートいたしまして、令和７年度の実施の評価結果というものにつきましては消防団の中でやっていただきまして、ビジョンに対する取組内容であったり、検討がなされた資料がございました。そういった形で、やったことと、そして今後のことについて検討がされておりますので、ただし、この消防ビジョンを見ていただいたと思うんですが、数値的な表現で書いてあるものではなくて、目標というものではなくて、訂正的なものでありまして、そういったものの中で、やることをやっていこうというものでありますので、そういったことを毎年繰り返しながら、少しずつ、一步一步進めていくというものでございますので、お願いいたします。

○議長（小林弘之君） 清沢議員。

〔１０番 清沢敬子君登壇〕

○１０番（清沢敬子君） 大事な協議の場であると理解しています。消防団の中で困っていることとか、あと、お勤めしている団員の皆さんの、例えば、企業に対しての協力依頼ですね。消防団員として急に出動することがありますけれどもよろしく願いしますみたいな文書のサポートとか、土のう置場に関してとか、いろいろあると思いますので、ぜひ消防団との協議をしていただいて、その中でじっくりと検討していただきたいと思います。

その内容については、全団員に、やっぱり伝わっていないといけないと思いますので、どのように伝えていくのかお聞きしたいところなんですけれども、ぜひそのことも考えてやっていただきたいと思います。

終わりに、この朝日村消防団ビジョンは、単なる計画書ではなく、消防団の伝統を守りつつも時代に即した変革を恐れずに前に進めていこうという強い意志を持って作成された計画であると感じております。また、朝日村の現状、課題、課題解決の取組が分かりやすく記されているのと同時に、村民の命と暮らしを守るための計画です。だからこそ、このすばらしいビジョンが絵に描いた餅に終わることなく、村民みんなが理解する消防団ビジョンになるように活用していただきたいと思います。

最後に、まとめになりますが、人口減少がどんなに進んでも、地域の安全を守る消防団員一人一人が、やりがいと誇りを持って活動できる環境を早急に整えることは必須です。村内のあらゆる人の資源の協力を得て、強い指導力とリーダーシップの下、誰もが安心して暮らせる村づくりに期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（小林弘之君） これで清沢敬子議員の一般質問は終わりました。

ここで、議長であります私が一般質問を行うため、議長の職務を清澤あゆみ副議長に交代します。

ここで一旦休憩を取ります。

再開を2時55分をお願いします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時55分

○副議長（清澤あゆみ君） それでは、本会議を再開いたします。

小林議長が一般質問を行う間、私が議長の職務を務めさせていただきます。

◇ 小 林 弘 之 君

○副議長（清澤あゆみ君） 次に、11番、小林弘之議員。

小林議員。

〔11番 小林弘之君登壇〕

○11番（小林弘之君） 11番、小林弘之でございます。

本日、私は1問質問をさせていただきます。

一般質問が何分にも久々でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1、朝日村旧おひさま保育園跡地の今後の利用計画について。

この問題につきましては、令和6年9月定例会の一般質問でも取上げさせていただきました。旧おひさま保育園跡地については、令和4年12月に計画をされていた村営住宅建設を一旦中止し、改めて利活用を検討するとの方針が示されました。その後、令和6年9月定例会での答弁では、住宅分譲が最も有効な土地利用ではないかと考えられるため、分譲地としての売却を検討している。また、今期中にラフスケッチを製作し、来期には基本設計を進めたいとの説明をいただいております。

しかしながら、それから現在に至るまで具体的な構想や計画内容が示されていない状況であります。

そこで、以下の点についてお伺ひいたします。

(1) 現在の検討状況について。旧おひさま保育園跡地については、村営住宅計画の中止後、改めて利活用を検討するとされてきましたが、現時点で具体的な内容が議会や住民へ十分示されているとは言えない状況であります。現在、庁内でどのような検討が行われているのか。また、どの段階まで協議が進んでいるのかをお伺ひいたします。

(2) 宅地分譲として進める方針に変更はないのか。前回の答弁では、宅地分譲が最も有効な土地利用ではないかとの考えが示されておりましたが、しかしその後具体的な計画が示されていないことから、当初の方針に変更があるのか、あるいは検討が継続されているのか、村としての基本的な方向性についてお伺ひいたします。

(3) 当初示されたラフスケッチ及び基本設計の進捗状況について。令和6年9月定例会では、今期中にラフスケッチを制作し、来期には基本設計を進めたいとの答弁がありました。しかしながら、現時点でのその内容が示されていないことから、ラフスケッチ制作や基本設計が現在どの程度進んでいるのか。また、遅れている場合にはその理由についてお伺ひいたします。

(4) 今後のスケジュールと整備方針について。旧おひさま保育園跡地は、村の中心部に位置する貴重な公共用地であり、今後の土地利用は村づくりにも大きく関わるものと考えます。今後いつ頃までに方向性を示し、住民説明や分譲計画などを進めていく考えなのか、今後のスケジュールと整備方針についてお伺ひいたします。

以上、ご回答をお願いします。

○副議長（清澤あゆみ君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） それでは、私のほうからご回答させていただきたいと思います。

まずはご質問ありがとうございます。

まず、現状の検討状況についてでございますが、旧おひさま保育園跡地の利用につきましては、令和4年に村営アパートの建設計画を一旦中止した後、様々な検討を重ねてまいりました。令和6年9月定例会の一般質問において小林議員より、住宅地用地としての売却が最も有効な土地利用であるとのご提案をいただき、村といたしましても、民間事業者への売却を基本方針として、このような具体的な売却方法の検討を進めてきたところでございます。

具体的には、以下、2つの売却方法について庁内で協議を重ねております。1つ目は更地での売却、もう一つが村がインフラ、例えば道路ですとか上下水道、インフラ整備を行った上で住宅地部分を売却する。現在どちらの方法が最適であるかについては、財政面、それから市場性などの観点から検討を進める段階でございます。

次に、宅地分譲として進める方針に変更はないのかということでございますが、旧おひさま保育園跡地の利活用をめぐるこれまでの経緯などを考慮した上で、宅地分譲が最も有効な土地利用であるとの方針に変更はございません。ただし、具体的な売却実行に向けては、以下の点を慎重に検討する必要があると思っております。

まず売却価格の設定について申し上げます。近傍の固定資産鑑定評価額、これは固定資産税の基となる数値でございますが、これは平米1万4,500円でございます。この価格での売却というのは市場性が極めて低く、応札する民間事業者の出現は見込めない状況にあります。

また、一方売却価格を低額にする、安くするということです、低額に設定する場合は、市場価格を踏まえた適正価格の設定とその合理的な根拠を明確にする必要があり、現在この点についても検討を進めているところでございます。

次に、ほかの住宅施策との関係性について申し上げます。

現在、ご承知のように、村では以下の住宅供給施策を進めております。同時進行で進めております。

まず、土地開発公社による宅地分譲、やまどりの杜住宅団地18区画の分譲を今年の3月から開始させていただきました。また、若者向け世帯の村営賃貸住宅は前年度より建設が進み、1棟5戸の募集を開始したばかりでございます。また、今年度から来年度にかけて、残り3棟10戸の建設を予定しております。分譲と賃貸を合わせまして33戸の住宅供給を始めたばかり

りであることから、これらの動向を見守りながら、旧おひさま保育園跡地の売却時期を判断していく必要があると考えております。

ラフスケッチ及び基本設計の進捗状況については、前回の定例会でお答えした、今期中に作成して進めたいという説明につきましては、現在のところかような状況から具体的な設計作業には至っておりません。先ほど申し上げたとおり、売却方法の選択と売却価格の設定に関する検討がまだ決定段階に至っていないからでございます。売却方法が確定した時点で、初めて具体的な分譲計画、いわゆる基本設計等の作成に着手することになります。

次に、4番目の今後のスケジュールと整備方針につきましてでございますが、旧おひさま保育園跡地は、小林議員のご指摘のとおり、村の中心部に位置する公共用地であり、その利用方法は村づくりに大きく関わるものと認識しております。今後の方向性につきましては、現在の土地開発公社による18区画の宅地分譲と、全15戸にわたる賃貸住宅、計33戸の住宅供給を同時に進めている状況でございます。これらの施策が市場にどのような影響を与え、どの程度の成果を上げるかを慎重に見守る必要があると考えております。その過程で以下の点を総合的に判断してまいりたいと思います。

まず、民間事業者の応札の可能性、地域の住宅需要の動向、それから村の財政状況、それと周辺住民のご意向、民間事業者の応札の可能性につきましては、前段では一旦ヒアリングをかけておりますが、最初の住宅需要につきましては、ここでやまどりの杜の住宅団地の販売営業等々を行いますので、各ハウスメーカーさんや不動産事業者さん、これのヒアリングを通して、現在の動向というものを探ってまいりたいと考えております。

整備方針につきましては、基本的な方向性として、小林議員及び周辺住民の皆様のご意向を踏まえ、用途を住宅用地に限定していこうと思っております。民間事業者への売却により、民間活力を生かした宅地造成を実現したいと思っております。また、現在進行中の村営賃貸住宅及び土地開発公社の分譲動向を見守りながら、適切な売却時期を判断するという3点を念頭に置いていきます。

スケジュールにつきましては、具体的な時間をお示しすることは現時点では困難でございます。市場環境の変化が予測困難であるということ、ご承知のように、昨今の資材の高騰、あるいは不足というような世界的な流れがちょっと予測困難であるということ、それからこのやまどりの杜と村営アパートの住宅施策の成果が今後の判断に大きく影響するのではないかと、もう一つは、先ほど来申し上げておりますとおり、幾らで売するのか、売却価格の設定に関する検討がまだ途上にあるということでございます。これらの要因が整理され、

一定の見通しが立った段階で、改めて議会及び住民の皆様にご説明させていただきたいと考えております。

村といたしましては、旧おひさま保育園の跡地が村の貴重な公共用地として最も有効に活用される方法を追求するという姿勢に変わりございません。性急な判断を避け、市場調査や関係者との協議を丁寧に進める中で、最も有効な売却方法と時期を決定してまいりたいと思っております。引き続きご指導とご協力をお願いします。

以上でございます。

○副議長（清澤あゆみ君） 小林議員。

〔11番 小林弘之君登壇〕

○11番（小林弘之君） 遅れているというか、令和6年から2年ぐらいたっているんですけども、今言われた内容、そうはいつでも今検討されているということですね。

ということで、この2年間の中で今言われたことをどうして、今説明いただいたんですが、議会また住民に説明がされなかったのか、いま一度伺います。

○副議長（清澤あゆみ君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） 特段説明する段階に至っていないとの判断がございます。

○副議長（清澤あゆみ君） 小林議員。

〔11番 小林弘之君登壇〕

○11番（小林弘之君） 説明できる段階じゃない。だけれども、住宅分譲としての進める方針は変わっていない。ですが、そういう中で、令和6年のときの答弁では、1年でそういう計画でラフスケッチまでできるという中で示されていますよね。ですので、どうしてその段階でそういう回答が出てこなかったのかということをお伺いします。

○副議長（清澤あゆみ君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） 当時と状況が著しく変わってきたということでございます。

○副議長（清澤あゆみ君） 小林議員。

〔11番 小林弘之君登壇〕

○11番（小林弘之君） 当時と著しく変わったということは、具体的にどういうことが変わったんでしょうか。

○副議長（清澤あゆみ君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） お答え申し上げます。

もともとが、旧おひさま保育園の利活用の構想が始まって、令和4年のときに、それまでの、いわゆる今賃貸住宅が建っておりますが、ああいうアパート構想が一旦は白紙ということになりまして、おおむね足かけ2年ぐらいですか、冷却期間を置きながらというところもあったのは確かですが、その間もどうしようかという話もございました。

最終的には、売却という道を探るしかないのだろうなというところで、先ほど来小林議員がおっしゃっていらっしゃる令和6年のときの定例会で議員のほうから、どうするんだ、売却するのがいいんじゃないかというような後押しを受けて入ったんですが、そのとき既に、公社も土地を探しておりましたし、もともとあった賃貸住宅という構想がたまたまあさひ保育園の裏手、横に有効な土地が見つかって、そちらも始まったというところで、同時進行をしながら考えてはいたんですが、実際のところ、ご承知のように、今例えば賃貸住宅については社資のつきが悪かったりとか、あるいは公社分譲におきましても当初想定した以上に費用がかかってしまったりとか、そこら辺で大分各課苦心をいたしまして、傾注した経緯もございます。

そんな中で、一応こんな形で区画が取れるよみたいなことをいろんな業者さんにヒアリングする中では出てきたんですが、どうしても造成なりなんなりということで、当時が先ほど申しあげました1万4,500円を基準に置きますと売価が10万を超えると、どんなに頑張っても10万が、正式に見積りを取ったわけじゃないんですが、各業者さんの経験値として出していただくとそんな形になりました。

そのときの公社分譲が、インフラをこちらで、村で持つものとしてやってこの間たたき出した6万円台というような数字ですので、現実的ではない。じゃ、これを下げるにはどうするかというところなんです、そこでいろいろと検討はさせていただいて、大手ハウスメーカーによる借り上げ方式だとかはあったんですが、それも一見して有利なようには見えるんですが、最終的にはとても長い話のことになったりもしたので、いろいろ検討した結果、プロポーザル方式にでもして、土地、道路部分は、インフラは村が持つから、どんな提案ができるんだみたいな話か、あるいはそもそもの売価、売却想定価格を下げていくという理由を探るかというようなところの冒頭に申しあげた二者択一みたいな、事宅地分譲というところ限定した話ですけれども、に考えればそうなるのではないかとこのところでございます。

○副議長（清澤あゆみ君） 小林議員。

〔１１番 小林弘之君登壇〕

○１１番（小林弘之君） 分かりました。

ああだこうだ言ってもできませんが、先ほども総合的にという判断という、そういうお話が出たと思うんですけども、総合的に判断するというのは、何を基準とされて、例えば先ほど言いました定住促進、また財政面という話ですが、重視する視点でお伺いできればと思います。

○副議長（清澤あゆみ君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） ありがとうございます。

まずは定住促進というところに重きを置いておりますが、当然のことながら附帯して財政面がくっついてこない、いたずらなことはできません。

○副議長（清澤あゆみ君） 小林議員。

〔１１番 小林弘之君登壇〕

○１１番（小林弘之君） ……（音声切れ）……私もそう思っておりますが、それで財政面もついて回るものですが、当然重要ではある。その上で、村としてこの土地を、先ほど言われている分譲として売り出す、活用していくのかという方向性では、それで間違いないんでしょうか。

○副議長（清澤あゆみ君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） お答えします。

本当に元の話に戻ると、あそこの土地というところがいわゆるアパートということは一旦取りやめにして、そのとき、すみません、私がちょうど着任した早々だったものですから、あまりよく事情も分からずに聞いておりましたが、定住してくれるようなタイプのものじゃなきゃ嫌だと、住宅分譲ならいいよというような発言をされる方もいらっしゃいました。なるほどなというふうに思った記憶がございます。

その中で進めていくんですが、先ほど来申し上げており、住宅施策、いわゆる人口増、あるいは人口維持という中で早急なものが進める必要もあったものですから、先発して土地開発公社が始まり、今のあさひ保育園の横のアパートが始まりという中で、そのやっていく途上、計画途上から刻々と状況が変わっていった状況にあります。

ただ、有効な住宅地ではございますので、地目も宅地になっておりますし、その部分では宅地分譲、地元住民の意向を踏まえればそれが最も有効なんだろうなという考えには変わりありません。ただ、今みたいに、いろんな情勢が変わる中では、また選択肢が変わる可能性はありますが、そもそも住宅地でございますので、立地でございますので、それ以外の選択肢はあまりないのかなと思っております。

○副議長（清澤あゆみ君） 小林議員。

〔11番 小林弘之君登壇〕

○11番（小林弘之君） いろんな始まりが、もう4年も前からのいろんなコロナ禍の時期であったり、ましてやその中で続いているこの跡地についていろいろ検討されてきているという中で、いわゆるぼちぼち解決というか、どういう方向性を、村の土地とはいえ、活用について皆さん気にしているわけです。ですので、いろいろ住民からも聞かれる中で、私が質問させていただいているわけです。

越川副村長の今の答弁だと、まだ結果として、結論として出されておりましたが、これから一定の期間がもうこれだけ過ぎていろいろな検討、模索しながらやってきておりますので、そろそろ、小林村長が、我々もそうなんですけれども、この任期中の中で、結果、結論を出していただきたいというふうに思います。

そんな中で、私はずっとという言い方は変ですけれども、質問したときからずっと思っていた、いつ出てくるのか、いつ出てくるのかというふうに気にはしていたんですけれども、そういう中で、地元住民、また村民の皆さんがこの場でご理解できればと思います。

ですので、あとはいつ、今言われたのが、スケジュールは出せないと言いましたっけ。ですが、ある程度スケジュール感覚というものを示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○副議長（清澤あゆみ君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ご心配をおかけしているのについては申し訳なく思っております。

あそこで最初に、今あそこでこれからいよいよ入居が始まる優良賃貸住宅的なそういったものを建てるという計画で、地元の住民とも結構議論を闘わせてきて、結果として約半分くらいの方が反対だったんですね、その計画に対して。半分の人が反対だったらやめようということで、一旦あそこは白紙にしました。

それで、我々の朝日村のいわゆる人口減対策としては待ってられない状況ですよ。で

すから、じゃ、次にどういうふうな動きを取ったら一番早く実効性があるかということで、今のあさひ保育園の西側に行っただ。時を同じくして、ほぼ同時に西洗馬の詰所の向こうのほうの一带も、あそこも一つ住宅団地的にいいんじゃないかということで構想も立てました。ただ、あそこは田んぼの地でありますから、非常に宅地に変更するのに時間がかかるということで、ちょっとそれは時間的な無理があるなということで、中組の西側にちょうど今売り出すやまどりの杜ということで、今完成したということで、そういうようなことの中で、1つ目としては、村の土地だったものですから、少し置いておいても、誰もすぐにどうのこうのということはない。

ただ、今事業を先に進めたい保育園の西側のところと、中組の西側のところは一般の土地を村が買い上げるというようなことで、そちらのほうがスケジュール的にもう待ったなしの状態で、一気に精力をそちらにつぎ込んだということがあります。

それともう一つ並行して、今日の明日にそういったものは解決できませんので、ずっと西洗馬地区に住宅が集まる、または人口が集中するような仕掛けに今までなってきたものですから、今度はやはり古見地区にそういった展開を図ろうとか、そういう考えがいろいろたがってき遅れちゃったというのも、これも事実です。

ですから、いろんな理由があるんですが、結果的には少し検討を、一旦やめちゃったということで、時間がかかってしまったということがございます。ですから、これからいよいよその2つの団地の方向づけができたし、そして、これから古見地区の云々という話だとか、今のおひさま保育園の跡地だとか、どちらのほうを先行したほうが村のためになるかというところをもう一回判断して、なるべく早くその方向性を確実に決めたいというふうに思っています。

ですから、これから少し公社側のほうも余力ができてくると思いますので、そんなところのアイデアもちょっと膨らませてもらいながら、公社でいくのか、または民間企業でいくのか、その辺も含めてある程度早めに方向づけをするようにいたしますので、よろしくお願いします。

じゃ、今年の年末までにという約束はできませんけれども、なるべく早めにやりますので、お願いします。

○副議長（清澤あゆみ君） 小林議員。

〔11番 小林弘之君登壇〕

○11番（小林弘之君） 分かりました。約束はできないと言っただけけれども、私からすると、

約束してもらいたいぐらいの時期だと思っております。

ですが、ぜひ早めに、村長はスピードという言葉をよく使っておりますので、そのスピード感覚を持ってどうか対応していただきたい。住民の皆さんにとっても関心の高い案件でありますので、できるだけ早い段階で村としての考え方を示していただくよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（清澤あゆみ君） これで小林弘之議員の一般質問は終わりました。

これにて私の職務は終了いたしましたので、小林議長と交代いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時29分

○議長（小林弘之君） それでは、本会議を再開します。

◇ 齊 藤 正 法 君

○議長（小林弘之君） 次に、1番、齊藤正法議員。

齊藤正法議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） 1番、齊藤正法でございます。

本日は2項目の質問をさせていただきます。

まず、1問目になります。公民館活動のこれからについて伺いいたします。

公民館及び各分館は、各地区において住民の交流や学習、文化活動などを支える役割を担ってきました。分館活動は地域のつながりをつくる場としてこれまで重要な役割を果たしてきたものと認識しております。一方で、人口減少や高齢化、世帯数の減少、生活様式の変化により、地域活動を支える人材の確保や役員負担が課題となっております。従来は地域の多くの住民が参加し、活動を支えてきた公民館活動も、現在では参加者が限られ、役員に負担が集中している地域もございます。

入三分館では、役員の負担が大きいこと、分館行事への参加者が限られていることなどから、分館の解散を村に求めた経緯がございます。その結果、現在は入三分館を休止とし、地区長が公民館会議に連絡員として参加している状況でございます。入三分館が休止してから4年が経過しますが、休止という形のまま地区長が連絡員として会議に参加している現状が続いております。休止している分館の連絡員には報酬がなく、地区住民の参加が見込まれない行事の会議にも出席を求められることが負担であるとの意見も聞いております。

入三分館の現状は、特定の地区だけの問題ではなく、今後他の地区でも起こり得る課題であると考えます。また、令和8年度には地区の将来を研究する部会が立ち上がる予定であり、地域活動や役員負担の在り方も地区の将来を考える上で重要な視点になると考えます。

そこで、公民館活動のこれからについて以下質問いたします。

1、現在の公民館活動について、参加者の状況、役員負担、担い手確保の面から、村はどのような課題があると捉えていますか。

2、入三分館について、今後も休止という形を継続していくのか。再開、廃止、統合、別の連絡体制なども含め、今後の方向性をどのように考えていますか。

3、入三分館の休止後、地区長が連絡員として公民館会議に参加している現状について、役割や負担をどのように認識していますか。

4、令和8年度に立ち上がる地区の将来を研究する部会において、公民館活動や分館体制、地域役員の負担についても、地域の将来を考える視点の一つとして関係課で共有していく考えはあるか。

以上、お伺いいたします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、齊藤正法議員のご質問にお答えいたします。

初めに、公民館についてお話しさせていただきます。

公民館は、戦後間もなく文部次官通牒として公民館の設置運営についてが全国に通知され、公民館の歴史が始まり、社会教育活動や社会教育団体等が活発に行われるようになりました。

当村においても、昭和25年、朝日村公民館条例が制定され、その年の11月3日に各種団体の多数の参列の下、盛大な開館式が挙行されたと村史にも記載されております。当時、公民館は、設置はされましたが施設はなく、役場や学校を借りるといった状態でありました。そ

こで、昭和42年に中学校の移転を機に、空き教室を社会教育の場とすることに決定し、さらに、昭和49年3月、現在の位置に村民待望の近代的施設を完備した中央公民館が落成したとされております。また、公民館条例も度々改正される中、昭和55年に大改正が加えられ、各分館の名称、位置が整理され、古見分館、入三分館、針尾分館、小野沢分館、西洗馬分館となったとされております。

これまでの朝日村公民館の活動の歴史については、朝日村公民館報で確認することができ、多くの村民の皆さんが集い、学び、支え合いながら生活してきたことがうかがえます。

そこで、議員ご質問の公民館活動の課題についてです。

まず、当村を含む一般的な課題として、少子高齢化による利用者の高齢化と若年層の参加不足、地域コミュニティの希薄化、運営人材の不足、趣味、教養だけでなく、デジタル化、防災、子育て、多文化共生など、多様化する学習ニーズへの対応、施設の老朽化に伴う財政的制約などが挙げられます。このような課題を当村でも抱えておりますので、公民館では公民館運営審議会へ、令和元年12月には村民体育祭の在り方について、令和2年に朝日村公民館の分館再編成及び役員体制について、令和7年には公民館体育部役員の選出方法について、分館活動事業補助金の交付の仕方についてを公民館長から諮問し、その答申を基に対応することとしたところでございます。

そこで、体育祭は分館対抗型からスポーツ体験型に変更し、また分館役員は本館からの人数制約をやめ、分館独自の定数としました。再編については、当面は見送りとされ、役員の選出が難しくなった場合は本館とのつなぎ役を設けることとされたことから、入三分館は3地区長に連絡員として地区とのパイプ役を担っていただいております。体育部の選出方法についても、次期選出の令和10年の部員選出に向け対応することとしており、補助金の支払い方法については現行のままとしたところでございます。

次に、入三分館についてです。令和4年、入三分館の活動休止のお話が出て以降、公民館、教育委員会では地域との意見交換を行ってきました。入三分館の役員経験者との懇談会の開催、入三の将来を考えると若者との懇談を実施、この辺は齊藤議員にもご参加をいただきましたので、ご承知のとおりでございます。

そのほか、最近では区長、3地区長との打合せや大石原地区の常会、忘年会への職員の参加、御道開渡地区常会への参加などを行い、地域の方々との懇談を行いました。

各地区とも地区内で毎年恒例行事が行われ、地域活動は盛んな印象を受けたところです。そのほか、長寿を祝う会は地区単位でやってほしい。補助があれば地区で運営できる。空き

家活用による若者向けシェアハウスの検討など前向きな意見も聞くことができました。しかしながら、公民館活動の課題と同様に、高齢化や世帯数の減少により地区役員以外の役の選出は難しいこと、形式的な公民館事業への参加意欲は低いといった状況や村の対応の遅さ、不十分さなど村への不信感があることも分かってきました。公民館として、入三分館の皆さんとの懇談はこれからも継続していきたいと考えておりますが、現時点での方向性とすれば、以下の複数の選択肢があると考えております。現在の休止を継続する、分館を再開する、分館を廃止、別の連絡体制を構築する、他の分館との統合を検討するなどございます。

ただし、重要なのは、入三分館をどうするかという問題ではなく、入三地域として今後の方向性をどのように考えるかという視点が必要かと思っております。そのため、公民館事業と地域コミュニティの維持機能を分けて考える必要があると捉えています。地区行事の継続や各地域内でのコミュニケーションが取れることで横のつながりが発展し、地域間での交流などが生まれる中で、分館としての位置づけや必要性が見えてくるものと考えております。

分館にとらわれず、まず地域行事の継続、地域の主体性、自主性を尊重した支援へのシフトが必要になると考えております。

次に、連絡員の役員との負担につきましては、分館が休止している中で、地区長に分館連絡員として次の役割を担っていただいております。公民館本館の会議への参加、地区への配布物の配布、地区と本館との連絡調整、これらの役割が地区長の本来業務に加えた追加的な負担になっていることも認識したところでございます。

そこで、連絡員としての負担に見合った対応が必要であり、公民館運営審議会、教育委員会として報酬等の在り方について議論することになると捉えております。

4番目の、令和8年度の地区将来を研究する会につきましては、清沢正毅議員の質問で小林村長から答弁のあったとおりでございます。よろしくお願いいたします。

最後に、公民館活動のこれからにつきましては、今後も課題は多く、引き続き下田館長の下、公民館運営審議会からの意見を参考に対応することになると考えております。

以上でございます。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） すみません。

先ほど、（4）のところになるんですが、先ほど清沢正毅議員の質問に対して村長が答弁されたところで回答ということでしたかと思っておりますが、先ほどの村長のご答弁で

すと、針尾と入二の地域活性の研究会で扱うか扱わないかはまたそのときの状況だというような感じで私は捉えたんですが、そこに参加される委員の方が分館を取り上げたいと言えば取り上げるし、そうでなければ取り上げないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 先ほど、清沢正毅議員との一連のやり取りの中で、入二地区のことでございますけれども、あそこの土地の有効活用というのは、一旦は針尾で始めると、ただし、公民館活動だとか、いろいろ教育委員会サイドで入二のほう、入三のほうとも話がいろいろ進んでいるので、そういう中で新たな活性化活動というものが出てくるならば、それはそれでやるというような、そういう考えでお願いしたいと思うんですけれども、難しい……、お願いします。

ですから、関連もするし、あるテーマにおいては分かれるし、または例えば公民館活動を中心としてどうするかというような入二、入三というところは、また別の会議体が継続するしということだと思います。全部一緒くたじゃないということ。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） 承知しました。

それでは、今まで教育委員会のほうで入三の地区長、それから区長集めての話ですとか、御道開渡、大石原、それぞれ常会に出向かれて、分館の話を今されているところではあるんですが、そのまま教育委員会のほうで中心になって引き続き預かっただけということではよろしいですね。

○議長（小林弘之君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） これまで、教育委員会なり公民館として入三地区のほうへお伺いして懇談をさせていただきましたが、あくまで公民館、入三分館が休止となっておりますので、今後どうしていくかということも踏まえながら、地域の皆さんがどう考えているかというようなことをお聞きするということで伺っていた状況です。先ほどの答弁の中でも、地元のお話を聞くと、地域の皆さん結構いろいろなことを活動されていますので、公民館としてはすぐに入三分館を元に戻そうとかそういうことでなくて、先ほど言ったように、地域の皆さんのつながりが確実に becoming ことによって、分館の必要性だとかそういうものが生ま

れてくれば、分館として活動していただければいいかなと思っています。

ただ、それまでの間は、下田館長も何かイベントがあれば本館としても協力したいという話をしていらっしゃいますので、そんなところで本館も入三地域の皆さん、入三分館とは関わりを持っていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。ちょっといろいろ質問が前後してしまいましたので申し訳ございません。

また、もう一点お伺いさせていただきたいんですが、令和4年に当時の入三分館の役員が公民館に対して休止、解散を含めて求めたということで、今の状況になっているということなんです。4年前に地区長を連絡員にするということにしたことに対して、これが一時的なもので、経過措置として地区長に連絡員を任せた今の状況になっているのか、それとも公民館活動の代わりに各地区長が連絡員で来てくれればいいよということで、そのような形にしたのか。地区長を連絡員にした経緯と、その形で完成形なのか。それとも時間が欲しいからそのようにしたのか。そのところも少し詳しく教えていただければと思うんです。

○議長（小林弘之君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 今、地区長さんに担っていただいている連絡員についてでございますが、公民館長のほうから令和2年に諮問をした分館再編及び役員の体制についての中で、分館の維持がなかなか難しい、役員の選出が難しいという場合は、本館との連絡員を設けたほうがいいのかという答申をいただきました。そこで、当時の公民館とすれば、連絡員をお願いするには誰がいいかという中では、地元の地区長さんをお願いせざるを得ないということで、当時の地区長さんからお願いをして現在に至っているという状況です。

今後については、いずれにしても、本館の行事をしていくのに、入三の皆さんにお伝えすることはしていかなければいけませんので、引続き、現状であれば地区長さんに連絡員としてお願いをしていきたいと考えております。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） やはり地区長が連絡員になるということで、実際、今入三のほうから

も、次長もお越しいただいていろいろ懇談会を持たれているかと思いますが、そうすると地元の方から、そういう場があればぜひ参加したいねとか、飲み会あってもいいよねという話も出てくるかと思うんですが、来ていただくとそういう話になるんですよね。けど地元だけだと、恐らく地区長が連絡員に行っているから、それ以上はいいんじゃないというようなところにもうなりかねないかと思いますが、あくまでも経過措置という感じで捉えていただいたほうが本当はいいのかなというふうに思いますので、今後、それぞれ各地区との話合いの中でも、ちょっと連絡員の在り方について、もう少しまた検討課題として対応していただければありがたいかなというふうに思います。

今のところ、公民館のほうでは、大石原、それから御堂開渡と一旦意見交換ということではしていただきましたが、今後の何かスケジュールですとかそういったところのものがもしあればお示しいただければと思います。

○議長（小林弘之君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） まず連絡員さんの在り方の件ですけれども、先日、3地区長さんと話をする中で、引き続き地区長さんが連絡員をやっていくには、齊藤議員からもお話があったように、無報酬でやっていて、通常地区長の仕事にプラスということになるので、そこは何とかしてほしいという話がありました。ですので、ちょっと答弁の中でも公民館運営審議会であったり、教育委員会の中でも報酬的なものがあるのかどうかも含めて検討させていただき、そういう形で何とか負担が減らせるかどうかは対応していきたいと思っています。

あと、今後の地域の懇談等のスケジュールについては、御馬越地区がまだできていませんので、ぜひ齊藤議員にもご協力いただきながら、一緒に御馬越地区の皆さんとも懇談をさせていただきたいなと思っています。

まだ具体的なところはなっていませんが、新年度になりましたので、改めて地区長さんにご相談していきたいと思っています。

以上です。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

先ほど、次長の答弁の中にも地域の自主性といったところもありましたが、自主性だけに任すと、やはり皆さんそれぞれ仕事があったり家庭があったりということで、なかなか新し

いことですか、チャレンジしにくかったりといったところもあるかと思いますが、ぜひそこは教育委員会を含めて下支えしていただいて、いろんなことができるんだというようなところをまた地区の方にも分かっていただけると、またそういうのが活動につながってくるかと思いますが、今後それぞれ意見交換等あるかと思いますが、ぜひ前向きなところの話をしていただければと思いますので、お願いします。

恐らく分館休止になってもう4年たちますので、今すぐどうこうという話にはならないかとは思いますが、徐々に徐々に地区の方の熱量というのを上げていただければと思いますので、そこもお願いいたしまして、私の1問目の質問を終わりにいたします。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

D X推進計画の検証と職員の時間創出についてお伺いいたします。

朝日村D X推進計画は、令和5年4月から令和8年3月までを計画期間とし、行政サービスの利便性向上、地域の課題解決、行政の業務改革を目的として策定されておりました。本計画では、行政の業務改革として、B P Rの取組の徹底、情報システムの標準化、共通化、内部情報の共有推進、テレワークの推進、デジタル技術活用力の強化、A I・R P Aの研究などが挙げられております。

また、職員が職員にしかできないことに注力するため、事務効率化を進める考えも示されております。人口減少や行政課題の多様化が進む中で、限られた職員体制により住民サービスを維持向上させていくためには、単にデジタル技術を導入するだけでなく、業務の見直しや効率化によって職員の負担を軽減し、新たな施策への挑戦や企画立案、住民対応に充てる時間を生み出すことが重要であります。

近年は生成A Iの活用も広がっており、文書作成、議事録作成、資料確認、情報整理、アイデア出しなど、職員の業務を補助する手段として期待されております。一方で、個人情報の取扱いや情報の正確性、セキュリティ一面への配慮も必要であります。計画期間を終えた現在、朝日村におけるD X推進計画の成果と課題を確認するとともに、生成A Iを含めたデジタル技術の活用により職員の時間創出と業務改革をどのように進めていくのか、以下質問いたします。

1、朝日村D X推進計画の計画期間を終え、行政の業務改革に関する取組について村としてどのように総括していますか。

2、B P Rの取組やデジタル技術の活用により、実際に業務時間の削減、作業の効率化、職員負担の軽減につながった具体的な事例はありますか。

3、業務効率化によって生み出された時間を職員の新たな施策への挑戦、企画立案、住民サービスの向上、地域課題の解決にどのようにつなげていく考えでしょうか。

4、計画に上げられているA I・R P Aの研究について、これまでどのような検討や試行が行われたか、また生成A Iの活用は検討対象に含まれているか、お伺いします。

5、今後生成A Iを含めたデジタル技術を活用し、職員が職員にしかできない業務に注力できる環境づくりをどのように進めていく考えか、お伺いいたします。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村企画財政課長。

〔企画財政課長 中村高志君登壇〕

○企画財政課長（中村高志君） それでは、私から齊藤議員の2つ目の質問にお答えいたします。

齊藤議員がおっしゃられたように、朝日村D X推進計画は令和5年4月の策定以来3年間にわたって行政サービスの利便性向上、地域の課題解決、行政の業務改善の3つの柱を軸に推進してまいりました。

まず、質問1、朝日村D X推進計画の計画期間を終え、行政の業務改革に関する取組について村としてどのように総括するかについてですが、行政の業務改革は限られた職員体制で住民サービスを維持向上させるために不可欠な柱です。

計画では、B P R、情報システムの標準化、セキュリティ対策、テレワーク推進、デジタル技術活用力の強化、A I・R P Aの研究という7つの施策に取り組んでまいりました。

成果といたしましては、B P Rの取組により電子決裁、ペーパーレス化、議会のタブレット導入、またA I導入、R P Aへの取組、L G W A N系のW i - F i化などにより、庁舎内のデジタル化の基盤が整備をされております。

情報システムの標準化、共通化におきましては、令和6年度に17業務中14業務の移行を完了、令和7年度に1業務、令和8年度残り2業務の移行を予定しており、順調に進んでおります。また、セキュリティ対策、テレワーク推進につきましては、職員研修を重ね、オンライン研修、会議等が定着をしてございます。課題といたしましては、業務時間削減、こち

らがB P R等におきましても重要かと思うんですが、この全体像についてはまだ取組が統一的な、村全体での統一的な測定というものが十分ではないというところがあります。

さらに、B P R、先ほどから言っていますが、ビジネス・プロセス・リエンジニアリングという言葉らしいですが、こちらについては具体的な業務プロセスの根本的な見直しに至っていないという課題があります。本来のB P Rは、この業務は本当に必要か、別の方法で対応ができないかといった、もうゼロベースまでの問い直しを行うものとなっております。

次のD X推進計画では、B P Rにさらに取り組む必要があると感じております。令和8年度につきましても長野県のD X推進支援事業に採択となっておりますので、そちらによりまして検討のほうを進めていきたいと思っております。

続いて、質問の2になります。B P Rの取組やデジタル技術の活用により、実際に業務時間の削減、作業の効率化、職員負担の軽減につながった具体的な事例があるかについてですが、まず電子決裁システムにつきましては決裁スピードが向上し、漏れやミスが防止をされております。

また、ペーパーレス会議システム、議会タブレットにつきましては、紙を印刷するという手間が大分削減されておりますので、あと会議ぎりぎりまで資料の作成ができるということで、会議の準備期間等が短縮され、また紙の削減にもつながっております。

テレワークシステムにつきましては、もう県の会議等も大分テレワークのシステムを使った、朝日村につきましてはその端末を利用して会議等に出席、ウェブ会議に出席しておりますので、移動時間等がかなり削減をされております。

また、デジタル技術の活用ということで、A Iもそうなんですが、R P A、ロボティック・プロセス・オートメーションと言うそうなんですが、コンピューターが人に代わって同じような作業を自動でやっていくものですが、こちら令和6年度にR P A研修を実施して、現在経常的に1シナリオが稼働状態となっております。これらの事例につきましては、職員の負担が確実に軽減されていることを示してございます。

質問3、業務効率化によって生み出された時間を職員の新たな施策への挑戦、企画立案、住民サービスの向上、地域課題の解決にどのようにつなげていくかについてですが、業務効率化によって生み出された時間を職員が職員にしかできない業務に充てることが大切となっております。

朝日村は2060年に3,100人を維持するというチャレンジ人口目標を掲げており、職員が創意工夫を凝らした新たな施策の企画立案が不可欠です。令和8年度導入予定の書かない窓口、

これから住民福祉課の窓口に導入しますが、職員は単なる書類の受け取り業務から、高齢者や障害者への丁寧な相談対応に時間を割くようにしていきたいというふうに思っております。また、D Xの意識醸成研修ということで、昨年も実施しておりますが、エクセル研修またセキュリティ研修等、次世代を担う若手職員の育成のほうも進めております。

効率化による時間創出を、質の高い行政サービスと地域課題解決への投資に充当することで、本村の持続可能な発展を実現したいと考えております。

続きまして、質問4、計画に掲げられているA I・R P Aの研究について、これまでどのような検討や試行が行われたか、また生成A Iの活用は検討対象に含まれているかについてですが、令和7年度に生成A I研修を実施し、株式会社P o l i m i l l社のコモンズA Iというものを導入してございます。昨年度までは、インターネット端末で限られたパソコンでしか使用ができませんでしたが、本年4月から職員の自席にありますL G W A N回線のパソコンで全職員が利用できるようになっております。これにより、セキュアな環境での生成A I活用が実現しております。また、そちらのP o l i m i l l社によりまして、本年4月全職員を対象に、A I活用研修を実施しております。職員が生成A Iの可能性と課題を実践的に理解する機会となりました。

続いて、生成A Iの期待される活用分野ですが、文書作成、議事録作成、資料作成、情報整理、アイデア出しなど、職員の創意工夫が求められる業務で生成A Iが補助することで、職員がより高度な判断や企画立案に注力できるようになります。

課題といたしましては、個人情報の取扱い、情報の正確性、セキュリティ対策があります。こちらにつきましても本年4月総務省のガイドブックを参考に、村独自の生成A Iの活用ガイドラインというものを作成してございます。そちらに情報の利用について重要な原則のほうを定めておりますので、そちらのガイドラインに沿って生成A Iのほうを活用していくような形になります。

実際、使っている現場、そういったところで、今回の私もこの議会答弁でも生成A Iのほうを活用させていただいて、過去の議事録であったり答弁の流れ、そういったものも勉強しながら、あとはもう自分なりにこういった、最後、答弁を作成するというような形でもう活用させていただいておりますので、使い方によって本当に有用なものだというふうに思っております。

最後、質問5、今後生成A Iを含めたデジタル技術を活用し、職員が職員にしかできない業務に注力できる環境づくりをどのように進めていくかについてですが、まず正直に申し上げ

げますが、生成A Iなどのデジタル技術は業務削減の可能性を示していますが、活用を始めたのが本年度4月がまず最初だったということで、限定的に活用がなっております。新しい技術であるため、職員がどのように活用すればよいのか、まだ試行錯誤の段階にあります。業務特性に応じた実践的な研修を継続し、低リスクな業務から実際の活用を進めていきたいと思っております。

また、会議録作成やA Iを活用した議会答弁作成など、既に複数の成功事例がありますので、このような成功事例を全職員で共有することで、デジタル技術への革新と活用意欲を高めます。

職員が職員にしかできない業務に注力できる環境づくりというのは一朝一夕に実現せず、段階的に進める必要があります。新しい技術の浸透、職員の意識改革、削減時間の有効活用という複数のステップを通じて、職員が職員にしかできない業務に注力できる環境づくりを今後また進めていきたいというふうに思っております。

私からは以上となります。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

すみません、私も通告書のほうに、B P RとかR P Aとか、ただアルファベット並べただけのものを出させていただきまして、恐らくこれを聞かれている方も、何のこっちゃというところもあるかと思っておりますので、すみません、再質問入る前に再度、B P R、R P Aについて、聞かれている村民の方が分かるように、簡単に結構ですので、もう一度説明をお願いいたします。

○議長（小林弘之君） 中村企画財政課長。

〔企画財政課長 中村高志君登壇〕

○企画財政課長（中村高志君） 最初にB P Rになりますが、こちら、先ほども、すみません、ちょっと申し上げたんですけれども、本当に業務を根本的に見直すということで、こういったD Xを活用していく中で、この業務は本当に必要か、この業務はもう別の方法で対応できないかといったことをゼロベースで問い直しを行うというものになります。

今、いろいろこういったことにつきましても業者のほうからも提案がございまして、例えばこの業務についての指示書といいますか、そういったものを一旦作成して、その中から必要ない業務については省いていくとか、そういったものも今A Iを活用して作成ができると

いった提案も受けております。A Iがやはり相当進んでいるということで、そういったものを活用して、業務を真っさらから見直しをして、必要のないことはやっていかないようにするとか、そういったことを見直していくといったものがB P Rの一つではないかというふうに思っております。

また、R P Aにつきましては、本当にコンピューターが人に代わり、同じ作業、ずっと続いていくような作業を自動でやってくれるというような仕組みになっておりまして、今、村のほうでも1つ導入しているのが、昔は一つ一つ国とかそういったものから来る文書を、朝日村のグループウェアという職員が使っているグループウェアの掲示板とかそういったものに、職員の手で毎朝毎朝上げていたんですが、それをR P Aということで、自動的に上げるような形に今やっております。それだけ一つ取っても、1個の時間で例えば5分とかかかっていけば、年間通すと時間がかかなりになっていくということで、そういった簡単なことから今業務を進めていくようにしております。

ただ、R P Aの仕組みを全職員につくるというのは結構難しいことになっておりますので、今は限られた業務でやっておりますが、行く行くはそういったものにも逆に適したA Iが作成をしてくれるようなとか、そういったことも時代が進んでいくと考えられると思いますので、またそういったことに関しましては、村としても注視して情報を得て進めていきたいというふうに思っております。

以上となります。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

ちょっとすみません、D X推進計画で幾つかご質問だけさせていただきますが、このB P Rにつきましては業務の棚卸、見直しといったところは実際に全ての業務について対象ということで行われたのか、それとも一部を一旦ピックアップして行われたのか、そこをどのように行われたのか、お伺いいたします。

○議長（小林弘之君） 中村企画財政課長。

〔企画財政課長 中村高志君登壇〕

○企画財政課長（中村高志君） すみません、先ほどもちょっと申し上げたんですが、最終的にB P Rがうまく最終的な目標までいかなかったといいますが、といったところでおのこのD Xを取り入れた事業というものは実施はしているんですが、最終的に今回のD X計画の

中では、B P Rについて総括すると残ってしまった部分であるというふうに思っております。

ですので、次のD X計画については、B P Rについて重きを置いて重点的にやっていかなければいけないというところと、あと国のほうの計画でもB P Rについて取り上げられております、今回。ですので、今回そこにつきましてはできなかった部分ということで、重点を置いて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1 番 齊藤正法君登壇〕

○1 番（齊藤正法君） このD X推進計画につきましては、推進は村長はじめ理事者の方と課長が推進役になっていたかと思いますが、村長をはじめ副村長や教育長はこのD Xで何か業務的に楽になったようなものとか、実際のところはあったのでしょうか。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 生成A Iを使いこなしていると言いたいんですけども、幾つかやっています。自分の今までの7年間の棚卸、これは簡単にできました。自分で忘れていたことでもいいはあるんですよね。それが全部リストでばーっと本当に数秒で出てくるのには驚きましたね。というのは、我々の議会の議事録が全部データベース化されているので、そこにアクセス、行けば、小林弘幸村長は何年何月どんなことをしたと全部出るんです。公約とそれとの乖離をという問いに対しては、何%できているとか、これとこれとこれがまだ途上ですとか、全部出るんです。ですから、本当に生成A Iというのは、自分の秘書が後ろにいるような、何でも聞いてくれる秘書が、そんなイメージを持っています。ただ、使い方が、じゃ、そういうところまではできるんだけど、それ以上にまだ例はあるかといったら、まだまだよちよち歩きの使い方です。

○議長（小林弘之君） 齊藤議員。

〔1 番 齊藤正法君登壇〕

○1 番（齊藤正法君） ありがとうございます。

なかなかB P Rを含めて、生成A Iも使い方、最近世の中に認知され始めたものといったところもあるかと思しますので、次回のD Xの推進計画の中ではもう少し具体的なところで取り組んでいただきまして、ぜひ理事者の皆さんも課長も早く帰れるように、対応というか、新しいシステムといったところが進んでいくことを期待して、私の2問目の質問を終わりにいたします。

○議長（小林弘之君） これで齊藤正法議員の一般質問は終わりました。

◎会議時間の延長

○議長（小林弘之君） 皆さんにお知らせします。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまであらかじめ延長します。

それでは、ここで一旦休憩を取ります。

再開は4時25分となります。よろしくお願いします。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時25分

○議長（小林弘之君） それでは、再開します。

◇ 中 村 文 映 君

○議長（小林弘之君） 次に、2番、中村文映議員。

中村文映議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 2番、中村文映です。

本日は2項目について質問させていただきます。

1項目、障がい者福祉について伺います。

県は、この4月から精神障害者向けの入院費助成を始めています。入院費助成は、これまで身体・知的障害のある方に限られていましたが、4月からは精神に障害がある方まで拡大され、経済的支援が一步前進しました。

しかし、現在41市町村が、県に先駆け既に独自に入院費の助成を行ってきていました。ただ、所得制限の有無や対象となる障害の等級などにより、市町村によって支援にはばらつき

があるようです。

そこで伺います。

1、村の障害者入院費補助の状況と、県の制度変更に伴い、村としての助成制度をどのようにしていくのか、現在どのような検討をされているのかについて伺います。

2、国の障害者支援に特別障害者手当があります。受給するには非常にハードルが高い手当だと伺っています。特別障害者手当とは、精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の人に月額3万450円を支給する国の制度です。

村の第2次地域きずなプランには、障害を持っておられる方が令和6年度で125名との記載がありますが、特別障害者手帳の受給状況は現在どのようなになっていますか。

3、村は、いきいき障がい福祉計画策定に当たり、令和5年に障害者にアンケートを行っています。そのアンケートの項目に、障害者総合相談支援センターの認知・利用状況の項目がありました。回答では、センターを知らない方が68.7%を占めていたことに対して、計画では、「相談センターの周知が課題となっています」と現状を分析しています。

計画は令和6年度から始まっていますが、上記の課題に対してどのような周知活動を行ってきたのか。また、2年間の活動を通して、現在どのような到達点にあるかを伺います。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） それでは、中村議員のご質問につきましてお答えいたします。

1番目の質問にお答えいたします。村の障害者入院費補助の状況とのご質問でございます。

村では、福祉医療費助成事業におきまして、医療費の自己負担分を対象とした障害者入院費の補助を実施しておりますので、こちらの制度の対象につきましてご説明いたします。

現在、福祉医療では、手帳の種類や等級、そして所得の状況に応じて、対象となる方を決めております。対象となるのは、身体障害者手帳をお持ちの方は1級から3級、療育手帳の方はA1からB2の方となっております。また、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方につきましては、現在は、精神疾患による入院のみを対象としております。

所得の制限につきましては、いずれの手帳をお持ちの場合も、特別障害者手当の所得条件の基準に準拠し、ご本人だけでなく、支えていらっしゃるご家族の所得状況も含めて確認させていただいております。

なお、精神障害者保健福祉手帳2級の方につきましては、所得税が非課税であることを要

件としております。

次に、県の制度改正に伴う本村の対応についてお答えいたします。

このたび県の方針が変わることに合わせまして、村でも精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方への助成を拡充したいと考えまして、今回の定例会に改正案のほうを提出いたしました。これまで精神疾患による入院に限定していた対象を、全ての診療科での入院に広げるという内容でございます。

最後に、今後の制度の在り方についてでございます。

福祉医療につきましては、自治体によって支援の内容に違いがあることは十分に理解しております。制度を広げることは、医療費の負担を軽くし、必要としている方に支援を届けることにつながる取組だと感じております。一方で、制度を広げていくということは、県の補助、医療費、福祉医療の補助は県のみがあるんですけれども、この受けられない場合は、このかかる費用全体が村の予算から継続的に必要になるということでもあります。

貴重な村の財源を大切に使いながら、福祉医療を持続可能な制度として、今後も検討は続けてまいりたいと考えております。

2番目の質問にお答えいたします。特別障害者手当の受給状況についてのお尋ねでございます。

この制度につきましては、受給されている方が限られているという、先ほども受給には高いハードルがあるということですが、受給されている方が大変限られているという現状がございます。そのため、プライバシーを守る観点もございまして、詳細な人数の公表は控えさせていただいておりますが、受給をされている方は村内にもいらっしゃいます。何とぞご理解のほうを賜りますようお願い申し上げます。

村では、この制度を必要とされている方が安心して利用できるよう、窓口での相談体制のほうは整えております。今後も、申請を希望されるお一人一人の事情に丁寧に寄り添いながら、適切に手続のほうは進めてまいりたいと思います。

3番目の質問にお答えいたします。

中村議員からのご指摘、本当にありがとうございます。確かに、令和5年度のアンケートで、障害者総合相談支援センターの認知度が低いという結果が出ております。私たちとしても深く受け止めており、改善すべき課題だと認識しております。

村では現在、塩尻市、山形村と協力して、総合相談支援センターボイスを相談の拠点としており、これまで村の窓口に来られた方には丁寧にご案内のほうをしてまいりましたが、計

画にございますホームページや広報を活用した相談窓口の紹介が十分にできておらず、反省しているところでございます。また、ボイスは、塩尻市にあるため、物理的な距離に加え、少し心理的なハードルも感じる方もいらっしゃるのではないかと考えております。一方で、村外の機関だからこそ、身近な方に知られずにお話しできるという安心感もございます。こうしたセンターのよさも大切にしながら、より多くの皆様に存在を知っていただけるよう努めてまいりたいと存じます。

今後の対応としましては、急ぎ、次の2点につきまして取組を進めてまいります。

まず、1点目としまして、現在のホームページでは、相談支援の情報が不足しておりますので、総合相談支援センターボイスの情報が届きますよう改善いたします。

2点目に、村が作成しております障がい者福祉のしおりがございましたけれども、内容を今年度中にしっかりと更新し、しおりにおきましても、相談支援センターの情報が分かりやすく届きますよう作成したいと存じます。

今回の貴重なご指摘をしっかりと受け止めまして、相談支援センターが、皆様にとって困ったときに相談できる心強い場所となるよう、より身近に感じていただけるような周知に取り組んでまいります。

以上となります。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今、課長のほうから説明をいただきましたが、いかんせん、私なんかも、新聞に記事が出ていたりして、そういうような情報を基にやっていて、専門的知識があるわけじゃないので、もちろん、担当課のほうでしっかり対応をやっていただければなというふうに思います。

ただ、新聞なんかの情報によりますと、今回、県が精神障害者の入院助成を行うに至った理由が、やっぱり経済的に非常に困窮しがちだという精神障害者の人たちの強い要望を受けて方向転換をしましたというような新聞記事を見かけました。県は所得制限を設けるということなんですが、先ほど課長の説明ですと、特別障害者手当にあるような形で、村も所得制限を設けていくということなんですけれども、理由も先ほど、経済的な理由とか、長期的なというのがあったんですけれども、その辺、例えば、隣の山形村さんとか、近いところでは麻績村さんとか、生坂村さんなんかは、所得制限を設けずに既にやってくるんですけれども、その辺、例えば今回の所得制限を設けた場合、どのくらい村の予算が増えるのか。そ

れと、逆にその辺についてどのくらい見積もっているというのか、増える予算というのか。

○議長（小林弘之君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） 今回拡大して、うちでも条例改正のほう出させていただいてありますが、実際、精神障害者の方は、自分たちの疾患による入院というのがやはり結構長くて、そちらにつきましては、もう既に支給対象としております。

実際に手帳を持っている方々が、どのくらい普通の入院をされるかというのは、こちらでもちょっと想定の方はできませんので、予算の見積りというのは具体的には出しておりませんが、あまりないのではないかとということも一つの想定としてはしております。

実際に、所得制限を朝日村としては設けているわけですが、手帳を持っていて、所得制限があるんですが、実は、あってもほとんど90%以上の方が福祉医療の対象になっています。身体障害者については99%ですね。療育手帳の方は98、精神の方については、1級の方は100%受給しております。

この所得制限を外すか外さないかについては、今のところかなりの方が受給できているという観点と、それから、検討としては、窓口負担とか、本人の負担が軽くなるほうがいいことなのか、それとも拡大してより多くの方に福祉医療が行き届くようにしていくことのほうがいいことなのかということについては、今後まだまだ、福祉医療の施策として、財政面を含めて検討していく余地があるのではないかとというふうに、村のほうでは考えております。

すぐに実現できていくかどうかということころは、本当に県の補助の基準から、村はもう既にそれ以上のところの受給というのを、実際には支給対象としてきている部分がございますので、近隣、確かに東筑は所得制限を外しているところも、ほとんど外していますので、ありますけれども、ちょっとその辺は含めまして、今後検討はしていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） かかった費用の半分を県と村とで折半してやるということですが、今、課長の答弁聞きますと、金額的にはそれほど大きいものがないということと、今回、そういう入院費用をやっても、あまり予算的にぐんと上がるということではないというような答弁だったと思うんですが、それだったら、今回の改正の機会に、今、課長の答弁にもあ

りましたが、東筑のほうでも外しているところが多いということなので、この機会にすっきりと補助をしていただいたほうが分かりやすいし、先ほど来も出ている業務の改善という意味でも、手数料が、細かい計算をしなくていいような気がしますので、ぜひとも、所得制限なしでいく方向で検討していただきたいなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（小林弘之君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） 今回は県の改正もあって拡大ということで、条例の改正のほうを出させていただきました。

所得制限を撤廃するというのであれば、やっぱり障害者全体ですね、精神に限らずというところがございますし、現在、所得制限はかかっているんですけども、それではじかれている方がほとんどいないという、先ほど申し上げたとおりになっておりますので、ちょっと今後の検討と課題としてさせていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 全ての障害者に優しい村であってほしいと思いますので、ぜひ検討を今後していただきたいなというふうに思います。

続いて、2番目に質問した特別障害者手当について、村のほうで受給されている方がいらっしゃるというふうにお伺いしました。

課長の答弁をお聞きしますと、プライバシーの問題もあるとかいう話もあったんですけども、これは権利の問題、国が認めている権利の問題でございますので、やっぱり積極的に、これは受給をPRして、もし受給ができる方、先ほども申しましたが120名を超える方たちが障害を持っていらっしゃって、そして中には、その対象者でありながら理解が進んでいない方が多くて、もしかしたら受給できる方たちが中にはいるんじゃないかというようなふうにも考えるところなんですけれども、その辺について、村は申請の経験があるというふうに、課長のほうでご答弁されていましたが、非常にハードルが高いというように聞いておりますけれども、その辺の各障害者、担当者含めて、村に、ケアマネジャーさんとか、社協さんとか、また施設もございますが、その辺の皆さんの、この手当に対する理解というのは、どんな状況になっているかを教えていただきたいと思います。

○議長（小林弘之君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） 村で、この特別障害者手当は、障害者の担当が主で手続をしてまいったところでございます。私も、今回質問のほうございましたので、ちょっとこの手当のことを調べてみました。

実際、ご指摘のとおり、日常生活において常時特別な介護を必要とされる方に手当のほうが出るわけですが、手帳を持っていないと対象にならないんじゃないかという、ちょっと理解不足がございました。

この20歳以上の在宅の重度障害を対象として支給される可能性がある制度ということでございますので、やはり村といたしましては、障害担当以外のところ、福祉担当の職員とこの制度の共有というのは必要不可欠であるということは痛感しております。なので、今後におきましても、職員の情報共有、対象者への丁寧な説明の案内ができるように努めてまいりたいと考えております。

なお、ここのところ重要なんですが、村の職員の役割といたしましては、制度の対象となり得る可能性のある方に対しまして情報提供を行うことは極めて重要だということは認識しております。しかしながら、村の職員が、手当に該当しますよといった判断ができるものではないことも事実でございます。最終的な判断は、専門的な知見を有する医師による診断書に基づき、国が定める基準に照らして行われるものでございますので、そのところは重々、職員のほうも承知しながら、手当のほうは情報共有して案内ができるように、今後も努めていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 行政のプロの方、障害福祉を担当している係の方でもなかなか理解が難しい。今、課長のもありましたけれども、この手当、今回の手当について、理解をする村民の、一村民の方たちが、なかなか制度を理解するというのが非常に難しいと思うんですね。やはり、先ほどの相談センターの問題でもないですけども、可能性のある方たちに対して、今回、先ほどの課長の説明にもありましたけれども、20歳以上の方で障害者手帳を持たない方でもよろしいんですね。

ですから、3万450円という金額が、障害を持っていて病院に通ったりとか、施設に入ったりとかする人たちにとって、月々3万450円があるということは非常に大きいことだと思

うんですよ。これは、村の制度じゃなくて国が、厚生労働省のほうで、こういう方たちが対象になりますよと言っていて、権利としてあるわけですので、その辺については、やはり私は行政のプロの方たちから、こういう制度があるということを丁寧にご紹介していただくということが大事だと思うんです。

あまり村レベルみたいなホームページには、この特別手当の申請の仕方等について上げているホームページというのは見かけなかったんですけれども、市レベルになったりすると、結構の行政が、やっぱりこういう手当がありますというご案内をしています。だから、その辺について、課長のほう、先ほどお話しいただきましたけれども、再度、何らかの形で、村の障害を持っている方たちに、ご案内をするということとはできないんでしょうか。

○議長（小林弘之君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） この特別障害者手当なんですけど、確かに障害の手帳をお持ちの方は大勢いらっしゃいますけれども、この常時特別の介護を必要とされる障害の程度というのは、手帳でいうと1級、2級、しかも重複障害、手帳を持っていると重複していなければならないですし、しかも医師の診断書が必要になります。なので、かなりハードルは高いものとなってきますし、私もちょっとここで、じゃ、この方が対象になるんじゃないかということとははっきり申し上げることはできません。それから、在宅で過ごされている方の手当になりますので、残念ながら施設入所とか入院されている方は対象となってきておりません。

こちらの手当、障害児の福祉手当というのももちろんございますので、村のしおりのほうを、先ほど整備したい、更新していきたいということでお話しさせていただきましたので、そちらにもちょっと、今は県のしおりにしか載っていないと思いますけれども、そちらのほうも考えていきたいと思います。

以上になります。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今、課長のほうからも説明がありましたけれども、対象となるのが肢体不自由、それから認知症を含む重い精神障害、認知症の方もオーケーなんですよ。それから、重複障害、3重障害、重い内部障害等、絶対安静の方などなどの基準があるということです。

また、先ほどの課長のほうで、在宅というふうに、厚生労働省のほうでは在宅というふう

に言っていられちゃうようですけれども、実際に手当を頂いている方の中には、特別養護老人ホーム以外の有料老人ホーム、それからグループホーム、サービス付高齢者住宅等でも対象になるというふうになっているようです。実際のところはそうなっているようでございます。ですから、もっともっと、私は、村の中でも対象者が出てくるのではないかというふうに思っています。かなり認知症の方たちっていられちゃって、やっぱり常時介護が必要だというふうにお聞きしています。

あと、先日、以前に医療機関にお勤めしていた方にお話を聞く機会があったんですけども、その方のお話ですと、病院関係等で申請経験がある医療ソーシャルワーカーさん、医療相談員さんの方に相談してみたらどうかと、やっぱりかなりお医者さんの中でも、申請書を書いたことのないお医者さんもいられちゃうというふうにお聞きしていますし、申請が通った方たちのお話をお聞きすると、さじ加減と言ったらおかしいんですけども、申請書の書き方によってかなり、申請が通るといような、テクニックと言ったらおかしいんですけども、その辺も、村のほうでも申請経験があるということです。何らかの形でうちちょっとこの内容を深めていただいて、もしできれば、申請できる方がいたらお手伝いをさせていただきたいなというふうに思うところです。

先ほどのボイスではないですけども、そういうところも含めて、村の中で福祉関係に携わる方たちに、ちょっと一度勉強会、ソーシャルワーカーさん等と呼んで勉強会を開いていただくようなことというのは可能でしょうか。

○議長（小林弘之君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） ありがとうございます。

この特別障害者手当につきましては、まだまだ職員も制度自体深めていないところだと感じておりますので、また機会をぜひ設けていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） ぜひそのような機会を設けて理解を深めていただいて、少しでも多くの方、もし対象者がいられれば、申請のお手続をお手伝いしていただけるようなことをやっていただければと思います。

1問目の質問を終わります。

○議長（小林弘之君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 小学校体育館へのエアコンの設置について伺います。

文部科学省は、学校体育館等への空調設備の早期設置に向けて、令和15年度までの補助金を設けて施策を強力に進めています。文科省のホームページで、「早期実現に向けて」を読むと、第一次国土強靱化実施中期計画期限である令和17年度までに100%を目指しています。

補助額の上限は、災害に強いと言われる空調方式、ガス方式で、最大1億4,000万円、国庫補助率が2分の1、残りも100%地方債が使えて、実質市町村負担は25%で整備できるとあります。さらに、令和7年度からは、光熱費についても新たな交付税措置を講じるとあります。

近年は、温暖化の影響で体育館などが異常な高温になっていて、夏場は使用に適さない環境にあるなどの報告も聞いています。また、体育館は子供たちの学習、生活の場であるとともに、多発する災害時には避難所として利用されており、耐災害性の向上を図る必要が早急に求められています。しかし、学校体育館等における空調設置率は全国で2割、県内は4.4%にとどまっています。

そこで伺います。

1、村は小学校の施設改修工事を進めてきましたが、体育館の空調整備についてはどのように考えていますか。

2、文科省が進める学校体育館等における空調整備事業は、断熱性確保を同時に求めています。朝日小学校の断熱に対する施設の現状はどのようになっていますか。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、中村議員のご質問にお答えいたします。

小学校体育館へのエアコンの設置についてですが、まず初めに、令和6年度に実施した検討結果とその後の対応についてご説明させていただきます。

議員ご承知のとおり、小学校では令和4年度から長寿命化計画に基づき改修計画、改修工事を行ってきております。その中で、令和6年度には、体育館の改修工事の際に空調設備を

どうするかについて、教育委員会事務局、総務課防災担当、小学校の教頭などを交え、事務局レベルでの検討を行いました。その検討結果ですけれども、次の理由から、この時点での空調設備整備は見合わせることにいたしました。

理由として、1つは必要性についてです。小学校では6月から水泳授業が始まり、夏場の体育館の使用が減少することから、暑さの影響は限定的であると判断をいたしました。

次に、災害対応の面では、学校を避難所として使用する場合、普通教室棟にエアコンが整備されておりますので、避難者の受入れ対応が可能であると判断をいたしました。

さらに、事業費についてです。事業費、工事期間の面では、国の空調設備整備臨時特例交付金の必要要件として、議員おっしゃったとおり断熱性確保が求められており、朝日小学校の体育館においても断熱性対応が必要となります。これに伴いまして、膨大な事業費が見込まれるとともに、工事期間も長期となることが見込まれたため、この時点では小学校体育館への空調設備の整備は見合わせることにいたしました。

したがって、令和7年度の体育館棟の設計では、体育館の空調設備の内容は含まれておらず、本年度その工事を発注したところでございます。しかしながら、近年の夏の猛暑、酷暑の状況を踏まえ、災害時に体育館が避難所として使用される場合の暑さ対策として、令和7年度に、新しい地方財政生活環境創生交付金（地方防災緊急整備型）を活用し、スポットクーラー、移動式のエアコンを4台導入し、小学校に配置いたしました。これにより、災害時の対応はもとより、ふだんの授業においても、必要に応じてスポットクーラーを活用することが可能となっております。

以上です。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今、次長のほうから、6年度に検討して、空調は入れないという理由をお聞きしましたがけれども、夏場、確かに水泳授業が始まって、しているんでしょうけれども、日常的にも体育館で休み時間に遊んだりとか、放課後活用したりとかということもあろうかと思うんですけれども、体育館には使用基準みたいなものが、使用の条件みたいなものがきっとあろうかと思うんです。例えば温度が何度以上になったりとか、湿度が何度以上になったら、もうここでは授業とか、遊んじゃ駄目だよというような基準があるかと思うんですけれども、その辺というのは、朝日小学校の中で近年使えない日とか、その条件に合わなくなったような日というのは何日ぐらいあって、またそれというのはこの間増えている

んでしょうか。その辺についてお聞きします。

○議長（小林弘之君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 朝日小学校での、日常使っている暑さ対策の基準になりますが、公民館でもそうですけれども、最近、WBGTの温度計を使って、一定の温度になると中止というような対応を公民館事業もしておりますが、学校授業でも一応一定の基準があって、今ちょっと数字的なものを、しっかりした数字を言えなくて申し訳ないんですが、あって、それを学校のほうでも確認しながら、極端に暑いような、その数値が超してしまっているようなときには、使わないというような対応をさせていただいています。

具体的に、じゃ、何日間あったかと言われると、具体的な数字を小学校から聞いておりませんが、夏場の体育館自体が窓を開けたりしていますので、天気にもよりますが、基本的には使えていたということで確認をしておりますので、極端にもう使えない日何日あったということは聞いてはおりません。

以上です。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） エアコン設置率が、東京都だと100%ぐらいになっているみたいです。長野県が4.4%ということは、長野県の気候状況を考えたら、納得できないこともない、今、次長の言ったとおり、窓を開けたりとかということもあるかと思うんですけれども、この間の温暖化の影響というのは結構大きくて、例えば行政の中においても、クーリングシェルターとか、クールシェアスポットを設けて、村民の方たちに来ていただいて、そこで過ごしていただくというようなことがあるかと思うんですよね。

近い将来、国がこれだけ強力に、私も今回、県議会のほうでこれが取り上げられていたの、今回質問をさせていただいたんですけれども、国のほうの中で、学校体育館における空調整備の早期実施に向けてという資料を、文科省のほうから見せていただいたんですけれども、やっぱり国のほうとしても、先ほど紹介したような有利な補助金を設けて、100%を目指すんだというふうに言っていますので、令和6年度のときには外れたということなんですけれども、やっぱり今後検討していかなきゃいけないのかなというふうに思うところです。

それから、先ほど次長のほうからも、断熱についての基準なんですけれども、この文科省から出ている基準を見ますと、非常に緩いんですよね。後でもいい、先でもいい、それから

基準を設けません。例えば、このくらいの断熱性能、一般住宅ですと6とか7とか求められますけれども、そういう基準は設けていないんですよね。例えば、屋根の塗装を、断熱の塗装をしたらオーケーとか、窓枠を替えたらオーケーとか、非常に求める基準が低くなっているんですよね。

それに対してももちろん補助が出てくるんですけども、もう一度教育委員会のほうで、今回、私質問させていただいたんですけども、7年度に教育委員を含めて検討したということなんですけれども、一度文科省から出ている「公立学校施設における体育館空調設備についての早期実現に向けて」を委員の皆さんで検討していただくということはできますか。

○議長（小林弘之君） 上條次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 今後の対策にもあるかと思いますが、断熱対策について、今回ご質問もいただいたので、実際現時点でどのくらいかかるか。議員おっしゃるとおり、塗装の関係で大分対策ができるということも分かっていますので、その辺で見積りを取ったところ、エアコンをつけるのも含めて1億3,000万円くらい、朝日小学校だけでかかります。そうすると、今回、長寿命化でそのくらいかけていますので、結構倍くらいお金がかかってしまいます。ただ、お金がかかるからやらなくていいかという部分もありますが、今、子供の減少もあったり、今後の朝日小学校の利用の状況をどうするかということもあります。

それと、今回の長寿命化計画の中でやるには、補助金の申請の段階が、もう6年度でやらないということで決まっていたので、それからすると、補助金の申請に、今年工事をやるのには間に合わなかったという経過があります。

ですので、今後については、先ほど言った子供の数とか、今後の体育館の利用の状況も踏まえて、あと財源が、今ある財源が使えるかどうか分かりませんが、今後の財源も見ながら対応することになるかなと思っております。

以上です。

○議長（小林弘之君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 最初にご案内したとおり、今回の補助金については、実質市町村の負担は25%ということです。ガス式においては最高額1億4,000万、補助対象になるんだというふうに書いてあります。

国は何とかしてやってほしいと。国のスケジュール感は、見ていきますと、1年間でやれ

と。ところが、1年間でやれるよと言っているんですけども、今の建設事情とか見ますと、とても1年間ではできないのかなというふうにも思いますけれども、それに対しても、2年かかってもいいよと、それについて非常に緩い。見ると本当に、先ほど紹介したとおり、断熱に対しても緩い基準になって、この補助金ぜひ使ってくれと。

国の補助金なのに、ほかの補助金よりも有利だよというような表現もしてあるくらいなものでございますので、ぜひ一度、近い将来、国のほうは一応17年までには100%を目指したいと言っているわけです。今、改修工事やっておりますので、流れの中で、どの時点でやれるかあれなんですけれども、ひとつ検討はぜひしていただくようお願いをしまして、私の質問は終わります。

○議長（小林弘之君） これで中村文映議員の一般質問は終わりました。

◇ 羽多野 美 映 君

○議長（小林弘之君） 次に、3番、羽多野美映議員。

羽多野美映議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 3番、羽多野美映でございます。

本日最後の質問となります。私は1問だけですので、ぜひ最後までしっかりとご答弁いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

公民館周辺複合化施設整備の今後の進め方についてでございます。

公民館周辺施設の複合化計画については、昨年9月定例会の一般質問において、進め方について質問いたしました。その際、検討が建設ありきで進んでいるのではないかという懸念、わくわく館の利用実態や既存施設の活用、住民への周知不足、出前村政等による意見聴取の必要性、そして財政面を踏まえた慎重な検討の必要性について申し上げました。これに対し村長からは、周辺施設が将来的に使えなくなることが発端であり、今この議論を行うことが大事であるということ、また、もっと住民に現状を知らせ、時間をかけて検討していくとの答弁がありました。

その後、本計画は財政面等を理由に一時休止となりました。私は、この休止という判断自体は必要な判断であったと受け止めています。ただし、本事業については、これまで検討委

員会での議論や、委託による調査、計画づくりなど、予算を伴って一定の検討が進められてきました。財政面を理由に一時休止としたとしても、これまで積み上げてきた議論や資料を単になかったものとするのではなく、何が整理され、何が不足しているのかを検証し、今後に生かす必要があると考えます。予算を伴って進めてきた検討である以上、その経過や課題を整理し、次の判断につなげることも、行政として必要な責任ではないでしょうか。

本年３月定例会においても、休止期間中の既存施設の修繕や備品整備について質問がありました。これらは、現在の施設を安全にまた有効に使い続けるために必要な視点であると考えます。

一方で、私が今回確認したいのは、個々の施設修繕や備品整備にとどまらず、休止期間そのものを、今後の事業判断に向けた整理と合意形成の期間としてどう位置づけるかという点です。建設に進むかどうかを直ちに判断する段階ではないとしても、住民に現状を知らせること、既存施設の利用実態や課題を整理すること、関係者の意見を聞くこと、基本構想につなげる土台をつくることは、今だからこそ進めるべきではないでしょうか。

過去の庁舎建設では、研究検討委員会の設置、地区での意見集約、基本構想の策定、建設委員会による検討など、段階を踏みながら進められてきました。候補地検討等の課題が生じた際にも、必要な整理を行いながら基本計画へとつなげてきています。

私に分かる範囲で資料を作成しました。これは広報あさひむらに掲載されたものをまとめたものです。

資料のほうございますが、ご覧ください。平成19年、問題提起として、中村武雄村長就任時に、現庁舎の老朽化や防災拠点としての課題提起と財政状況を背景に、「慎重に検討する」というふうに、一旦持ち上がった話だったんですけども、一旦休止といった形を取っております。そういった中で、時系列で見ていきますと、研究段階、それから住民意見の集約、基本構想の策定等、いろいろな手順を踏んで、この役場庁舎、新庁舎が建設されたとされています。

公民館複合化施設整備についても、休止を単なる停止期間とするのではなくて、次の判断につなげるための準備期間として位置づけるべきだと考えます。３月定例会では、基金を創設し、計画的に資金繰りを行う考えと、有利な起債等が活用できる場合には早期着手も視野に入れる考えが示されました。そうであるならば、財源の見通しだけでなく、住民合意形成、基本構想、基本計画をどのような順序で進めるのかを、今の段階から整理しておく必要があると考えます。

一時休止となった現在、公民館周辺複合化施設整備を村としてどのように位置づけ、庁内ではどのような検討を進めているのかを伺います。

また、昨年9月の一般質問において、村長は、もっと住民に知らせ、時間をかけて検討していくと答弁されています。休止後、住民への周知や意見聴取について、どのように取り組んでいるのか、また今後どのように進める考えなのかを伺います。

さらに、本事業は、公民館周辺施設の複合化として進められてきましたが、単に教育委員会所管施設の再編にとどまるものではないと考えます。子供の居場所、子育て支援、健康づくり、地域活動、産業振興、商業的活用、防災、周辺環境整備など、村の将来像に関わる幅広い視点が必要です。そのため、関係各課が早い段階から関わる全庁的、横断的な検討体制が必要ではないかと考えます。村全体の政策設計として、どのような体制で課題や可能性を整理し、今後の基本構想や計画づくりにつなげていく考えかを伺います。

最後に、この事業を再び進めていく場合、財源確保の考え方、それから基本構想、住民合意形成、基本計画の手順をどのように整理し、どのような体制で進めていく考えなのかを伺います。

○議長（小林弘之君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、羽多野議員のご質問にお答えをいたします。

今後やらなければならないこと、いろいろご提案をいただきました。議員のご提案のとおりでございます。

ちょっと、今までのことを振り返ってみますと、公民館と公民館周辺の施設の統廃合計画、これは3年かけて庁内で検討し、そして概要案にまとめ、それを案の元に、各方面から利用者20名にも、これは村民でございますが、村民の代表的な利用者20名の方にも参画いただいて、基本構想案の作成までこぎ着けました。

その後ですが、財源の見通しが立つまで、財源がなければ計画が幾らよくても進めませんので、その財源の見通しを立てるところにちょっと時間がかかったという経過があります。その財源の見通しが立った時点で、よし、これならできそうだということが見えたときに、広く村民に計画を下ろして、各常会レベルで賛否を問うたり、またはその一歩先の建設検討委員会の委員を選出してもらったりというようなステップを考えておりました。

そういう中で、先ほど申した、ずっと財政的にはかなりの時間をかけて検討してきたんで

すが、有利な起債だとか、そして今後10年間の財政計画を立てる、ちょうどそういうタイミングがありましたので、そういうタイミングの中で財源の見通しがどうも立たないぞということで、一旦はブレーキを踏ませてもらったというのが経過でございます。

ですから、今、議員がおっしゃるとおり、これはまた、今一旦ブレーキを踏みましたけれども、近い将来、必ず同じことを考えていかなくちゃいけないということになりますので、凍結期間はなるべく短いほうがいいということでございます。じゃ、どこまで凍結できるかということなんですが、私たちが、今の既存施設の劣化度を見るというのが、総合劣化度的に判断する指数がございまして、劣化度70%という一旦の線引きをして、それに到達する施設が、今から何年後だ、何年後だということで計画を立てたんですが、70%を過ぎても使えないわけないということで、このご時世であるし、財政も逼迫している、または今後の財政の見通し、または有利な起債が、まだめどが立たないという時点では、その基準点を80%くらいまで引き上げられないかと、そういう中で、今の施設をすぐに使えないということはないものですから、もうしばらく先まで延ばす、そういうこととしたわけでございます。

ですから、もう一回仕切り直しですから、そういった総合劣化度をもう少し引き上げる、じゃ、それは何年先だ、そういうようなことから時間的な余裕が少しできましたから、これからもう一回、大日程計画を引き直して、そしてどういうタイミングで物事を進めていくかということ、計画をもう一回仕切り直して立てていくというのが今年の仕事になります。

その裏には、財政計画上、大きな検討要素として、今ですが、財政調整基金をどのくらい取っておけばいいのかという課題があります。2年間かけて、財政計画、財政の改革をやってきました。そういう中で、財政調整基金は30億という一つの目安が示されたわけですよね。ですから、本当に財政調整基金が30億でいいのか、または20じゃ駄目なのかという議論も、もう一回やらないと財政のめどが立ってきませんので、その辺も含めて公民館周辺施設の統廃合の検討をもう一回する必要があるということでございます。

ただ、先ほども議員がおっしゃったとおり、3年間の検討の期間中、コンサルタントを入れたり、かなりの経費をかけました。ですから、今までのものは決して無にはなっておりません。今の段階での概要設計的なものもありますし、または、全施設において総合劣化度も調査もできていますし、じゃ、次にどういう段取りをするかという大まかな構想もできていますから、その辺の財政の、もう一回見直しができて、その辺の財政計画が立てたところで、それを見越して再度計画をつくり直すということにさせてもらいたいと思います。

あと、議員いろいろアドバイスをいただいていることのステップは、これは全部大事なこ

とでありますので、そのようなことをしていかなくちやいかんということであります。

まとまった返答になったかどうか分かりませんが、今はそういうことを考えております。

○議長（小林弘之君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） ご答弁を伺い、財政面を踏まえながら慎重に検討していくということだったと思います。また、必要に応じて庁内で連携していくという趣旨で私は受け止めたんですけれども、一つずつもう少し深掘りしてお答えをと、私の中で整えさせていただきたいというふうに思うんですけれども、まず休止時、今のこの段階で、庁内でこういったことを整理されているのかということを伺いたいです。

先ほど、齊藤正法議員の質問の中で、生成A Iの活用というところが出てきたんですけれども、これは私、再質問の中で考えてはいなかったんですけども、課題整理だったり、時間軸のタスク管理、そういったところは生成A Iで十分に、非常に高度なレベルでできるかと思います。庁内でこういったことが今整理されていて、こういったところが整理されていないのかというところと、もう一つ、今年度から地方創生伴走型支援制度を使って、国から支援員が来て、村の課題について一緒に検討していきましょうということも利用しています。そういったところに、支援員の職員の方に相談していくということは、非常に有用なことかと思います。

この制度の利用の理由としては、たしか、役場の職員は頭の中が凝り固まっていて、過去の事業の継続を淡々とやっているとか、ものの見方が停滞しているといった問題があるということをおっしゃっていたんですけれども、そういったところを踏まえて、何を整理してこの支援員に聞いていくのかということは、もう整理されているのかどうかお聞かせください。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今こういった整理がついているかということなんですが、先ほどもちょっと触れましたけれども、この3年間やってきた活動の成果はまとまっております、資料として。ですから、一旦はそれをまとめた形になっておりまして、じゃ、それは今後どうするかというのはちょっと横に置いておいて、前も、前回の議会で私答弁したと思うんですが、もう少し練り込みを入れなくちゃいけないところも多々あると思いますので、今までは、今までの案として、じゃ、さらにここで時間的な余裕ができたときに、こういった、もうプラスアルファなのか、マイナスアルファなのか、もう一回その辺は当然検討に入ります。

それと、前もちょっとお話ししたかもしれませんが、ずっと3年間検討してきている間に、全く見落とした大きなことが一つありまして、これはテレビ松本の中継施設の存在です。

あの施設は、あることは当然分かっていたんですが、簡単に動かせるだろうという腹でおりました。だけれども、実際に物を見たり、実際にその辺の、どのくらい費用がかかるかといったら、これはちょっとべらぼうな費用がかかるということが分かりましたので、じゃ、そういう中において、今後のそのテレビ松本さんの施設をどういう扱いにしていくのかという新たな検討課題が出てきております。そういった新たな問題も見えてきました。

それと、わくわくの利用率が非常に上がってきているということで、本当にそういった施設の中に、わくわくのような施設と一緒にして、例えば夕方からの会議が、わくわくの子供たちに、ちょっとうるさいから静かにしなさいなんていうことは、これは言えませんから、そういった本当に複合型の施設の中にそういったことまで取り込んでいいのか等々、今から考えれば、いろいろな課題が見えてきつつありますので、そういったものをもう一回庁内で整理する中で、新たな計画をつくっていくということで、中央公民館が主でございますので、教育委員会を引き続き、その後の会議の編成は未定ですが、取りあえずとっかかりは、教育委員会にもう一回力を出してもらって、今後の概スケジュールを立てていくというようなことを、今後行っていきたいというふうに思います。

そういったことも生成AIで簡単にできるんじゃないかというのもご提案いただきましたけれども、これはこれでやってみます。多分、これだけのが、取りあえずインターネット上には全てが、今までの議事録が載っていないところもあるかもしれませんが、生成AIは大体そこから引っ張ってきますので、データ不足の部分はどうやったら内部資料がデータとして扱えるのかというのは、ちょっとまだ私、手法が分かりませんので、そんなことも活用しながら、生成AI的に聞いてみたいと思います。

それと、今度の伴走型の3名の国からの支援員の皆さんでございますが、当然こういったことも相談をしていきたいと思います。これは、企画のほうで主に動かすプロジェクトになるかと思いますが、今の村の課題は何ですかという中の、ヒアリングの中で当然出てくる話ですので、そういったものも、そういった皆さんのご意見も伺っていくということになると思います。

○議長（小林弘之君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 進め方を整理して、庁内横断の体制ということでやっていくという

ことなんですけれども、その中で教育委員会が主体となってやっていくようなことを、村長はおっしゃっていたんですけれども、この伴走支援制度を使うとすると、こちら企画財政課の担当になってくるかと思います。そうしたときの、庁内の横断的な話合いということ、やはり整理して整えて進めていかなければ、情報共有ということがきちんとできていかないのかなというふうに思っています。

誰が全体を取りまとめて、どの場面で課題を整理していく、どう意思決定にこれをつなげていくのかということについて、この事業は、私は、この教育委員会所管施設の再編にとどまらない、先ほども通告書でもお話ししましたが、子育て、健康づくりだけではなくて、産業振興、防災、周辺施設の環境整備、これが村全体の政策課題、先ほど村長おっしゃっていましたとおり、いろいろな課題が見えてきたとおっしゃっています。そういったところをどういうふうに整えていくのかという、まずこの庁内横断型の体制ということ、チームをどういうふうにするのかということ、私は整えていただきたいと思います。それをできるだけ早くやっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 先ほどの国からの3人の支援の件ですけれども、具体的にどういったことをやってくれるということはまだ決まっていません。そして、大事なものは、常駐するわけじゃありませんので、月に1回、2回の多分テレビ会議での情報交換なり、そういったものが主になるかと思います。ですから、どこまでプロジェクトに入っていただけるか、それがまた見えた段階で、体制づくりはしたいと。

それと、いろんな課題が見えてきて、村全体の課題でもあるということの中では、本当にそうだと思っていますので、いわゆる庁内の体制づくり、体制をどうするかというのは、ちょっとテーマとして、研究としていただくことになるかと思います。今、大体のイメージはあるんですが、まだ庁内の調整が、これから調整をするところですので、ちょっと時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（小林弘之君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 教育委員会を主体としてやるなというわけではなくて、今まで検討委員会を開いて議論を重ねてきて、何度も何度もいろいろなものを積み重ねてきていただいたというこの成果というのは、本当に有用なものだと私は思っています。それを利用するた

めに、全庁、全課でどういったことを、必要か必要じゃないかということが考えられるような体制づくりをぜひ進めていただきたいと思います。

住民周知という部分でちょっとお伺いしたいんですけれども、昨年9月の一般質問で村長は、もっともっと住民に知らせて、今こういう問題があるんだということを知らせていくことがまず大事だとしてご答弁されています。これは、私は実はA Iで通告書を作っているんですが、今までの一般質問の全データを打ち込みで中に入れて、村長がどんな答弁をしたかということまでここに出していただいているんですけれども、村長はそういうふうに、確かにおっしゃっていると思います。

3月の全員協議会では、この複合化施設をどういう施設にしていきたいかという質問の中で、みんながわくわくする施設、きらきらだったかもしれません。これはちょっと私、覚えがないんですけれども、こういった趣旨のご発言もありました。そういう思いはとても、私は大切なことだと思っています。ただ、行政計画として考えるときには、村長が思うわくわくやきらきらが、そのまま住民合意とすることはできないと思います。

住民一人一人にも、それぞれの期待、不安、必要としているものが必ずあるはずです。その声を聞き取ることや、整理したものを基本構想に反映していただきたいと、私はそういうふうに思います。

先ほど清沢正毅議員の質問の中でも村長はおっしゃっていました。住民の望み、声が大きくなないと何も進まない。住む人たちの魂の入ったものであるべきだと、こういったことをおっしゃっていたんですけれども、これは検討委員会でなされた、検討委員会に来ていただいた20人くらいの委員の皆さんの声も非常に大事なものだなんですけれども、住民の側から見れば、この計画が休止になったこと自体も十分に伝わっていない可能性があります。何を建てるかを説明する段階ではなくても、今ある施設にどんな課題があって、なぜ複合化施設の議論が始まったのか、なぜ休止になったのか、今後何を整理するのか、こうした現状の共有は、今の段階でもできると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 住民の声という部分ですが、思い起こすと、この庁舎を建てるときに、各常会から検討委員を選ぶというような段階がありました。その時点でも、反対する人も結構いたんですよ。また箱物かいというようなこと言う人はいっぱいいました。でも、それはやっぱり大きな意見で今まとまって、この立派な庁舎になったわけなんですけれども、今回の

場合も、多分これを、ある程度の概設計をいよいよ常会に下ろすとなれば、要る要らないという議論がまた始まります。これは、半分の人が要る、半分の人が、え、また20億円も借金するだかいということになります。ですから、この辺はよく住民の声を聞きながら、もし、将来この施設がなくなっていいのというところまでの議論が必要で、または必要だねというときには、どのくらいの規模なのというところが、まず原案を示したものが、多分かなりの修正が入るんじゃないかというふうに思っています。

ですから、ある程度の、我々がめどが、いよいよ住民に下ろせるということが決まった時点で、なるべく早く情報を下ろして、そして住民レベルの意見を吸い上げる、または各常会で、本当にさっきも申し上げたとおり、賛否まで問うだとか、またはその先へいくだとか、そういうことから本当に始めないと、多分、この間の見積りで19億でしたから、この数年たてば、もしかしたら倍の40億円くらいなんていうことだって考えられます。今のままでいけばね。ですから、その辺も併せて、本当に住民と向き合って、公民館って今さら要るかというところもあるかもしれません。それから、そういう議論が出てくるかと思います。ですから、今私はある程度、想像でしか物を言っていないけれども、本当にそういったことにまた力を注ぎ込んでいく必要が当局としてあると思います。

聞きたい答弁になったかは分かりませんが。

○議長（小林弘之君） 羽多野美映議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 村長おっしゃるとおりで、住民に下ろしたときには、必ず賛成も反対もございます。その施設が不要だという意見もあると思います。箱物は要らないというフレーズがよくありますけれども、そういったことは、かなり多分厳しく飛ぶと、そういう想像も私もしています。これは想像の上でしかありません。ただ、この役場庁舎の検討会のときに、非常にたくさんの反対意見が出たと私は聞いています。その当時、いろいろ地域に出て行ってお話を聞いた、多分役場の職員の皆さん、お話を伺いに行ったときにも、こんなたくさんのお金をかけて、役場の庁舎新しく建てる必要があるのかという声もあったと聞いています。

ただ、今、この新しい役場庁舎、皆さん、こんな庁舎を建てちまって困ったもんだと思う方はいらっしゃいますか、朝日村の中に。この役場庁舎は、本当に村産材で造った自慢の建物になっているかと思います。村外、県外、いろいろなところから視察に、この施設を見に来ている方はたくさんいらっしゃると思います。それは、この住民合意形成、このプロセス

があったからこそ、いろいろな話合いがあったからこそ、建ててよかったねという施設になったのかなというふうに私は思います。

なので、必ず住民の皆さんに、皆さんの言葉でいろいろな思いを下ろしていただきたいと思うんですけれども、その前にやっていただきたい、この一般質問にした理由というのは、この庁内各課の皆さんも、役場庁舎だけではなくて、公民館、公民館周辺に対する思いだったり、考えだったりというものが、職員一人一人の皆さんにもあろうかと思います。それも、住民の皆さんの心配だったり、期待だったり、不安だったり、同じものなんじゃないでしょうか。そこを、やっぱり皆さんで話し合っていていただいて、複合化施設はこういうふうにしたいんだと、村民がこんなふうに集まれる施設にしたいんだということを、まずこの休止期間に整理をしていただいて、住民に持っていかれるような内容に課題を整理していただきたいと、ぜひそういうふうと思うんですけれども、それをやっていただけるかどうか、お約束していただけるでしょうか。

○議長（小林弘之君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 最善を尽くしてやらなくちゃいけないと思っています。約束だと思います。

○議長（小林弘之君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 夢は大きく語るということは本当に大事なことだと思うんですけれども、どうしてもやっぱり財源ということが先に立つものでございますので、財源のほうを確保、しっかり計画を立ててやっていながら、本当にこの施設ができるのかどうかというところも踏まえて、ご検討いただきたい。財源の機会を逃さないという考え方は非常に大事だと思います。

ただ、この有利な起債、補助制度、確かに大きなチャンスなんですけれども、この財源の期限に計画を合わせるんじゃないくて、村として必要な手順を踏んだ計画にしていきたい、再三再四のお願いになりますけれども、そういったことを私は強く要望したいと思います。

しっかりと、この住民の声、基本構想の整理を大切にしていっていただくということを、今回はこの質問の中で確認をさせていただきました。

最後に申し上げます。

この数年、村内では、小さな規模ではありますが、新たな事業者や活動の場が少しずつ増

えてきています。そうした動きは、村のにぎわいや村おこしの機運にもつながる大切な資源だと思います。複合施設を造るかどうかなだけではなくて、既存の事業者の力を生かすこと、空き家や既存施設を活用すること、村の中に既にある資源を大事にすることも含めて、考えていただきたいと思います。

財源が見えたから進めるということではなくて、住民にとって、私たちにとって、何が必要で、村にある資源をどう生かせるのかを丁寧に整理した上で、必要な財源を活用する、その順番を大切にしていってほしいということを申し上げ、質問を終わりたいと思います。

○議長（小林弘之君） これで羽多野美映議員の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小林弘之君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 5時48分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和8年朝日村議会6月定例会 第3日

議 事 日 程（第3号）

令和8年6月12日（金）午前9時開議

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 常任委員長の報告

第 4 常任委員長報告の質疑、討論、採決

第 5 議案第45号から議案第54号までの質疑、討論、採決

（追加付議事件）

第 6 発議第1号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と
「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書について

第 7 議案第55号 財産の取得について

第 8 議案第56号 村道路線の認定について

第 9 発議第1号並びに議案第55号及び議案第56号の議案提案説明

第10 発議第1号並びに議案第55号及び議案第56号の議案内容説明

第11 発議第1号並びに議案第55号及び議案第56号の質疑、討論、採決

第12 議員派遣について

第13 閉会中の継続調査の申出について

出席議員（10名）

1 番 齊 藤 正 法 君

2 番 中 村 文 映 君

3 番 羽多野 美 映 君

5 番 豊 田 恵美子 君

6 番 清 澤 あゆみ 君

7 番 古 池 美佐江 君

8 番 北 村 直 樹 君

9 番 清 沢 正 毅 君

10 番 清 沢 敬 子 君

11 番 小 林 弘 之 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	越 川 豪 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会計管理者兼 総務課長	清 沢 光 寿 君
企画財政課長	中 村 高 志 君	住民福祉課長	上 條 裕 子 君
建設環境課長	小 林 秀 樹 君	産業振興課長	大 池 守 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君	保 育 園 長	上 條 浩 充 君

事務局職員出席者

議会事務局長	上 條 まゆみ 君	書 記	北 林 薫 君
--------	-----------	-----	---------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（小林弘之君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小林弘之君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小林弘之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議会会議規則第125条の規定により

2番 中村文映 議員

3番 羽多野美映 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（小林弘之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

監査実施報告書が別紙のとおり報告されております。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（小林弘之君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

社会文教委員会、齊藤委員長。

〔社会文教委員長 齊藤正法君登壇〕

○社会文教委員長（齊藤正法君） 本委員会に付託された請願1件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

委員会は、6月5日に開催し、慎重に審議した結果、請願を全会一致で採択すべきものとなりました。

審査の経過を申し上げます。

請願第1号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書につきましては、長野県で今年度から独自に小学校1年生の25人規模学級編制が導入されていますが、国の責任により、さらなる少人数学級を推進すること、教員の持ち時間数軽減に不可欠な教員基礎定数算出に用いる係数の改善をすること、教育予算の増額を求めるなどの内容でした。

義務教育は、国の責任において行われ、ひとしく教育を受ける機会を確保されることが重要であることなど、請願の趣旨を十分に理解できることから、採択すべきものとなりました。

議員各位には、十分ご賢察の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

なお、議決後は、関係機関へ意見書を提出いたします。

以上、報告いたします。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（小林弘之君） 日程第4、これから常任委員長の報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、請願第1号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択すべきものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

この際、日程第5に入ります前に、議長からお伝えします。

議事日程第1号の報告第1号から報告第4号までにつきましては、報告事項でありますので、報告を受けたものとして処理いたします。

◎議案第45号から議案第54号までの質疑、討論、採決

○議長（小林弘之君） 日程第5、議案第45号から議案第54号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第45号 あさひ診療所医師住宅条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 朝日村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 朝日村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 朝日村観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 朝日村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 令和8年度朝日村一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 令和8年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 令和8年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 令和8年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎発議第 1 号並びに議案第 55 号及び議案第 56 号の上程

○議長（小林弘之君） この際、日程第 6、発議第 1 号から日程第 8、議案第 56 号までの議案を一括上程します。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（小林弘之君） 日程第 9、ただいま提出されました発議第 1 号並びに議案第 55 号及び議案第 56 号の提案理由の説明を求めます。

この際、お諮りします。発議第 1 号の議案提案説明につきましては、先ほどの委員長報告の際、説明が尽くされており、採択に伴う意見書の提案でありますので、議会会議規則第 39 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） ご異議なしと認めます。

したがって、発議第 1 号の議案につきましては、提案理由の説明を省略することに決定しました。

続いて、議案第 55 号及び議案第 56 号の議案提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、ただいま上程されました案件につきましてご説明を申し上げます。

本日、追加提案いたしました議案は、財産の取得 1 件、村道路線の認定 1 件の計 2 件でございます。

議案第 55 号 財産の取得についてにつきましては、災害備蓄用福祉避難所等資機材を購入するに当たり、1,980 万円で有限会社デンダと仮契約が締結されましたので、地方自治法及び条例の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第 56 号 村道路線の認定につきましては、道路法の規定により、中組西住宅造成地内の村道 5 路線の認定につきまして、議会の承認をお願いするものでございます。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明を申し上げましたが、担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、ご審議を賜りますようお願いいたします。

◎議案内容説明

○議長（小林弘之君） 日程第10、発議第1号並びに議案第55号及び議案第56号の議案内容説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明は、全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩します。

休憩 午前 9時16分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時32分

○議長（小林弘之君） 本会議を再開します。

◎発議第1号並びに議案第55号及び議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（小林弘之君） 日程第11、発議第1号並びに議案第55号及び議案第56号の質疑、討論、採決を行います。

初めに、発議第1号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 財産の取得についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 村道路線の認定についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小林弘之君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（小林弘之君） 日程第12、議員派遣についてを議題とします。

議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） ご異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（小林弘之君） 日程第13、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長より、目下委員会において調査中の事件について、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林弘之君） ご異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

◎村長挨拶

○議長（小林弘之君） ここで、村長から挨拶したい旨、申出がありましたので、これを許可

します。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

提案いたしました議案のご審議と原案どおり可決をいただき、ありがとうございました。

今年も梅雨に入りました。先週は台風６号が、統計史上４番目に早い上陸であったということのようです。今年も、梅雨前線や線状降水帯等による集中豪雨が想定され、最も注意が必要なことは、沢筋や山の土手等の土砂崩れ災害でございます。

７日に行われました土砂災害防災訓練は、針尾下組地区で行われ、３５名の皆さんに避難訓練と防災講習会に参加していただきました。特に山際では、小さな異変を早く察知していただき、避難指示が出されなくても、自らの判断により避難するよう心がけていただきたいと思います。

万が一、災害に見舞われた際は、まずは自助、そして近所、隣同士の助け合いをお願いいたします。

熊の出没についてでございますが、連日の報道、ニュース等で報道がされております。朝日村でも、昨日と本日、出没となっております。今後は、村民の皆様、身を守る対策をぜひお願いしたいと思います。

議員の皆様方におかれましても、ご自愛をされ、朝日村発展のためご尽力を賜りますようお願いを申し上げます、お礼のご挨拶といたします。

今定例会、お疲れさまでございました。

◎閉会の宣告

○議長（小林弘之君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和８年朝日村議会６月定例会を閉会とします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前 9時38分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員